宮崎県国土強靱化地域計画

平成２８年１２月

（令和７年３月改正）

宮崎県
Miyazaki Prefecture

目　　次

序　章　宮崎県国土強靱化地域計画とは
　１　本県の地域特性　・・・・・・1
　２　計画策定の趣旨　・・・・・・4
　３　計画の位置づけ　・・・・・・4

第１章　計画の基本的な考え方
　１　基本目標　・・・・・・5
　２　強靱化を推進する上での基本的な方針　・・・・・・5
　３　基本的な進め方　・・・・・・6

第２章　本県における災害リスク　・・・・・・7

第３章　脆弱性評価
　１　評価の枠組み及び手順　・・・・・・11
　２　評価結果のポイント　・・・・・・13

第４章　地域強靱化の推進方針
　１　施策分野　・・・・・・14
　２　施策分野ごとの地域強靱化の推進方針　・・・・・・14
　≪個別施策分野の推進方針≫
　　(1)行政機能／警察・消防等　・・・・・・15
　　(2)住宅・都市　・・・・・・25
　　(3)保健医療・福祉　・・・・・・29
　　(4)エネルギー・情報通信　・・・・・・33
　　(5)産　業　・・・・・・35
　　(6)交通・物流　・・・・・・37
　　(7)農林水産　・・・・・・41
　　(8)国土保全　・・・・・・42
　　(9)環　境　・・・・・・46
　≪横断的分野の推進方針≫
　　(1)リスクコミュニケーション　・・・・・・47
　　(2)老朽化対策　・・・・・・48
　　(3)産学官民・広域連携　・・・・・・49
　　(4)地域活性化　・・・・・・50

第５章　地域計画の推進と不断の見直し
　１　県の他の計画の必要な見直し　・・・・・・51
　２　計画の進捗管理　・・・・・・51
　３　地域計画の不断の見直し　・・・・・・51
　４　市町村地域強靱化計画の策定支援　・・・・・・51

第６章　国土強靭化を進めるために取り組む事業

１　行政機能／警察・消防等　・・・・・・53
２　住宅・都市　・・・・・・53
３　保健医療・福祉　・・・・・・55
４　エネルギー・情報通信　・・・・・・55
５　産　業　・・・・・・55
６　交通・物流　・・・・・・56
７　農林水産　・・・・・・58
８　国土保全　・・・・・・60
９　環　境　・・・・・・62

（別　表）国土強靭化を進めるために取り組む事業（詳細）・・・・・・63
（参　考）本県の国土強靭化を進めるために　・・・・・・85
（別紙１）リスクシナリオごとの脆弱性評価及び推進方針・・・・・・86
（別紙２）施策分野ごとの脆弱性評価　・・・・ 172

序　章　宮崎県国土強靱化地域計画とは

1　本県の地域特性（地勢、産業等）

（１）地理的特性

本県は、九州南東部に位置し、北は大分県に、西は九州山脈を介して熊本県に、西南は鹿児島県に隣接し、東は太平洋に面している。北緯 31 度 21 分から 32 度 50 分（南北 160 ㎞）、東経 130 度 42 分から 131 度 53 分（東西約 70 ㎞）に位置し、面積 7,735 ㎢の県である。

本県は、全国都道府県のうち第 14 位の広さを持っているが、山林原野が総面積の 76％を占めている。平地としては宮崎平野と西・北諸県盆地を有する程度である。県北部には祖母山、傾山の高峰が連なり、西部には国見山・市房山など、南北に走る九州山地と韓国岳、高千穂の峰を主峰とする霧島山がそびえている。

これらを水源として五ヶ瀬川・耳川・小丸川・一ツ瀬川・大淀川など多くの河川が太平洋に注いでおり、豊富な水資源に恵まれている。

高千穂峡（高千穂町）

日南海岸　青島（宮崎市）

県内の地域を見ると、県央、県西、県北に宮崎、都城、延岡・日向の３都市圏があるほか、地理的、歴史的なつながりから８つのブロック（宮崎・東諸県、南那珂、北諸県、西諸県、西都・児湯、日向・東臼杵、延岡、西臼杵）が形成されている。

平成 26 年３月に東九州自動車道の「日向～都農」間が開通し、宮崎市と延岡市が高速道路で結ばれたことで、この区間の所要時間は大幅に短縮されたが、県内の３都市圏、地域ブロックを結ぶ道路整備は、まだ十分とは言えない状況である。

３都市圏とその周辺市町村間は、日向～椎葉間、宮崎～串間間、宮崎～西米良間で１時間３０分から２時間程度かかる。

県外との交通ネットワークの状況を見ると、航空では、東京まで１時間 30 分、大阪まで１時間、福岡まで 40 分で直接結ばれている。

海路では、宮崎港は大阪、神戸と、油津港は東京、神戸と細島港は東京、大阪、神戸と直接結ばれている。

鉄道では、幹線鉄道である日豊本線の高速化整備が遅れている一方で、九州の西側地域では平成 23 年３月に九州新幹線鹿児島ルートが全線開通し、東西格差は広がっている。

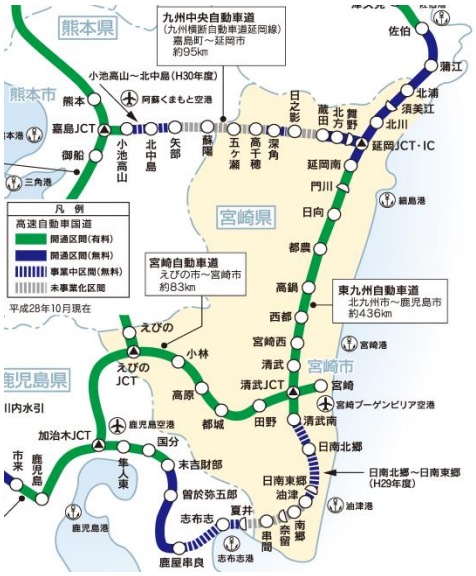

高規格道路路線網（平成28年10月現在）

（２）自然環境

本県は、年平均気温が 17.4℃（全国３位）、日照時間が 2,116 時間（全国３位）、快晴日数が 53 日（全国２位）といずれも全国トップクラスであるなど、優れた自然条件を有している。

また、降水量も県全域で年間 2,000 ㎜以上の雨が降り、全国有数の豊富な水資源を有している。

項　目	宮崎県	全国順位
年平均気温	１７．４℃	３
日照時間（平年値）	２，１１６時間	３
快晴日数（平年値）	５３日	２
降水量（平年値）	２，５０９㎜	２

気象庁「気象庁年報」（平成 25 年）

このほか、気象について特筆すべきこととして、竜巻の発生件数が全国４位と多いことが挙げられる。

（３）人口

本県人口は、平成 28 年現在、約 110 万人であるが、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による将来人口推計では、平成 42 年に 99 万人、平成 52 年に 90 万人程度に減少すると推計されている。

人口減少の要因を見ると、戦後から 1990 年代後半までの多くの期間で社会減が自然増を上回ることによって生じていたが、2000 年代以降は、自然減と社会減の同時進行によって、人口減少が加速してきている。

社人研推計を基に、将来人口に及ぼす自然増減・社会増減の影響度を分析したところ、県内市町村の多くは自然増減の影響よりも社会増減の影響が大きくなっている。

人口規模の大きな都市でも、宮崎市では自然増減の影響の方が大きく、延岡市では社会増減・自然増減の影響が共に大きくなっている。一方、特に県北の中山間地の町村においては、社会増減の影響がかなり大きくなっているなど、市町村によって置かれている状況に大きな違いがある。

（宮崎県の人口推移）　（単位：千人）

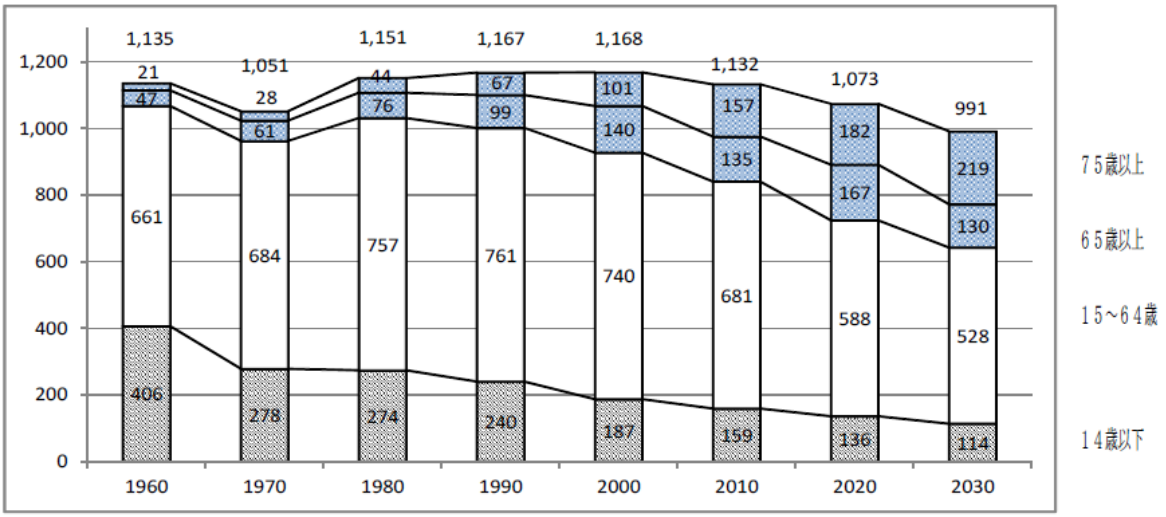

（出典：2010年までは総務省国勢調査（年齢不詳除く）、
2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所　日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計））

（４）産　業

県内産業は、第一次産業が全国に比べて高い水準となっており、農業産出額は全国上位にある。

第二次産業は、全国に比べて低い水準となっており、分類別構成比を見ると「食料品」が最も多く、次いで「電子部品」、「飲料・たばこ」、「化学」の順となっている。

第三次産業は、全国水準をやや下回っているが、第一次、第二次産業から第三次産業へと移行していく傾向にある。

名目総生産額　（単位：億円、％）

	全　体	第一次産業	第二次産業	第三次産業
全　国	4,790,837	56,886	1,170,241	3,526,428
（平成 25 年）	－	1.2	24.6	74.2
宮崎県	36,059	1,580	8,185	25,983
（平成 25 年度）	－	4.4	22.7	72.1

（注）総生産額は、輸入品に課される税・関税、総資本形成に係る消費税が加算控除されているため一次、二次、三次産業の合計は一致しない。

出典：平成 26 年国民経済計算（内閣府）、平成 25 年度県民経済計算（宮崎県）

本県の平成 26 年度の食料自給率（概算値）はカロリーベースで６７％と全国第１４位、生産額ベースでは２７７％で、国が生産額ベースを公表して以来、全国第１位を堅持している。

就業人口（平成 22 年）は第三次産業が最も多くなっているが、全国と比較すると、本県は「農業」「建設業」「医療・福祉」などの割合が高く、「製造業」「サービス業」などの割合が低くなっている。

また、全国と比較すると女性の有業率が高く、産業面において女性や高齢者は重要な働き手となっていることから、今後も女性が働きやすい環境や、高齢者の就業環境づくりに取り組んでいく必要がある。

２　計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。)」が公布・施行され、この基本法に基づき、平成 26 年６月には、国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定された。

本県においても、南海トラフ地震による甚大な被害が想定される中、国土強靱化の理念や基本方針を踏まえ、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮崎県の強靱化を推進する指針となる、宮崎県国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定するものである。

３　計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、宮崎県の強靱化に関し、地域強靱化に関する他の計画等の指針となるものである。

なお、地域計画は基本法第14条に基づき、国の基本計画との調和を図るものとする。

＜国の基本計画及び地域計画の関係＞

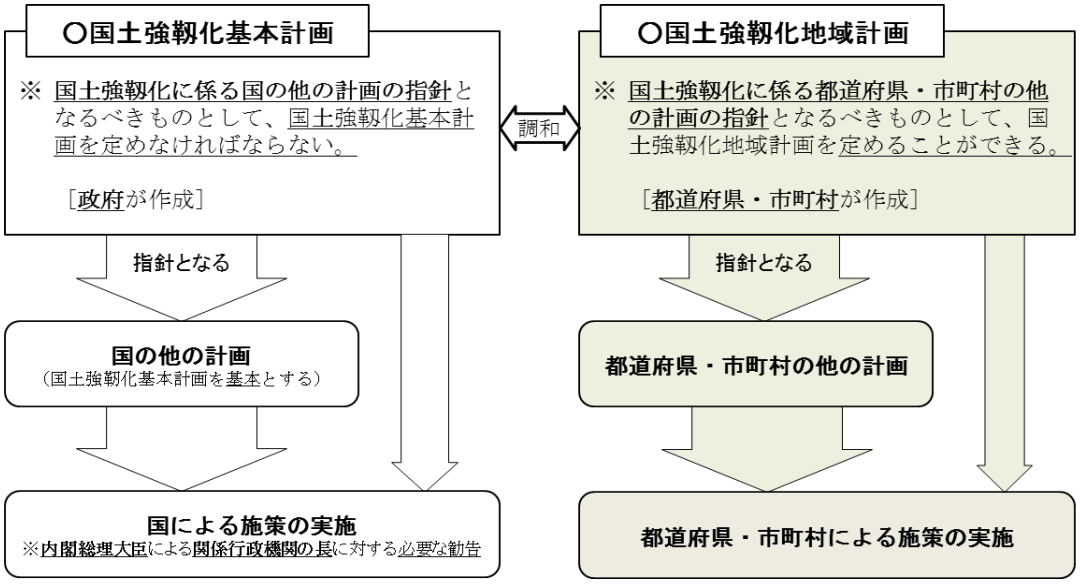

○基本法第１３条（国土強靱化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

○基本法第１４条（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

第１章　計画の基本的考え方

１　基本目標

基本法第１４条においては、国土強靱化地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、原則として、基本方針における目標に即して設定することとされている。

このため、本計画では、基本法の理念に基づき、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

① 人命の保護が最大限図られること
② 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進することとする。

２　強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する大規模自然災害等に備えた県土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

（１）強靱化の取組姿勢

① 本県の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
③ 災害に強い県土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、生活機能の維持・向上や地域経済の持続的な成長につなげるとともに、県内各地域の多様性を踏まえつつ、地域間の連携を強化する視点を持つこと。
④ 本県のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

（２）適切な施策の組み合わせ

① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

① 人口の減少等に起因する県民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。

② 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的・効果的に施策を推進すること。

③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

② 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

３ 基本的な進め方

「強靱化」は、いわば県のリスクマネジメントであり、次の PDCA サイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、県全体の強靱化の取組を推進する。

① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析

② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定

③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討

④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策を計画的に実施

⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善の実施

この際、「脆弱性の評価」及び「リスクに対応する対応方針の策定」に当たっては、仮に起きれば本県に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定し、その事態を回避するために現状で何が不足し、これから何をするべきか、という視点から、部局内又は部局横断的な「プログラム」（目標を達成するための施策（群））を検討するアプローチを導入する。このアプローチを通じて、各分野間の有機的な連携を促すとともに、各分野の行政の取組を各種リスクの存在を明示的に織り込んだものへと逐次的に改善していくこととする。

また、脆弱性評価手法の改善、施策の効果の評価方法の改善（業績評価指標の導入、見直し等）、プログラムごとの施策の進捗管理を行い、強靱化の取組を順次ステップアップするとともに、その取組の内容・過程等を可能な限り可視化することとする。

第２章　本県における災害リスク

本県は、年間を通して温暖な気候に恵まれているが、地理的・自然的条件等から風水害や土砂災害、地震災害、火山災害等の自然災害の影響を受けやすい。

特に台風は、ほぼ毎年のように接近・通過しており、平成 17 年の台風 14 号では、死者 13 名を含む甚大な被害が生じている。

また、県南部には、姶良カルデラを形成した入戸火砕流（シラス）によって、シラス台地が広く形成されているほか、宮崎市、日南市、串間市の周辺にもその分布が見られる。シラスは一般に軟弱で崩れやすい性質を持つため、シラス台地では地震や降雨以外に特定の誘因がなくても、崩壊が起こる場合があり、過去にはシラス崩壊や陥没など、シラスを素因とした土砂災害により、死者を含む被害が生じたこともある。

地球温暖化の影響等により時間雨量が 50㎜を上回る豪雨が全国的に増加しているなど、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化する中、県内でも想像を超える被害が発生することも考えられる。

平成１７年台風１４号による被害

平成 17 年 9 月 4 日～6 日にかけて本県に接近した台風 14 号は、最大風速約 50 メートルで暴風域が直径 560km、強風域も直径 1,550 ㎞と非常に強い勢力を保ち、さらに、速度も時速 10～20 ㎞とゆっくりとした移動をしたため、多大なる雨をもたらし、美郷町神門では降り始めからの総雨量が 1,321 ㎜にも及んだ。

この大雨による影響で、宮崎市や延岡市をはじめとする平野部が浸水等による家屋全壊等の被害を受け、山間部では土砂崩れ等が発生し、高千穂町、椎葉村などで死者が発生した。

避難指示は 12 市町村で約 12 万人に出され、自衛隊の災害派遣も宮崎市をはじめとする８市町村に延べ 3,040 名が派遣され捜索・救助活動等に従事。宮崎市をはじめ 13 市町村に災害救助法が適用された。

人的被害	死者１３名　　重傷者５名
住居被害	全壊１，１３６棟　　半壊３，３８１棟
被害総額	約１，２８８億円

河川氾濫（日向市）

土砂災害（宮崎市）

本県は、東部が太平洋（日向灘）に面しており、延岡市から串間市まで 10 市町にまたがる総延長約４３８kmの海岸を有している。日向灘沿岸は、北部が日豊海岸国定公園に、南部が日南海岸国定公園にそれぞれ指定されており、アカウミガメをはじめとする野生動物の生息・産卵が見られるほか、天然記念物の樹林帯等が分布するなど、美しい海岸景観となっている。

一方で、日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置しており、過去十数年から数十年間隔で、マグニチュード７クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域となっている。この領域を震源とする日向灘地震は、今後 30 年以内にマグニチュード 7.6 前後の地震が 10％程度、マグニチュード 7.1 前後の地震が 70～80％で発生するとされており、本県に大きな被害を及ぼす可能性がある。

さらには、静岡県の駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生しており、東日本大震災を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラス（Ｍ９）の地震である「南海トラフ巨大地震」が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されている。

なお、平成 25 年 12 月施行の「南海トラフ地震対策特別措置法」に基づき、県内の全市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、さらに沿岸の 10 市町は、特に深刻な津波被害が予想される「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

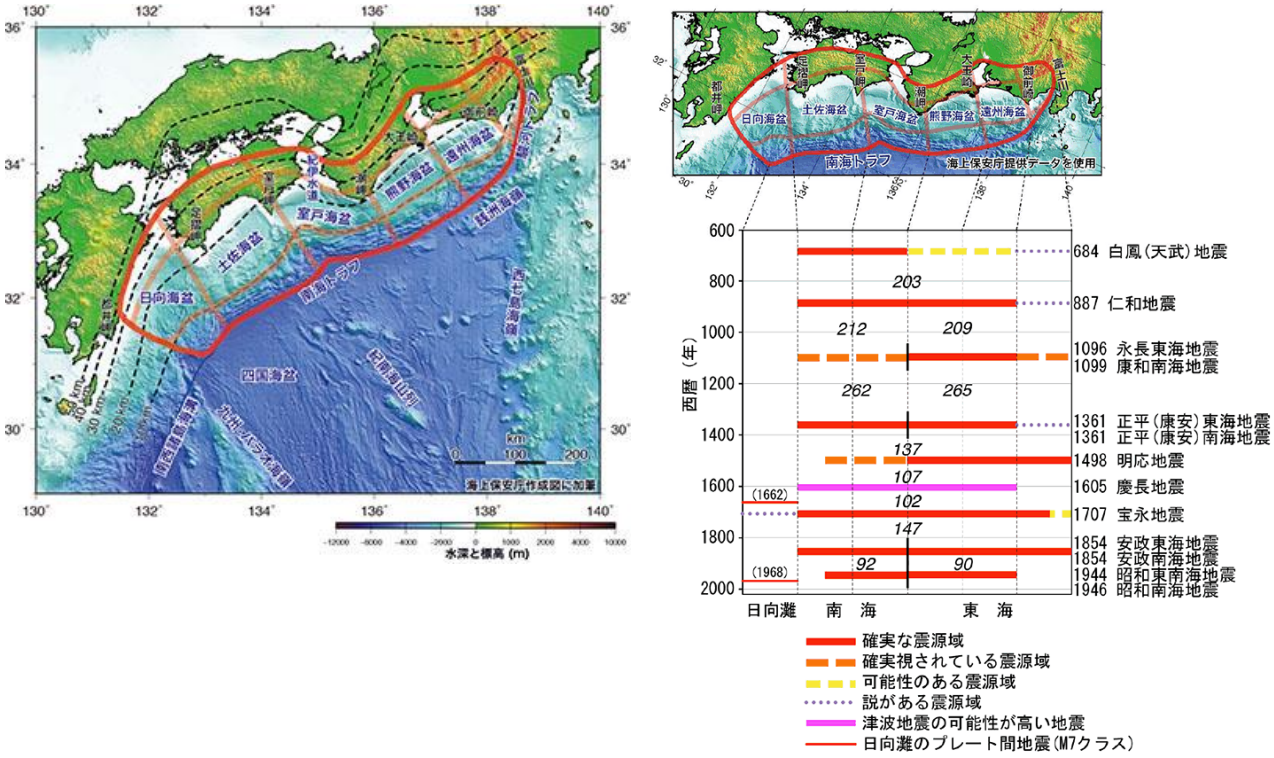

南海トラフ沿いの地震の発生状況
地震調査研究推進本部(2013)：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）

南海トラフ巨大地震による被害想定

【震度及び津波高】

最大震度　　震度７

最大津波高　１７ｍ

※内閣府の強震断層モデルと県独自の断層モデルの想定を重ね合わせて想定した最大クラスの地震動による。

【被害想定】

人的被害（死者数）	約 35,000 人
建物被害（全壊棟数）	約 89,000 棟
避難者（1 週間後）	約 39 万人
ライフライン被害：発災直後	
上水道（断水人口）	約 105 万人
下水道（支障人口）	約 64 万人
電力（停電件数）	約 53 万件
通信（固定電話不通回線数）	約 34 万回線
災害廃棄物	約 750 万トン
経済被害	
資産などの被害	約 5.3 兆円
生産・サービス低下による影響	約 0.9 兆円
交通寸断による影響	約 1.1 兆円

※内閣府の強震断層モデル及び津波断層モデルを用いて本県独自に再解析した想定による。

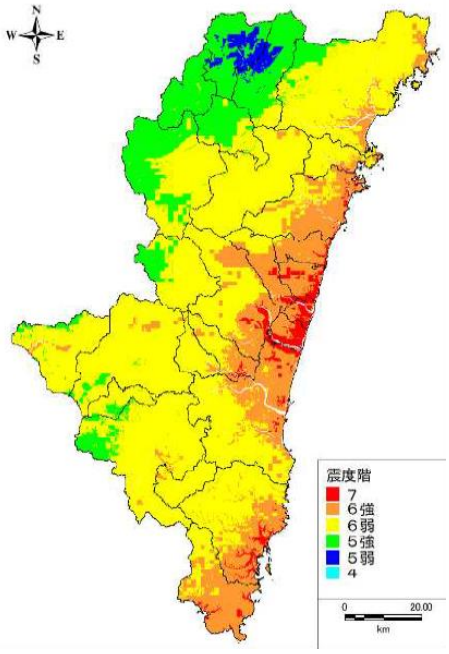

最大クラスの地震よる県内震度分布図

このほか内陸部では、火山活動等による地震が発生する恐れがあり、昭和 43 年のえびの地震では、韓国岳北西 15 km付近を震源とした直下型地震（M6.1）で、えびの市を中心に多くの家屋が全半壊し、各所で山腹崩壊・崖崩れが発生して死傷者が出るなど大きな被害を受けた。

宮崎県に被害を与えた主な地震

地震名（通称）	発生年月日	地震規模	県内最大震度
慶長南海大地震	1605 年 2 月 3 日	M7.9	―
外所地震	1662 年 10 月 31 日	M7.6	6
宝永地震	1707 年 10 月 28 日	M8.4	7
安政南海地震	1854 年 12 月 24 日	M8.4	7
昭和南海地震	1946 年 12 月 21 日	M8.0	4
えびの地震	1968 年 2 月 21 日	M6.1	6

【外所地震（とんどころじしん）】

外所地震は、1662 年 10 月 31 日（寛文 2 年 9 月 20 日）未明に日向灘沖で発生したマグニチュード 7.6 の地震。1662 年日向灘地震とも呼ばれ、宮崎県内の沿岸各地で津波や土砂災害が発生し、死者 200 名、家屋全壊 3,800 戸の甚大な被害があったと伝えられている。

宮崎市熊野字島山に現存する 7 基の供養塔は、かろうじて生き残った人々のダメージが、いかに大きいものであったかということとともに、大地震・津波の被害を後世に語り伝え、防災上の戒めとするため、地域の方々が概ね 50 年ごとに 1 基ずつ建てて増やしてきたものである。

「宮崎県における災害文化の伝承」から

※災害の規模や被害については諸説ある。

外所地震供養塔（宮崎市）

火山活動によって本県に被害をもたらす可能性のある火山として、霧島山、桜島、阿蘇山、九重山及び鶴見岳があり、特に霧島山が噴火すれば、噴石や火砕流、溶岩流、降灰などにより北諸県・西諸県地域を中心に人命、財産、平穏な生活を失いかねない。

周辺地域は観光客や登山客も多いため、避難や安否確認に混乱をきたす可能性もある。

平成 23 年には、約 50 年ぶりに新燃岳が爆発的噴火をして家屋や農作物等に多大な被害が生じたほか、江戸時代には同じく新燃岳の爆発的噴火により、死傷者 60 名以上を含む被害が生じた記録も残されている。

平成 23 年新燃岳噴火

霧島火山で大きな被害の記録が残っている主な噴火活動

発生年	発生場所	火山活動の状況	災害状況
788	御鉢	噴火、溶岩流、火砕流、降下火砕物	霧島神宮焼失
1235	御鉢	噴火、溶岩流、火砕流、降下火砕物	社寺什宝焼失
1566	御鉢	噴火、降下火砕物	死者多数
1716-1717	新燃岳	爆発的噴火、火砕流、泥流、降下火砕流	死傷者 60 名以上
1895	御鉢	爆発的噴火、降下火砕物	死者 4 名
1896	御鉢	爆発的噴火、降下火砕物	死者 1 名
1900	御鉢	爆発的噴火、降下火砕物	死者 2 名
1923	御鉢	爆発的噴火、降下火砕物	死者 1 名
1959	新燃岳	爆発的噴火（水蒸気爆発）、降下火砕物	森林、農作物被害
2011	新燃岳	爆発的噴火、降下火砕物	森林、農作物被害

第３章　脆弱性評価

１ 評価の枠組み及び手順

地域計画は国の基本計画との調和を図る必要があることから、基本計画の策定手法及び国土強靭化地域計画策定ガイドラインを参考に、次の枠組み及び手順により大規模自然災害に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った。

（１）想定するリスク

県民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、国の基本計画の想定が大規模自然災害とされていること、本県に甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていること等を勘案し、本計画においては、南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害を想定した評価を実施した。

（２）施策分野

脆弱性評価は、基本法において国土強靭化に関する施策の分野ごとに行うこととされており、基本計画の施策を参考に、次のとおり９つの個別施策分野、４つの横断的分野を設定した。

【個別施策分野】

①行政機能／警察・消防等　②住宅・都市　③保健医療・福祉
④エネルギー・情報通信　⑤産　業　⑥交通・物流
⑦農林水産　⑧国土保全　⑨環　境

【横断的分野】

①リスクコミュニケーション　②老朽化対策　③産学官民・広域連携
④地域活性化

（３）目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととされていることから、基本計画に掲げられている４５の「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本県の地域特性等を踏まえ、８つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして４１の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		発生時	発生直後	復旧	復興
1. 人命の保護が最大限図られる 2. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される 3. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4. 迅速な復旧復興	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生				
			1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災				
			1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生				
			1-4	台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水				
			1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態				
			1-6	情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生				
	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止				
			2-2	避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態				
			2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生				
			2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				
			2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶				
			2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足				
			2-7	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺				
			2-8	被災地における疫病・感染症等の大規模発生				
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下				
			3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発				
			3-3	県・市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下				
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止				
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態				
	5	大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による県内経済の停滞				
			5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止				
			5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等				
			5-4	広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止				
			5-5	食糧等の安定供給の停滞				
	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や燃料、LPガスサプライチェーンの機能停止				
			6-2	上水道・農工業用水等の長期間にわたる供給停止				
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止				
			6-4	地域交通ネットワークが分断する事態				
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生				
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生				
			7-3	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺				
			7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生				
			7-5	有害物資の大規模拡散・流出				
			7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大				
			7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響				
	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
			8-2	道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
			8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
			8-4	高速道路・港湾・空港・鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態				
			8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態				
			8-6	住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態				

（４）評価の実施手順

４１の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ)」を回避するために有効な現在行っている施策を踏まえ、各施策の取組状況や課題を整理し、現行の施策で対応が十分かどうか、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。

なお、評価に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を活用した。

２ 評価結果のポイント

評価結果は、別紙のとおりであり、脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

（１）重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

防災・減災等に資する地域強靱化施策については、いまだ道半ばの段階にあるものが多い。これまでの想定を超える災害を経験し、実施主体の能力や財源に限りがあることを踏まえると、地域強靱化施策をその基本目標（人命を守る、被害を最小限にする、重要施設が致命傷を負わない、早期に復旧復興を行う）に照らして、できるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

（２）代替性・冗長性等の確保が必要

いかなる災害等にも対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ施設／システムの整備等により、代替性・冗長性等の確保や BCP 等に基づく業務継続体制の整備を行う必要がある。

（３）国、市町村、民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、県だけでなく、国、市町村、民間事業者、NPO、県民など多岐にわたる。県以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成などの組織体制の強化及び市町村に対する適切な支援が必要不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。また、他県の行政や民間団体等からの広域的な応援を円滑に受け入れることも求められる。

第４章　地域強靱化の推進方針

１　施策分野

本計画の対象となる施策の分野は、脆弱性評価を行うに当たり設定した以下９つの個別施策分野と４つの横断的分野とする。

【個別施策分野】

①行政機能／警察・消防等　②住宅・都市　③保健医療・福祉
④エネルギー・情報通信　⑤産　業　⑥交通・物流
⑦農林水産　⑧国土保全　⑨環境

【横断的分野】

①リスクコミュニケーション　②老朽化対策　③産学官民・広域連携
④地域活性化

２　施策分野ごとの地域強靱化の推進方針

１で設定した１３の施策分野ごとの推進方針を以下に示す。

これら１３の推進方針は、８つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類してとりまとめたものである。

なお、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとの推進方針は別紙のとおりである。

◎文中の【　】内の文字は施策に関連のある県の部局を表す

【総合】総合政策部　【総務】総務部　【危機】危機管理局
【福祉】福祉保健部　【環境】環境森林部　【商工】商工観光労働部
【農政】農政水産部　【県土】県土整備部　【会計】会計管理局
【教育】教育委員会　【企業】企業局　【病院】病院局
【警察】県警本部

◎文中の数字（１－１など）は、第３章 脆弱性評価において設定した関連するリスクシナリオを表す。

≪個別施策分野の推進方針≫

（１）行政機能／警察・消防等

（県災害対策本部体制の充実・強化）

○　大規模地震の発生等を想定した場合、災害対策本部要員が登庁できず、また、災害が長期化した場合に必要な体制が維持できないなどの問題が生じる恐れがあることから、災害発生後速やかに職員を参集するため、県本庁近隣居住職員の活用を行うとともに、本部体制の中長期的な維持のために、危機管理局のＯＢ職員の活用を行い、災害対策本部機能の充実を図る。【危機】

○　「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画の運用に対応した、県外からの支援受入体制構築に必要な災害対策本部組織の見直しを行うとともに、地方支部の役割・機能を検証し、支部レベルでの訓練の実施や資機材の整備等により地方支部の災害対応力を高める。【危機】

○　災害対策支援情報システムの確実な運用や市町村への情報連絡員の派遣など、被災市町村等の情報を迅速かつ確実に収集するとともに、災害対策本部における情報共有・分析、受援調整、広報機能を強化することにより、これを的確に整理・分析し、応急対策に生かすための体制整備を図る。【危機】

○　災害時に市町村・関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、防災拠点庁舎の建設を見据えた災害対策本部内や市町村、国及び関係機関が有する情報を共有するための新たな情報共有システム整備等の検討を進める。【危機】

○　大規模災害時に市町村等が行う災害応急・復旧活動を支援する県職員の応援派遣制度について検討を進める。【危機】

3-3

（支援の受入体制の構築）

○　県外からの広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画を定めたところである。今後は、計画をより具体化するため、県においてはマニュアルを整備するとともに、市町村における県の実施計画を踏まえた受援計画の策定の促進を図り、防災訓練等を通じて、その実効性を高めていく。

　また、各種防災拠点の充実や県外からの多様な応援主体との連携円滑化等の観点から、県の実施計画が受援計画として一層効果的なものとなるよう見直しを進めていく。【危機】

2-1　2-4　2-5　2-7　3-3

（県職員の災害対応能力の向上）

○　大規模災害時の円滑な応急活動のための職員行動要領の充実を図ると共に、様々な防災関連の研修、セミナー等への積極的な参加や総合防災訓練等を通して防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。【危機】

3-3

（宮崎県業務継続計画（BCP）の推進）

○　平成24年度に策定した県業務継続計画（BCP)について、毎年度、適切な進行管理や訓練の実施、内容の見直し等を行いながら、より充実した計画になるようバージョンアップを図る。また、県庁舎の建具飛散防止をはじめ、電力や上下水道等のライフラインが確保できるよう供給システムの多重化を図るなどの必要な対策を推進していくことにより、非常時の初動期における行政機能の維持を図る。【危機】【各部局】

3-3

（市町村の防災体制の充実）

○　市町村の首長や職員を対象とした研修、総合防災訓練等により初動体制の確立および防災関係機関や住民等との連携強化を促進する。また、市町村が災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう、研修会の開催等により、市町村における業務継続計画（BCP)の策定を促進する。【危機】

○　市町村において、平時から、被災後発生すると想定される業務の整理・確認や職員への研修、訓練を通じて災害対応力を強化するとともに、業務内容のフロー図等によるマニュアル化を行い、外部からの受援が円滑に行われるよう助言・支援する。【危機】

3-3

（防災拠点となる県・市町村施設の耐震化等）

○　現在の県庁舎は耐震性能の不足等から防災拠点としての機能を十分に果たし得ない恐れがあるため、大規模災害時に県民の生命や財産を守る司令塔として、十分な耐震性を有し、災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に実施できる防災拠点庁舎の整備を推進する。【総務】

○　市町村庁舎についても、災害発生時にもその機能が損なわれないよう、防災拠点の耐震化や津波浸水エリア内にある市町庁舎等の津波対策及び代替拠点の確保等を促進する。【危機】【県土】

3-3

（災害緊急車両、重要施設への燃料供給体制の確立）

○　災害時に燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急車両や重要施設への燃料供給が図られるよう、燃料事業者等と平時から対象施設等について情報共有するとともに、供給体制の検討を進める。【危機】

2-5

（避難情報の的確な発令）

○　風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府)」に基づき市町村において明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。【危機】

1-4　1-5　1-6

（防災情報（水位・雨量・カメラ画像）の提供）

○　水防活動や土砂災害の発生監視に不可欠な防災情報（雨量、河川水位、カメラ画像）を、市町村や県民へ正しく安定的に提供するため、計画的に機器類の更新や改修を進める。【県土】

1-6

（被災者台帳の整備促進）

○　被災者支援の円滑な実施を行うため、市町村における被災者台帳・被災者支援システムの導入を促進する。【危機】

8-6

（避難所における生活環境の改善）

○　被災者の生活支援として、必要な物資の確保や配給体制の整備、仮設トイレや移動入浴車の配備及び心身ケア体制の整備、要配慮者への支援など様々な対応が必要となることから、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営ガイドライン」（いずれも内閣府）等を参考に、市町村における避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、既に作成済の市町村においても、避難者となる地域住民による運営ルールの検討、避難所運営訓練の実施等、市町村と住民が連携した取組を促進する。また、大量の避難者や帰宅困難者の発生に備え、被災自治体と周辺の自治体との連携のあり方等についても検討を進める。【危機】

2-2

（避難所の耐震化・機能強化）

○　大規模地震における避難所の確保及び余震による二次被害から県民の命を守るため、市町村が避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び機能強化を促進する。【危機】

2-2

（避難所外避難者対策）

○　大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、市町村における避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策検討を促進するとともに、民間団体や災害ボランティアとの連携による支援についても検討を進める。【総合】【危機】

2-2

（県有施設利用者等の安全対策）

○　県管理施設においては、市町村の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、対応マニュアル等を整備するとともに、一時避難スペースの確保、水・食料等の備蓄等の対策を進める。

　また、指定管理者制度導入施設においても、県と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等について事前に検討を行う。【各部局】

2-2　2-6

（広域避難対策）

○　大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを想定し、県内市町村間での避難者受入に係る連携の取組を推進する。県南においては、取組が進められている「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」の枠組で対応するとともに、県内の他地域においても、枠組みを含め、沿岸部から内陸部への広域避難について具体的な検討を進める必要がある。また防災訓練を通じ、広域的な避難訓練を実施することにより市町村間の連携の取組を促進する必要がある。更に県内の避難所で避難者を収容できない場合には、県外への広域避難について、「九州山口９県災害時応援協定」に基づき隣県等との避難体制の検討を進める。【危機】

2-2

（災害時の活動拠点等の整備）

○　国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」及び県の「宮崎県実施計画」に基づき緊急輸送地域ルートの選定、救助活動拠点（９箇所）、広域物資輸送拠点（３箇所）、重症患者の航空搬送拠点（４箇所）を選定しているが、今後は、各拠点の機能強化を図るため、資機材等の配備を行うとともに、広域物資輸送拠点の代替拠点等の追加指定を行い、体制の強化を図る。

　特に、「道の駅」はその立地や設備等により、防災拠点としての活用が期待できることから、国や市町村と連携し、広域支援部隊が参集する後方支援拠点機能や、物資集積拠点機能、避難者受入機能など、それぞれの道の駅にふさわしい防災機能の充実を図る。【危機】【県土】

2-1

（自治体間の応援体制の構築）

○　九州地方知事会における大規模災害発生時の相互協力体制の整備充実を図るとともに、地方自治体と国の地方支分部局や電力や通信などのライフライン関係機関で構成する「南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会」による関係機関が一体となった訓練等を通じて災害対応能力を高める。【危機】

○　県内沿岸１０市町で構成する「宮崎県津波対策推進協議会」において津波災害対策の検討を進めるとともに、都城市を中心とした県南自治体で構成する「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」の取組を支援し、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を構築する。【危機】

2-1　3-3　8-2

（広域火葬体制の構築）

○　大規模災害により、被災市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあることから、県内及び近隣県の火葬場を活用した広域火葬を実施するため、連絡担当部局や火葬場情報の把握、要請・応援に係る手順等を定めた計画策定及び体制構築を推進する。【福祉】

2-8

（罹災証明交付体制の確立）

○　罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながるが、市町村において大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、罹災証明発行に関する市町村独自のマニュアル作成、人材育成や県内外からの応援受入に関する計画策定を促進する。【危機】

8-6

（防災関係機関の連携強化）

○　大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。【危機】

○　被災者の救助をはじめ、支援物資の調達等が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、ヘリコプターの運用調整、総合防災訓練等様々な機会を捉えて自衛隊をはじめとする国の関係機関との連携強化を図る。【危機】

○　物資の調達や燃料の確保等にかかる災害時応援協定の締結内容を充実させるとともに、当該協定に基づく応援内容が円滑に行われるよう、連絡体制の見直しや、訓練の実施、企業や民間団体における事業継続計画の策定を促進する。【危機】

2-1,3,4,7　3-3　5-3　6-4　7-2,3,5　7-3,5　8-2,4

（総合防災情報ネットワークの整備）

○　民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを整備し平成９年度から運用しているが、設備の老朽化や防災行政無線のデジタル化が必要であることから、信頼性の向上及び機能強化を図るため最新技術や宮崎情報ハイウェイ２１を活用したシステム整備を行った。今後は、職員が災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。【危機】

○　東日本大震災では、非常用電源の燃料枯渇が大きな問題となったため、使用可能時間を踏まえた燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的確保を推進する。【危機】

○　災害時に国、電気通信事業者から電源車や衛星携帯電話の貸し出しを受け、県の情報伝達手段を確保することも想定し、関係機関との連携を強化する。【危機】

1-4　3-3　4-1

（道路交通情報の把握）

○　発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用について検討を進めるとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。【危機】【県土】【警察】

2-1　2-3　2-6　2-7　3-2　6-4　7-1　7-3

（ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）の推進）

○　東日本大震災や熊本地震の被災状況等を教訓として、情報システムの大規模自然災害対策を促進する。また、被災時の人員体制の整備や復旧に係る訓練の実施により、ICT-BCP の有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む。【総合】【各部局】

3-3　4-1

（県・市町村における備蓄推進）

○　生活必需品の備蓄は県民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで３日以上かかることが予想されことから、南海トラフ巨大地震の想定避難者数を踏まえ、県・市町村の役割分担、備蓄量等を定めた備蓄指針を策定し、県、市町村における計画的な備蓄を推進する。【危機】

2-1　2-6

（県民の防災意識の啓発）

○　大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を計画的に推進し実効性を高めるとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。【危機】

1-1,3,4,5,6　2-1　2-3　7-1

（自主防災組織等の活性化推進）

○　大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会、出前防災講座等の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。【危機】

○　地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するともに、市町村やＮＰＯ法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。【危機】

1-1,3,4,5,6　2-2,3　4-2　7-1　8-3

（学校における津波避難対策）

○　津波を含めたあらゆる自然災害に備え、県が作成した「防災教育の手引き」や「防災教育資料集」、ＤＶＤ教材の活用により教職員の災害対応能力を向上させるとともに、小中学校及び県立学校の発達の段階や各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する。【教育】

○　防災教育に係る専門家等の助言を得ながら、県立学校における、津波を想定した避難訓練に継続的に取り組み、教職員及び生徒の災害対応能力を向上させる。特に、津波浸水予想地域内にある学校については実践的な取組を継続する。

　また、防災リーダー養成研修を受講した高校生を中心に、学校やその周辺地域住民と連携した防災への取組を推進していく。【教育】　1-3

（災害情報の迅速・的確な伝達手段の確保、災害情報伝達手段の多様化）

○　津波発生や避難に関する情報を時間、地域によらず県民や観光客等に確実に伝達するために、同報系の防災行政無線や戸別受信機の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、ＣＡＴＶ、防災ラジオ等様々な伝達手段を確保し、海水浴場や釣り場などの海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達手段を確立するよう要請する。

　また、防災・防犯メールサービスへの登録など、県民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進するとともに、市町村における防災行政無線等の整備、災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用した災害情報の提供等、情報提供手段の多様化を促進する。【危機】

○　今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する。【危機】

1-3　1-6　4-2

（県民への広報、広聴機能の整備）

○　県ホームページや防災・防犯情報メール、県ＳＮＳ（ツイッター、フェイスブック）を活用して速やかに災害・緊急情報を発信できる体制を整えるために、担当者以外の職員についても情報発信手順を習得する。また、広聴・情報収集手段として双方向の通信が可能なＳＮＳの活用を推進するとともに、その他有効な手段について検討を行う。【総合】【危機】

2-2　4-2

（災害発生時の情報発信）

○　災害の種類、規模、経過時間などに応じて、速やかで的確な情報発信が可能となるよう、あらかじめ発信する情報の内容と伝達手段について検討を進める。【総合】【危機】【環境】【農政】

7-7

（霧島山の火山対策の推進）

○　霧島山周辺の本県及び鹿児島県の市町が活動火山対策特別措置法に基づく警戒地域に指定されたことから、霧島山で噴火が想定される４つの火口（えびの高原硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢）のうち、噴火警戒レベルが設定されていないものについて、順次レベル設定を図るとともに、市町村における避難計画の策定、登山者等が集まる集客施設における避難確保計画の作成の促進、情報伝達体制、避難施設及び避難路の

確保などソフト・ハード両面について、霧島山火山防災協議会で協議を実施しながら、霧島山に係る警戒避難体制の整備を図る。【危機】

1-5

（警察災害派遣隊の体制強化　）

○　災害先遣部隊と消防等救出救助機関との合同訓練を計画的に推進し、部隊の救出救助技術の向上を図る。また、老朽化した装備資機材の更新やより効果的な救出救助機材の購入などによる災害装備の充実強化を図る。【警察】

2-4　7-1　8-3

（警察施設の耐震化）

○　交番・駐在所の耐震化を進めるため、構造の区分等を基に計画的に更新整備しており、特に、昭和５６年以前に建築された施設を随時建て替える。【警察】

2-4　3-1　8-3

（警察通信機能の強化）

○　警ら用無線自動車等に搭載されたカーロケーター車載端末の中には、取り外して署端末として 110 番通報の事案入力が可能なものがあることから、各署に対して同機能の取扱いを教養し、災害発生時の効果的活用を図る。【警察】

○　津波浸水が想定される警察署については、発電機等の嵩上げを行うとともに、地下タンクからの燃料供給ルートが浸水に無防備であることから、津波から燃料を保護する対策を平成２６年度までに行ったところであるが、今後、想定される新たな停電対策について順次整備を図る。【警察】

4-1　8-3

（県警通信指令システムの強化）

○　多数の救助要請等に対応するため、県警の通信指令システムに、要救助者情報を管理する機能を追加するなど新たにシステム整備を行ったことから各警察署に対し、災害対策機能について教養を行い、同機能の活用、取扱習熟を図る。【警察】

2-4

（災害時の交通規制対策）

○　現行の緊急交通路の指定予定路線について、関係機関と協議を進めながら、現状に則した見直しを図る。【警察】

○　災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、緊急通行車両を運用する機関、事業所等に対して、事前届出制度に関する啓発活動を推進する。【警察】

2-1　7-3

（信号機の停電対策）

○　沿岸地域の主要路線を中心として、停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置を継続的に増設する。【警察】

2-7　3-1　3-2　7-3

（信号停止時の交通対策強化）

○　交通整理訓練の実施と併せ、信号機の可搬式発動発電機を継続的に増設し、沿岸署を中心に配備を進めるとともに、災害時に効率的な警察の部隊運用をするために必要な隊内系（全国系）無線機の配備を計画的に進める。【県警】

2-4　2-7　3-1　3-2　7-3

（被収容者の逃亡等を想定した訓練の実施）

○　留置施設を開設している警察署（常設署８署、委託署１署）は、大規模災害を想定した被留置者の一時避難場所への避難訓練や被留置者の逃走事案を想定した訓練を定期異動後、速やかに年１回以上実施しており、今後も継続して訓練を行う。【警察】

○　宮崎刑務所、少年鑑別所、検察庁、裁判所については、県警本部、管下警察署と連携し被疑者等の逃走時の対応について図上訓練を実施しているが、災害を想定した避難措置及び逃走事案を想定した訓練等を関係機関と協議検討する。【警察】

3-1

（消防力の充実・強化）

○　消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合等による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保など市町村の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育･訓練を実施するなど消防力の充実･強化に努める。【危機】

2-3　2-4　5-3　7-1　8-3

（消防施設における非常用電源設備等の整備）

○　大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な消防無線を使用するために、通信回線の冗長化の状況及び非常用発電設備の有無、運転可能時間、燃料の供給状況を確認し、災害に対応できる必要な措置を講じる。【危機】

3-3

（消防広域応援体制の強化）

○　緊急消防援助隊の本県隊について、県総合防災訓練及び県外で行われる九州ブロック訓練に積極的に参加するとともに補助制度等を利用して装備の充実に努める。【危機】

2-4　7-1

（ヘリ関係機関の連携強化）

○　大規模災害発生時にヘリコプターによる迅速な情報収集や救助を効率・効果的かつ安全に活用するため、平常時よりヘリコプターの運用調整を行うとともに、各市町村１箇所以上のヘリコプター活動拠点の確保、各災害拠点病院周辺に１箇所以上のヘリコプター離着陸場を確保するなど必要な環境整備を推進する。【危機】

1-3

（ヘリコプターによる孤立集落支援）

○　孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、定期的な整備による防災ヘリの信頼性向上を図るとともに、ヘリの離着陸場の確保等活動のための体制を整備する。加えて、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要となる場合を想定し、災害発生時に円滑なヘリ運用が図れるヘリ運用調整会議等により事前の検討を行うとともに、総合防災訓練等による連携強化を図る。【危機】

2-3

（業績評価指標）

・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合　43.4%（H27）　→　55%（H30）
・自主防災組織活動カバー率　82.3%（H27）→85.0%（H30）
・防災士数　3,160 人（H28）→4,000 人（H30）
・県広報ソーシャルメディア閲覧件数 11,221 件（H26）→　20,000 件（H30）
・信号機自起動型発動発電機 79 基(H27)→88 基(H30)
・信号機電池式発電機 11 基(H27) → 14 基(H30)
・信号機ハイブリッド型発電機 13 基(H27) →16 基(H30)
・信号機可搬式発動発電機 42 基(H27) →45 基(H30)
・人口千人当たりの消防団員数 13.4 人(H27) →13.5 人(H30)

（２）住宅・都市

（建築物の耐震化）

○　耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、耐震性が不足していると見込まれる建築物に対して、耐震化の必要性について啓発するとともに、大規模な民間建築物に対しては、耐震改修費等の補助事業を活用した耐震化を促進する。【県土】

1-1　1-2　7-3

（住宅の耐震化）

○　住宅の耐震化率は年々向上しているものの全国平均値約 82%には届いていない状況にある。耐震性が不足していると見込まれる住宅の約 95%を占める木造戸建住宅に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による耐震化を推進する。【県土】

1-1　7-3

（沿道建築物の耐震化）

○　沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。【県土】

1-3　2-7　4-1　5-4　6-4　7-3

（学校施設の耐震化）

○　避難所の確保及び余震等による避難者の安全確保のため、避難所に指定されている県立学校における吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、避難所として指定されている公立小中学校及び私立学校においても耐震化等が早期に完了するよう助言を行う。【総合】【教育】

1-1　2-2

（大規模盛土造成地マップの作成・公表）

○　大規模地震等においては、大規模な盛土造成地での滑動崩落の危険があることから、これらの大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認及び予防対策が必要であるため、市町村におけるこれらの位置図の作成・公表を促進する。【県土】

1-1

（上水道施設等の耐震化）

○　上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約３割程度にとどまっている。耐震化推進のために、水道事業者にアセットマネジメントの実施や、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進めるよう、国の交付金制度の活用等も

含め計画的な施設整備について指導するとともに、大規模災害時に速やかに復旧するために防災訓練の実施を促進する。【福祉】

2-1　2-6　6-2

（下水道施設の災害対策）

○　下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道 BCP に基づく防災訓練の実施を促進する。【県土】

2-8　6-3

（下水道による浸水対策）

○　内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場や雨水幹線の排水設備の整備を引き続き促進する。【県土】

1-4

（埋設ガス管の耐震化）

○　耐震性の低いガス管が埋設されている施設においては、地震等による破損により、火災や爆発が発生することが想定される。そのため、県有施設の敷地内の埋設がガス管の耐震対策の完了していない施設の管理者は、耐震性に優れたガス管への交換に努める。【県土】【教育】

1-1

（被災建築物応急危険度判定士等の確保）

○　大規模地震等で被災した建築物及び宅地等における二次的な被害を防ぐため、建築物及び宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度判定・表示を行う「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続し、登録を推進する。【県土】

8-2　8-6

（不特定の者が利用する建築物の防火対策）

○　建築基準法に基づく特殊建築物について、防火設備、避難設備の整備等、建築物の維持保全が適正に実施される必要があるが、平成 28 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法により、所有者等が定期的に点検・報告を行わなければならない対象建築物等の範囲が大幅に拡大されたため、定期報告制度が的確に実施されるよう体制整備を推進する。【県土】

1-2

（住宅の火災予防対策）

○　住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報紙等の各種メディアや消防防災関係イベントを利用した広報啓発に加え、消防本部や消防団による個別指導など、現在行われている取組を継続する。【危機】

1-1　7-1

（街路事業の推進）

○　市街地等において、都市の骨格となり、避難路として機能する街路の計画的な整備を推進する。【県土】

1-1　1-3　7-1

（防災空間の確保）

○　土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を促進する。【県土】

1-1　7-1

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

○　大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関と連携して幹線道路の無電柱化を推進する。【県土】

1-1　7-1

（津波避難施設の整備、津波避難場所の確保）

○　民間ビルの避難ビル指定や公共施設、高台などの活用促進を進めるとともに、避難場所の整備を促進する。また、周辺に避難できる高層ビルや高台等がなく、避難が困難な地域については、津波避難タワーや市町村の公民館等に避難場所としての機能を付加した複合施設などの新たな避難施設の整備など地域の実情に応じた対策を促進することにより、特定避難困難地域（近くに高台がなく高い建物もない地域）を解消する。【危機】【県土】

1-3

（避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修の促進）

○　避難場所に指定された都市公園における、施設の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を促進する。【県土】

1-1　7-1

（県立都市公園施設等の防災対策）

○　県立都市公園施設等については、公園利用者の安全対策さらには、一時待避施設や防災拠点としての機能を発揮するため、各施設の耐震化等を推進する。また、公園利用者の津波からの避難を着実に行うため、避難場所や避難路の確保、避難ルートの周知など、ハード・ソフト対策等を総合した津波避難対策の検討を推進する。【県土】

1-2　1-3

（応急仮設住宅供給体制の充実）

○　南海トラフ地震等の被害想定を踏まえ、必要と想定される応急仮設住宅建設戸数５万戸の建設候補地を早期に確保するため、市町村に対し、年１回実施している応急仮設住宅建設候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた建設候補地の積み増しの強化を図る。【県土】

8-3　8-6

（事業者等と連携した帰宅困難者支援）

○　コンビニエンスストア等と帰宅困難者支援のための水・食料・トイレ使用等の協定を締結しているが、今後も協定拡大を検討する。【危機】

2-6

（一時避難所としての都市公園の整備）

○　帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時避難施設としての都市公園の整備を促進する。【県土】

2-6

（中山間地域の振興・地域コミュニティの活性化）

○　過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるよう中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組を支援する。【総合】

2-2　2-3　7-6　8-2　8-3

（業績評価指標）

・特定建築物の耐震化率　93.9%（H27）→95%(H32)

・住宅の耐震化率　77.8%（H27）→90%（H32）

・市街地等の幹線道路の無電柱化率　3.1%（H27）→3.6%（H32）

・下水道による都市浸水対策達成率　58.5%(H27)→58.8%（H30）

・「いきいき集落」認定数（延べ数）　128（H27）→140（H30）

（３）保健医療・福祉

（福祉施設ＢＣＰの策定促進）

○　高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、利用者の生命に関わることから、各施設に対して、施設や設備の耐震化、水や食料の備蓄などの災害対策を強化するとともに、被災後の事業の継続や早期の復旧に関するＢＣＰの考え方も踏まえた防災対策計画の策定を働きかける。【福祉】

2-1、2-7

（医療ＢＣＰの策定促進）

○　災害時における病院の被災状況、地域における病院の特性、地域でのニーズの変化に耐えるため、病院機能の損失を出来るだけ少なくし、機能の立ち上げ・回復を早急に行い、継続的に被災患者の診療にあたれるよう、病院におけるＢＣＰの考え方に基づいた災害対応マニュアルの策定を働きかける。【福祉】

2-1、2-7

（医療施設、社会福祉施設の耐震化促進）

○　入院・入居者の安全を確保するとともに、避難所等に利用される場合もあることから、国庫補助制度等を活用できる医療施設については、耐震化を進めるよう働きかける。【福祉】　1-2

○　県立病院においては、耐震化を済ませるとともに、家具等の固定を実施してきた。現在進めている宮崎病院の再整備では免震構造の採用を計画しており、更なる地震対策を図っていく。【病院】　1-1

（医療施設における非常用電源、受水槽の整備）

○　国庫補助制度等を活用できる医療施設については、非常用電源、受水槽の整備を進めるよう働きかける。県立病院は、基幹・地域災害拠点病院として、今後もライフラインの確保や医薬品、食料等の備蓄に努める。【福祉】【病院】

2-5

（医療機関の浸水対策）

○　河川氾濫等による市街地の浸水時においても災害拠点病院の機能を維持するため、電源設備や検査機器等の上階への移動等、施設の浸水対策を進める。【福祉】

○　県立病院ではこれまでも浸水対策として、非常用発電設備を上層階に増設するなど行ってきた。宮崎病院の再整備においては、浸水高予想高までの盛り土を計画しており、対策を強化していく。【病院】

1-4

（災害時の医療体制整備）

○　災害派遣医療チーム（DMAT）の技能維持を図るため、隊員を対象にした技能維持研修会への参加を呼びかける。また、災害医療コーディネーター向けの研修会を開催し、

各医療圏の医療救護活動全般の調整を行うコーディネーターの知識･技能の向上を図る。【福祉】

○　救護所・避難所等における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への医療支援を行う日本医師会災害医療チーム（JMAT）等の医療救護班との連携体制の構築を図る。【福祉】

○　広域災害救急医療情報システム（EMIS）での入力・情報共有が図られるよう、市町村や医療施設の関係者を対象にした研修会を開催する。【福祉】

○　災害時に専門的なこころのケアが円滑に行われるよう、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備と人材育成、派遣体制の整備を行う。【福祉】

○　県立宮崎病院においては、再整備の計画を進めており、ヘリポートの設置等の基幹災害拠点病院としての機能強化を図る。【病院】

2-7

（ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営）

○　定期的な災害派遣医療チーム（DMAT）隊員による会議に参加し災害医療体制の構築に向けた協議を行うとともに、総合防災訓練等により関係機関との連携強化を図る。【福祉】

2-7

（孤立集落における医療確保）

○　県と国立大学法人宮崎大学における「宮崎県防災救急ヘリコプター医師現場投入活動実施に関する協定」により陸路でのアクセスが困難な地域等に対する医師の投入の運用を開始しており、今後も訓練等を通じて円滑な運用を図る。【危機】【福祉】

2-3

（医薬品等の確保対策）

○　災害時における支援活動に関する協定締結団体等との連絡調整会議を定期的に開催し、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制の整備を進める。【福祉】　2-1

（被災地における感染症予防・衛生対策）

○　避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する。消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように市町村との連携を強化する。【福祉】

2-8

（避難者の健康対策）

○　避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、市町村や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。自宅避難者、車中泊等の避難所外

の被災者の健康対策についても、市町村、民間団体、ボランティア等との連携による被災者の把握方法及び支援方法について検討を進める。【福祉】

2-2

（要配慮者対策の推進）

○　要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なることを踏まえ、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう、啓発イベントや出前防災講座等を通じて的確な広報・周知や、市町村等が行う住民等への啓発パンフレットの作成・配布等に対する取組を支援する。【危機】【福祉】【商工】

○　要配慮者に対しては、個々の状態に配慮した情報提供、避難誘導、避難所運営等、きめ細かな対応が必要であり、関係施設、自主防災組織、ボランティア団体等と連携を図りながら、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災商品の普及、バリアフリー化、文字や音声及び多言語やわかりやすい言葉・文字による情報の提供等の各種対策に対する市町村等の取組を促進する。【危機】【福祉】【商工】

○　要配慮者の避難については、市町村だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、要配慮者の特性に応じた地域における共助が重要である。また、避難支援者自身の安全を確保することも重要であることから、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進する。【危機】【福祉】【商工】

1-3

（高齢者施設の防災対策）

○　定期的に実施する指導監査による確認・指導を通じて、非常災害に関する具体的計画の作成や避難体制の整備、避難訓練の実施等防災対策の徹底を図る。【福祉】

1-1

（避難行動要支援者対策の推進）

○　市町村において災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難な避難のため特に避難を必要とする避難行動要支援者名簿の作成及び避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画の作成を促進する。また、個別支援計画に基づく災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、県民の防災意識の向上や自主防災組織の活性化による地域防災力の強化を図るとともに、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士の連携した取組を促進する。【危機】【福祉】

○　津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域等にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る。【福祉】

○　民生委員・児童委員制度の周知及び業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。【福祉】

1-1, 3, 4, 5, 6

（福祉避難所の整備）

○　一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、市町村における福祉避難所の確保を促進するとともに、民間ホテル等への要配慮者の受け入れについて検討を進める。【危機】【福祉】　2-2

（災害時の福祉体制整備）

○　福祉分野における、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等のための、福祉版ＤＭＡＴにあたる「災害派遣福祉チーム」の創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。【福祉】　2-7

（災害ボランティアの体制強化）

○　ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。【総合】

2-2　8-3　8-6

（民生委員・児童委員の確保）

○　民生委員・児童委員制度の周知及び業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。平成 26 年度に「宮崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例」及び「宮崎県民生委員の定数に関する規則」を制定し、突発的な災害で民生委員・児童委員を増やす要請があった場合でも対応可能としたところであり、市町村の理解を得ながら規則の趣旨等の定着に努める。【福祉】

8-3

（被災者の生活再建支援）

○　被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）の制度内容及び手続についての市町村の理解促進を図るとともに、市町村間の応援体制の検討等により迅速かつ円滑な実施体制の構築に努める。【福祉】

8-6

（業績評価指標）

・DPAT（先遣隊）登録数　2 チーム（H27）→3 チーム（H28）

・民生委員・児童委員充足率　97.9%（H28）→100%（H32）

・福祉避難所指定市町村数　21 市町村（H27）→26 市町村（H32）

（４）エネルギー・情報通信

（再生可能エネルギーの導入）

○　庁舎や学校、避難誘導道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点に、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の設備を導入することにより、大規模災害時等に備えた災害に強い地域づくりを推進する。【環境】　3-3

○　再生可能エネルギー発電事業に取り組む中小企業者等に対して、県中小企業融資制度の活用を通じた金融支援を行う。【商工】　6-1

（自立・分散型エネルギーの導入促進）

○　地域内で独自のエネルギーを確保することは、防災の面において重要な役割を担うため、地域等における新エネルギーの共同利用システム等について、家庭や事業者の団地等への導入を促進する。【環境】

○　エネルギー供給源の多様化のため、本県の強みである、太陽光、バイオマス、小水力等のエネルギーの導入を促進する。【環境】

2-3　5-2　6-1

（災害時における優先供給施設等への燃料供給）

○　災害時に国及び県の燃料供給計画や協定に基づく供給が円滑に進むようにマニュアルを整備するとともに毎年度、優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進する。また、協定を締結している石油連盟や県石油商業組合と中核ＳＳや優先供給施設などの情報共有を行うとともに、国や県の防災訓練において供給体制の検証を行う。【危機】

2-1　2-5　4-1　4-2　5-2　6-1

（電力事業者における災害対策）

○　電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。【危機】

4-1

（県企業局の電気事業における各設備の地震対策）

○　ダム本体及び放流ゲート等ダム設備については早期に耐性評価を行い、照査結果により下流域に大きな影響を与える箇所から耐震化補強を順次整備・推進する。【企業】

6-1

（情報インフラの確保対策）

○　社会経済システムが機能不全に陥らないためには、情報通信業と各産業との間には複雑な相互依存関係が存在しており、そのような相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性の評価の検討を進める。【危機】

○　国、市町村、関係事業者との連携を強化し、あらゆるメディアを駆使して災害情報が一人ひとりに伝わる仕組みを構築する。また、Ｌアラートの普及とライフライン情報の拡大等発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取組を推進する。【危機】

4-1

（宮崎情報ハイウェイ 21 の適切な運営・管理）

○　「宮崎情報ハイウェイ２１」については、冗長性や迂回経路の確保等、一定の耐災害性が確保されているところではあるが、被災想定箇所における光ファイバ区間の地中化やバックアップ回線の確保、拠点施設や機器の多重化、アクセスポイントの強化等、費用や効果等を比較・検討しながら、耐災害性の強化を着実に進めていく。【総合】

4-1

（放送事業者・通信事業者における災害対策）

○　放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。【総合】【危機】

4-2

（防災拠点における無線 LAN 環境整備）

○　県・市町村庁舎等の防災拠点において、災害時にスマートフォンやタブレット等で必要な情報を入手できるよう無線 LAN 環境の整備を検討する。【総合】

4-1

（避難施設における通信整備の確保）

○　市町村と通信事業社の協定等による指定避難所における災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の整備を促進する。【危機】

○　津波からの緊急避難場所として整備する避難タワーで携帯電話が使用出来るように非常用電源設備の設置や災害用通信設備の整備について市町村と検討を進める。【危機】

1-3　2-2　2-3

（携帯電話エリア整備）

○　緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図っていく。【総合】

1-6　2-2　2-3

（業績評価指標）

・再生可能エネルギー供給量　814,290kW（H27）→821,000kW（H32）

　太陽光発電：717,109kW　バイオマス発電：90,221kW　小水力発電：6,960kW

（５）産　業

（企業防災の促進）

○　ＢＣＰ策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のＢＣＰ策定の促進を図る。【商工】

5-1　5-2　5-3　5-5　6-1　7-2　7-7　8-6

○　企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携を深めるとともに、防災の観点からの企業の社会貢献が活発となるよう啓発を推進する。【危機】

○　「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定を踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進地域（南海トラフ地震により震度６弱以上が想定される地域等をいう。宮崎県では全市町村が該当。）」における企業の対策計画の策定を促進する。【危機】

1-1　5-1　5-3

（事業所等における備蓄促進）

○　事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する。【危機】

2-6

（耐震改修等を行う中小企業等への金融支援）

○　大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、県中小企業融資制度の活用を通じて、ＢＣＰに基づく施設整備や耐震改修に取り組む中小企業者に対する金融支援を行う。【商工】

1-1　1-2　5-1　5-2　5-3　5-5　6-1　8-6

（被災中小企業等の再建支援）

○　被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。【商工】

5-1　8-6

（災害による離職者の支援）

○　現在、県内の中小企業労働者で、生活費や子息の教育費に困窮した方に対する金融支援（中小企業勤労者支援融資（ハッピーローン貸付））は、県が 15,000 千円を九州労働金庫に預託し、同金庫は当該資金を協調倍率４倍（60,000 千円）にして、中小企業の労働者の生活資金及び教育資金として基準に基づき貸し付けているが、地震等により離職を余儀なくされた中小企業労働者でも、この貸付制度の利用ができるよう九州労働金庫等と協議・検討していく。【商工】

○　地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、県の本庁（雇用労働政策課内）と３総務商工センターで、平日の勤務時間内に開設している労働相談窓口について、時間外や窓口の設置場所等のあり方を検討していく。また、離職者への求人情報等の提供を行う労働局と引き続き連携を図り、速やかに対応できるよう協議・検討していく。【商工】

8-6

（食品事業者等との連携強化）

○　災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、県、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等における連携・協力体制やサプライチェーンに係る企業連携型のＢＣＰについて検討を進める。【総合】【危機】【商工】【農政】

5-5

（工業用水道事業における地震対策）

○　主要設備については耐震化を終了している。その他については、今後耐震性を照査し、必要に応じ耐震化を進めていく。【企業】

○　大規模な災害発生時に、独力での工業用水道の復旧が出来ないような場合は、九州地域の水道事業者で締結した「九州地域災害時相互支援協定」（平成 27 年 11 月）の適切な運用により早期復旧を図る。【企業】

6-2　7-4

（旅行者等への防災対策）

○　スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と連携した危機管理対策を進める。【危機】【商工】

○　今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光 Wi-Fi サービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。
また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。【危機】【商工】

1-2　1-3　1-6　2-2　2-6

（観光客誘致対策）

○　災害後の安全性への不安により本県への旅行等を控える観光客対策として、各市町村や観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、観光地についての正確な情報の発信やプロモーションを行う。【商工】

7-7

（危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等）

○　消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、県内消防本部や関係保安団体と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。【危機】

5-3　7-2　7-5

（業績評価指標）
・商工会議所・商工会ＢＣＰ策定率　4.3%（H27）→100%（H32）
・MIYAZAKI FREE Wi-Fi を活用してアクセスポイントを設置した市町村数
　7 市町村（H27）→26 市町村（H30）

（６）交通・物流

（緊急輸送等のための交通インフラの確保）

○　東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。【県土】

2-1　2-3　2-4　2-6　2-7　6-4

○　緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道 219 号、国道 327 号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。【県土】

2-1　2-3　2-4　2-6　2-7　5-4　5-5　6-4

○　緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。【県土】

2-1　2-3,4,7 5-4,5 6-4 8-4

○　緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006 箇所)を中心に落石防止網等の法面対策等を推進する。【県土】

2-3,4,6　5-4,5　6-4

○　山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。【農政】【環境】

2-1　2-3　2-4　2-6　2-7　5-5　6-4

○　細島港、宮崎港、油津港の３つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に１箇所、県央の宮崎港に２箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。【県土】

2-1　2-4　2-7　5-5　6-4

○　緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁を確保するため、漁港における緊急輸送道路に連結した、耐震強化岸壁の整備を推進する。【農政】

6-4

（緊急輸送道路等の早期啓開体制整備）

○　「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・市町村・建設業者等と連携し、啓開体制を構築する。【危機】【県土】【環境】

2-1　2-4　2-6　2-7　8-1　8-2

○　同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について、国・市町村・建設業者等と連携して検討を進める。【危機】【県土】

2-3

（高速道路のミッシングリンクの早期解消）

○　東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。【県土】

5-1　5-2　5-5　5-4　6-1　8-4

（市街地等の幹線道路の無電柱化）

○　大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関と連携して幹線道路の無電柱化を推進する。【県土】

2-7　7-3　2-6

（東九州新幹線の整備計画路線への格上げ）

○　広域交通の代替性を確保するため、九州知事会や関係県等と連携を図りながら、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを国に働きかける。【総合】

5-4　8-4

（災害協定の締結等による生活物資調達）

○　平成 28 年に宮崎県備蓄基本指針を策定し県・市町村において備蓄すべき物資や備蓄量を定めたことから、指針に基づき県内民間事業者との協力協定等の締結を進めるとともに、災害時の調達体制について日頃から連携を推進する。【危機】【福祉】【商工】【農政】

2-1

（主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化等の促進）

○　大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける。【総合】【危機】

1-1　1-2　2-6　5-4　8-4

（空港、鉄道、港湾利用者の避難対策）

○　津波により被害を受けるおそれのある、宮崎空港や鉄道、フェリーなどの利用者の安全確保について、施設管理者・事業者等において避難対策の徹底を図るとともに、利用者への情報提供や防災訓練の実施等、関係機関が連携して対策を進めていく。【危機】【警察】

1-3

（地域交通網の確保）

○　地域コミュニティを維持する上で、地域交通は重要な要素であるため、広域的なバス路線についてはバス事業者への運行費補助等により、その維持・確保に努めるとともに、コミュニティバス等の活用など、地域ニーズにあった交通体系の整備による集落のネットワーク化を促進する。【総合】

8-3

（港湾の地震・津波対策）

○　Ｌ１津波（比較的発生頻度の高い津波）に対して、平成27年3月に変更した「日向灘沿岸海岸保全基本計画」に基づき、津波対策が必要な港湾海岸に対する整備を推進する。また、細島港及び宮崎港の避難施設整備を推進するとともに、港湾BCP（港湾事業継続計画）に基づき、港湾施設の被災調査・応急復旧等の訓練を継続的に実施していく。【県土】

1-3

（港湾の防災対策の推進）

○　細島港、宮崎港、油津港の３つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に１箇所、県央の宮崎港に２箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。【県土】

○　港湾BCP（港湾事業継続計画）に基づき、港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練を継続的に実施していく。【危機】【県土】

5-1　5-3　5-4　8-4

（物資受入体制の確立）

○　南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県外からの食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく県実施計画を定め、広域物資輸送拠点（３箇所）の指定とともに、拠点の運営に関してトラック協会や倉庫協会と協定を締結し、専門家の支援を得ることとしている。

今後は、代替拠点の充実や搬送手段の多様性を考慮し、拠点を増やすとともに拠点の運営マニュアルの整備や拠点に配置される人的支援の体制についても検討を進めるとともに、市町村においても県と連動した計画の策定を推進する。また防災訓練等を通じてその実効性を高める。【危機】

2-1

（業績評価指標）

・緊急輸送道路改良率　82.5％(H27)→84.0％（H30）
・県内高速道路供用率　70％（H27）→73％(H29)
・地域高規格道路整備率　54.6％(H27)→60.0％（H30）
・緊急輸送道路要対策箇所整備率　53％(H27)→54.6%(H32)
・緊急輸送道路における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策　87.4%(H27)→88.0%(H32)
・市街地等の幹線道路の無電柱化率　3.1％（H27）→　3.6%(H32)
・港湾海岸の事業着手(H30)
・細島港避難施設整備　0 箇所（H27）→2 箇所（H30）
・宮崎港避難施設整備　0 箇所（H27）→3 箇所（H30）
・重要港湾の耐震岸壁整備　3 バース(H27)　→　4 バース（H32）

（７）農林水産

（漁港の防災対策）

○　漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の復旧期間の短縮や経費の縮減を図るため、外郭・係留施設の耐震・耐津波診断に基づき、耐震・耐波・粘り強い構造対策を実施する。【農政】

5-3　5-5

（農地農業用施設の保全）

○　シラスなどの特殊土壌に覆われた農地の豪雨による浸食防止を目的とした排水路整備を進める。また、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する。【農政】

5-3　5-5　7-6

（基幹的農業水利施設の長寿命化）

○　県営造成施設の長寿命化計画に基づき、ハード対策に取り組む。【農政】

5-3　5-5

（集落排水施設の機能保全）

○　農業集落排水施設の老朽化対策については、県内６０施設のうち１４施設が機能診断実施済みであるが、未実施箇所の実施を促進するため、国庫補助事業を活用し、機能診断の実施を促進していく。【農政】

2-8　6-3

（農業用ため池等の防災対策）

○　人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。【農政】

○　農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施する。【農政】

5-3　5-5　7-6　7-4

（災害発生時の情報発信）

○　災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、（公社）宮崎県物産貿易振興センターや会員企業等と連携し、特産品の製造や販売の状況等の発信すべき情報や発信の方法等を検討する。【商工】

○　災害の種類、規模、経過時間などに応じて、速やかで的確な情報発信が可能となるよう、あらかじめ情報発信の内容と情報発信伝達手段について検討を進める。【総合】【環境】【農政】

7-7

（森林の整備）

○　人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる対策を推進する。【環境】

7-6

（業績評価指標）
・ため池の整備数 175 箇所(H27)→195 箇所（H32）
・農業集落排水施設の機能診断実施率　23.3％(H27)　→　80％(H32)
・拠点漁港の機能強化事業着手率　80%(H27)→100%(H29)
・再造林面積　2,023ha（H27）→2,200ha(H32)
・間伐実施面積　5,198ha（H27）→8,200ha(H32)
　うち、高齢級間伐実施面積　3,565ha（H27）→4,800ha(H32)

（８）国土保全

（河川堤防、海岸保全施設等の高潮、地震・津波対策）

○　Ｌ１津波（比較的発生頻度の高い津波）に対しては、海岸保全施設等を整備し、海岸堤防、河川堤防等による人命、資産の保護を図ることとし、Ｌ２津波（最大クラスの津波）に対しては、住民避難を軸としたハード・ソフトの総合的な津波対策による人命を守るための対策を推進する。【危機】【県土】【農政】

○　Ｌ１津波（比較的発生頻度の高い津波）に対する対策が必要な約１００km の河川・海岸（平成 25 年 12 月設計津波の水位設定）のうち、河川単独で効果が発揮できる沖田川などの１４水系の河川においては、河川整備計画等を策定して津波対策を積極的に推進するとともに、海岸事業と調整が必要な浦上川などの１７水系の河川においても事業を積極的に推進する。また、平成２７年３月に変更した「海岸保全基本計画」に基づき、津波対策が必要な細島港海岸など３２海岸において積極的に事業を推進する。【県土】【農政】

○　河川・海岸堤防などについては、Ｌ１津波（比較的発生頻度の高い津波）・高潮に対応する高さを確保することを基本とし、これを超える津波等に対して粘り強い構造としながら高潮、地震・津波対策を着実に推進する。【県土】【農政】

○　災害を未然に防止し、被害を最小限にするため、既存の河川・海岸管理施設の老朽化対策を推進する一方、施設整備だけでは自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携しながら避難体制などのソフト対策を進める。【危機】【県土】【農政】

1-3

（河川、海岸の耐震対策）

○　浸水被害軽減のために、Ｌ１津波（比較的発生頻度の高い津波）対策として整備する河川・海岸施設整備については、耐震対策も検討しながら、計画的に推進する。【県土】【農政】

8-5

（河川改修等による水害対策）

○　河川整備については、洪水に対する河道整備と合わせて中山間地域では宅地嵩上げを行って住家を洪水による浸水から防御する水防災事業を取り込むなど、様々な治水事業を活用しながら河川整備事業を積極的に推進する。【県土】

○　頻発する水害に対する防災・減災対策として、環境に配慮しながら河川整備を積極的に推進する。【県土】

○　災害を未然に防止し、被害を最小限にするため、既存の河川・ダム管理施設を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める。【県土】

1-4

（防災対策の推進）

○　防災拠点、ライフライン施設、重要産業施設、輸送基盤施設等の被災を防ぐとともに、救助・物資等の輸送ルートを確保するため、施設周辺や道路等の防災、震災対策及び地震・津波・水害対策等を着実に推進する。【県土】

2-1,3,4,5,6,7　3-3　4-1　5-1,2,3,4,5　6-1,2　8-4

（土砂災害危険箇所の周知）

○　土砂災害の危険がある箇所の把握・周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を促進する。【県土】

○　市町村において、市町村地域防災計画への土砂災害警戒区域に係る避難場所・避難経路等の明示を早急に実施する。【危機】【県土】

1-6

（山地災害の復旧や土砂流出の防止）

○　山地災害危険地区の災害のおそれのある森林においては、危険地区の解消を図るために、治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を図るため山地災害防止キャンペーンを積極的に推進する。【環境】

○　国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を推進する。【環境】

1-5　7-6

（木材利用を促進する技術開発）

○　森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな建設資材として期待されるＣＬＴを活用した建築構法の研究開発やその実用化に向けた取組を推進する。【環境】　7-6

（ダム施設の長寿命化）

○　ダム機能が保持されるよう長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理・更新等を行う。【県土】　7-4

（砂防関係施設の長寿命化）

○　既存の砂防関係施設の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保し続けるために砂防関係施設の長寿命化計画を策定する。【県土】

7-4

（農業用ため池等の防災対策）

○　人命・財産への影響のあるため池の耐震性の照査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。【農政】

○　農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時に洪水調整の「機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施する。【農政】

1-5

（建設業の担い手育成）

○　地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進行等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る。【県土】

8-2

（水防災意識社会の再構築）

○　気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市町村が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進める。【危機】【県土】　1-4

（津波ハザードマップの作成促進）

○　住民の円滑な避難のため、市町における津波を想定した津波ハザードマップの整備を促進するとともに、ハザードマップを活用した津波避難計画の策定を促進する。また避難計画に基づく住民の津波避難訓練の実施を促進する。【危機】【県土】

1-3

（洪水ハザードマップの作成促進）

○　関係する市町村において、想定し得る最大規模の降雨に対するハザードマップの見直しが円滑に行われるように、想定し得る最大規模の降雨に対する浸水想定区域の指定及び公表を計画的に進める。【県土】

○　洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、洪水ハザードマップの作成・公表を促進する。既に作成済の市町村においても、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを促進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、市町村等と連携した啓発を推進する。【危機】【県土】

1-4

（高潮ハザードマップの作成促進）

○　想定し得る最大規模の高潮により浸水が想定される範囲を把握するため、氾濫シミュレーションを実施し、必要に応じて浸水想定区域の指定及び公表を行う。【県土】

○　浸水想定区域が指定された場合は、高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、市町で行う高潮ハザードマップの作成・公表を促進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、市町等と連携した啓発を推進する。【危機】【県土】

1-4

（土砂災害危険箇所対策）

○　土砂災害危険箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を行うとともに、避難場所や要配慮者利用施設を有する危険箇所及び霧島山周辺や中山間地域の危険箇所など災害危険度が高い箇所の整備を推進する。また併せて、発災時に避難が円滑に行われるように、ハザードマップの作成や避難体制の整備など市町村の取組を促進する。【危機】【県土】

1-5

（内水浸水被害対策）

○　内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場や雨水幹線の排水施設の整備を引き続き促進する。【県土】

8-5

（地籍調査の推進）

○　災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、県や地籍調査推進協議会等においては国に対して予算確保の要望活動や、進捗率の低い市町村や休止町に対して人員や予算確保についての啓発活動を推進する。【農政】

8-4

（健全な水循環の維持・回復）

○　豊かな水資源を保全するため、市町村と連携しながら、持続可能な地下水の保全に努める。水源地域の水源涵(かん)養機能を維持するため、市町村及び森林所有者等との連携協力により水源地域の保全を推進する。【総合】【環境】

6-2

（業績評価指標）
・河川改修が必要な区間の河川整備率　48.8%(H27)→50.2%（H30）
・土砂災害防止法に基づく基礎調査結果公表率　49%（H27）→100%（H32）
・土砂災害警戒区域指定率　44.2%（H27）　→100%（H33）
・土砂災害から保全される要配慮者利用施設（重要施設）及び避難所数
　183 施設（H27)→193 施設（H30）
・下水道による都市浸水対策達成率　58.5%(H27)→58.8%(H30)
・山地災害危険地区の整備地区数
　危険地区 4,425 地区のうち整備率 52.2%（2,308 地区）（H26）→整備率 54.2%(H32)
・民有保安林指定率　27.9%（H27）→31.0%(H32)

（９）環　境

（災害廃棄物処理）

○　南海トラフ巨大地震を想定し平成 28 年 3 月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」に基づく広域処理体制の構築を推進する。また、市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援し、その実効性を高める。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、市町村における災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保等が促進されるよう支援する。【環境】

8-1

（浄化槽の強靭化対策）

○　浄化槽については、市町村に対して、転換に伴う単独処理浄化槽の撤去費用の補助制度活用を働きかけるなど、既存の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。また、平成 28 年度にＧＩＳを活用した浄化槽台帳システムを導入し、浄化槽関係団体とも連携しながら、把握情報の精度を高める。【環境】

6-3

（有害物質拡散・流出の防止対策）

○　有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・市町村等の関係機関との連携を推進する。【環境】

7-5

（業績評価指標）
・市町村災害廃棄物処理計画の策定
　策定済：12 市町村(H28.5)　→26 市町村（H28）

≪横断的分野の推進方針≫

（1）リスクコミュニケーション

○　国土強靱化を進める上で、県民、企業、行政等の様々な主体が、自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動できるよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会が継続的に得られる環境を整える。

○　南海トラフ地震等の最新の科学的知見に基づく被害想定に加え、過去に幾多の災害に見舞われてきた本県の災害事例から今後の教訓等を学び、伝承することで、県民の危機意識を正しく喚起していく。

○　大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。

○　防災に関する知識や意識を身につけるためには、義務教育段階から、繰り返し学習し実践していくことが最も効果的であることから、各種情報ツールや防災に関する科学技術を活用した防災教育・訓練手法等の開発・普及及び災害ボランティア体験活動の推進・支援などにより学校における防災教育の充実を図る。また、防災研修や防災士資格の取得の推進により、教職員の防災に関する意識の高揚並びに知識の向上を図る。

○　災害時における高齢者、障がい者、外国人等への配慮や男女共同参画の視点を踏まえた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動を促進する。

○　ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。

（業績評価指標）
・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合　43.4%（H27)→55%（H30）
・自主防災組織活動カバー率　82.3%（H27)→85.0%（H30）
・防災士数　3,160 人（H28）→4,000 人（H30）
　うち女性防災士の数　586 人（H28）→686 人（H30）
・女性消防団員が在籍する市町村数　22 市町村(H27)→26 市町村(H30)

（２）老朽化対策

○　公共施設等の老朽化や厳しい行財政運営を踏まえ、施設の保有・運営・維持の最適化を実現するため、「宮崎県公共施設等総合管理計画」に基づき総合的・計画的な施設管理を推進するとともに、個別施設計画をできるだけ早期に策定し、施設類型ごとに具体的な取組を推進する。

○　建物系施設・インフラ施設双方について、点検・診断・修繕を的確に実施し、その履歴情報を蓄積・評価して次回の点検につなげるメンテナンスサイクルを構築するとともに、点検・修繕履歴等の共有、保全マニュアルの活用、研修会の実施等により施設管理者等の支援を強化し、施設の長寿命化を図る。

○　すべての建物系施設の劣化状況や利用実態等の様々な情報を多角的に収集・分析するとともに、一元的に管理する県有施設評価システムを構築し、各施設の評価・分析を実施するとともに、施設類型ごとに地域の特性や行政ニーズ等を踏まえた上で総量最適化の検討を行う。

○　建物系施設について、県有施設に加え、国や市町村の施設を含めた施設情報の共有化や施設の集約化・複合化等に向けた定期的な情報更新を行うための効果的なエリアマネジメントの推進体制を地域の実情に応じて構築し、具体的な施設の有効活用について検討を進める。

（業績評価指標）
・緊急輸送道路における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策　87.4%(H27)→88.0%(H32)
・港湾施設（974 施設）の長寿命化計画策定割合
　302 施設（防波堤、係留施設、橋梁）31％（H24）→　974 施設（港湾施設総数）100％（H32）
・海岸保全施設（港湾海岸）の長寿命化計画策定割合
　1 海岸 7％（H26）　→　14 海岸 100％（H30）

（３）産学官民・広域連携

○　大学等との連携により、様々な災害の被害状況等の推測や評価をはじめとした防災に関する調査・研究を行うとともに、その内容を県内での情報発信や教育・啓発等に活用していく。また、大学での教育や学生消防団等の活動を通じて、学生が現在から将来にわたり地域防災を担うよう大学との連携による人材育成に努める。

○　本県の農林水産資源を活用した非常食などの備蓄品や防災関連製品の開発等について、産学官の連携などにより推進し県内諸産業による効果的な製品・サービスの提供を通じた地域防災力の向上に向けた取組を検討する。

○　企業等が、学生消防団活動認証制度や消防団協力事業所制度等の理解を深め活用を進めることなどを通じて、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制を深めるとともに、防災の観点からの社会貢献を活発に行うよう、働きかけを行う。

○　行政による公助には限界があることから、防災や被災者支援等における企業、NPO、ボランティア等の民間ノウハウの積極的な活用を推進するとともに、企業等との災害協定の締結をさらに推進し、共同の訓練の実施等を通じて「顔の見える」関係を構築し、連携体制を強化する。

○　九州地方知事会等における大規模災害発生時の相互協力体制の整備充実を図るとともに、地方自治体と国の地方支分部局や電力や通信などのライフライン関係機関で構成する「南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会」による関係機関が一体となった訓練等を通じて災害対応能力を高める。

○　県内沿岸１０市町で構成する「宮崎県津波対策推進協議会」において津波災害対策の検討を進めるとともに、都城市を中心とした県南自治体で構成する「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」の取組を支援し、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を構築する。

（業績評価指標）
・大学・専門学校のある８市町の学生消防団活動認証制度導入 2 市町（H27）→8 市町（H32）
・消防団協力事業所制度導入市町村数　10 市町村(H27) → 26 市町村（H32）
・自主防災組織活動カバー率　82.3%（H27)→85.0%（H30）
・防災士数　3,160 人（H28）→4,000 人（H30）

（４）地域活性化

○　農林水産業をはじめとする各種産業の振興や、農商工連携、フードビジネス等、本県の特性や強みを活かした産業の創出、さらには地域の資源を活用し、地域の中でモノとカネを回すことで地域を潤す地域経済循環の仕組みづくり等を通じて、経済の拡大と地域をけん引する裾野の広い成長産業の育成を図る。

○　中山間地域の活性化を促進するため、外部専門家のアドバイスによる地域資源の掘り起こしや磨き上げを図る。

○「小さな拠点」の形成をはじめとした集落のネットワーク化や連携中枢都市圏構想、定住自立圏構想の推進等により広域連携を進めるとともに、買物弱者対策や地域公共交通の維持確保、医療提供体制の整備、携帯電話サービス未提供地域の解消等により、地域での暮らしに欠かすことのできない生活機能の維持・充実を図る。

○　地域の担い手を確保し、地域活力の維持・増進を図るため、官民一体となった移住・ＵＩＪターンに関する効果的な情報発信、相談体制の充実等に取り組む。

○　多様な分野や地域からの担い手の確保を図るとともに、他産業からの参入等を促進する。また、農林水産業者の経営発展ステージに応じた研修体系の構築や人財育成システムの構築等により、経営・技術両面の指導力向上に取り組む。

○　多様な主体が連携した地域の防災力向上のため、市町村と連携しつつ、自主防災組織の活性化、消防団員の確保や防災士の養成・能力向上に取り組み、地域防災の中核となる人財の育成・確保を図る。

（業績評価指標）
・農業産出額 3,326 億円（H26）→　3,550 億円（H32）
・林業産出額 227 億円（H26）→　265 億円（H32）
・海面漁業・養殖業生産額　343 億円（H25）→　386 億円（H32）
・県内への移住世帯数　252（H23～H26）→1,000（H27～H30）
・新規就農者数 260 人（H26）→　380 人（H32）
・新規林業就業者数 139 人（H26）→　120 人（H32）
・新規漁業就業者数 35 人（H26）→　60 人（H32）
・「いきいき集落」認定数（延べ数）128（H27）→140（H30）
・人口千人当たりの消防団員数 13.4 人(H27）→13.5 人(H30)

第５章　地域計画の推進と不断の見直し

１　県の他の計画等の必要な見直し

本計画は，地域の強靱化の観点から、地域計画以外の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものであることから、地域計画で示された指針に基づき、他の計画等においては，必要に応じて見直し等の所要の検討を行い、地域計画との整合性を図っていく。

２　計画の進捗管理

強靱化の取組は、脆弱性評価の結果を踏まえ、本計画の施策の推進方針に沿って、毎年毎年、様々な施策を実行していくものである。このため、計画の進捗管理に当たっては、毎年度、重要業績指標等により施策の進捗状況等の把握・分析を行い、PDCA サイクルによる点検・見直しを行っていくこととする。

３　地域計画の不断の見直し

本計画は、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国全体の強靱化政策の推進状況等を考慮し、概ね５年ごとに内容を見直すこととする。

なお、それ以前であっても国の施策の動向、上記２の計画の進捗管理や社会情勢の大きな変化等により見直しが必要な場合は、適宜修正を行うものとする。

４　市町村地域強靱化計画の策定支援

（１）策定の必要性

国土強靱化を実効あるものとするためには、国や県における取組のみならず、市町村や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて積極的に取り組むことが不可欠である。地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、市町村が国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することは、住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものであり、極めて重要なものである。

加えて、基本法における、地方公共団体の責務として、

○基本法第４条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

とされており、この責務を果たす手段が地域強靱化計画の策定ともいえることから、地域強靱化計画が、県内市町村においてもできる限り早期に策定されることにより、強靱な国づくりを総合的に推進する必要がある。

（２）県による策定支援

市町村地域計画は、国の基本計画及び県計画との調和が保たれる必要がある。

また、市町村地域計画の中で県の施策等を踏まえた検討がなされる場合も想定されることから、市町村地域計画の策定に当たっては、市町村と県が十分に連携・協力する必要がある。

このため、県は市町村地域計画の策定が円滑に図られるよう国の動向や県計画に関する情報を積極的に提供するとともに、必要に応じて地域計画の策定・推進に向けた支援を行うこととする。

第6章　国土強靱化を進めるために取り組む事業

本地域計画においては、一定の具体性を持たせる重要性を考慮し、第4章で設定した個別施策分野ごと

1　行政機能／警察・消防等

事業の概要	事業実施場所	事業実施主体	備　考
県内全域の緊急交通路の指定予定路線及び主要路線の信号交差点において、停電直後から自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置を毎年度計画的に新設するほか、耐用年数を経過した機器についても、計画的に更新を行っていく。	県内全域	県警	

2　住宅・都市

事業の概要	事業実施場所	事業実施主体	備　考
県有スポーツ施設整備事業 新たに整備する以下の施設の災害への備えとして、災害時の広域的な救護等の活動拠点や避難施設としての整備を行う。 ○陸上競技場・投てき練習場 ○体育館	都城市山之口町 延岡市大貫町	県、市	R3～R7年度
（地域住宅計画に基づく事業） 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業及び公営住宅等ストック総合改善事業を推進する。 （住環境整備事業・地域防災拠点建築物整備緊急促進事業） 災害に強いまちづくりを進めるため、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。 （住宅市街地総合整備促進事業費補助） 災害に強いまちづくりを進めるため、地域居住再生推進事業を推進する。	県内全域	県、市町村	
電線共同溝	国道10号	国	詳細は別表
電線共同溝	国道10号・220号	国	詳細は別表
電線共同溝 　防災・安全交付金事業 　無電柱化推進計画事業	一般国道２６９号など	県	詳細は別表
街路整備 　防災・安全交付金事業	安賀多通線構口工区など	県	詳細は別表
防災拠点及び避難地となる公園の整備 　防災・安全交付金事業 　社会資本整備総合交付事業 　県単都市公園整備事業	宮崎県総合運動公園 県立平和台公園 宮崎県総合文化公園	県	詳細は別表

公園施設の老朽化対策及び公園緑地の再整備 防災・安全交付金事業 社会資本整備総合交付事業 県単都市公園整備事業	宮崎県総合運動公園 県立平和台公園 阿波岐原森林公園 宮崎県総合文化公園 特別史跡公園西都原古墳群	県	詳細は別表
国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 ○国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 ○伝統的建造物群基盤強化事業 ○歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 ○国宝・重要文化財美術工芸品保存修理抜本強化事業	重要文化財建造物 伝統的建造物群保存地区 史跡 美術工芸品の所在地等	県、市町村、所有者等	
国宝重要文化財等防災施設整備費補助金 ○重要文化財等防災施設整備事業	重要文化財等の所在地等	県、市町村、所有者等	
○学校施設環境改善交付金（大規模改造（質的整備）） ○学校施設環境改善交付金（防災機能強化） ○空調設備整備臨時特例交付金	県立中学校（宮崎西高等学校附属、都城泉ヶ丘高等学校附属） 県立五ヶ瀬中等教育学校 県立特別支援学校（明星視覚、都城さくら聴覚、みやざき中央、赤江まつばら、みなみのかぜ、日南くろしお、都城きりしま、小林こすもす、日向ひまわり、児湯るぴなす、清武せいりゅう、延岡しろやま（高千穂校を含む）、（仮称）みやざき高等、（仮称）日南くろしお支援学校分校、（仮称）都城きりしま支援学校分校、（仮称）延岡しろやま支援学校分校）	県	
○学校施設環境改善交付金（火山・降灰防除）	県立高等学校（日南、日南振徳、都城泉ヶ丘、都城農業、都城商業、都城工業、都城西、高城、小林、小林秀峰）、都城泉ヶ丘高等学校附属中学校、県立特別支援学校（都城さくら聴覚、日南くろしお、都城きりしま、小林こすもす、（仮称）日南くろしお支援学校分校、（仮称）都城きりしま支援学校分校	県	

3 保健医療･福祉

事業の概要	事業実施場所	事業実施主体	備 考
介護施設等防災・減災対策強化事業 介護施設等における非常用自家発電設備や給水設備の整備等を支援	県内全域	介護事業者	
幼稚園耐震化整備 園舎の新築及び増築、危険な状態にある園舎の改築、園舎の耐震補強工事等を支援	県内全域	学校法人	
就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等を支援	県内全域	地方公共団体	
次世代育成支援対策施設整備交付金 児童養護施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等を支援	県内全域	地方公共団体、社会福祉法人等	

4 エネルギー･情報通信

事業の概要	事業実施場所	事業実施主体	備 考
地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設	地方公共団体、民間事業者・団体等	
チッパー、ヤード整備等（合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策、林業・木材産業循環成長対策）	県内全域（生産基盤強化区域内）	市町村、森林組合、林業事業体	

5 産業

対象事業なし

事業の概要	事業実施場所	事業実施主体	備 考
森林環境保全整備事業 ○森林資源循環利用林道整備事業 （林業生産基盤整備道等の開設・改良、橋梁等の補修等） ○林業専用道整備事業 （林業専用道の開設・改良） ○山村強靱化林道整備事業 （公道等と接続し地域の根幹となる幹線林道の開設・改良）	地域森林計画登載林道、林業専用道	県、市町村、森林組合	
地方創生道整備推進交付金事業 （市町村道、農道と連携した林道整備）	地域森林計画登載林道、林業専用道	県、市町村	
農山漁村地域整備交付金事業 ○林道点検診断・保全整備事業 （橋梁等の点検診断、補修等） ○山のみち地域づくり交付金事業 （山村地域の総合的な地域開発に寄与する基幹林道整備）	地域森林計画登載林道、林業専用道（ただし、点検診断等にあっては林道台帳登載林道、林業専用道）	県、市町村、森林組合	
バイパス	国道220号（日南・志布志道路）	国	詳細は別表
バイパス	国道220号（油津・夏井道路）	国	詳細は別表
バイパス	国道220号（南郷奈留道路）	国	詳細は別表
4車拡幅	国道10号（新富バイパス）	国	詳細は別表
バイパス	国道220号（日南防災）	国	詳細は別表
バイパス	国道10号	国	詳細は別表
バイパス等	国道10号等	国	詳細は別表
5か年加速化対策（耐震化・防災対策等）	国道10号	国	詳細は別表
5か年加速化対策（耐震化・防災対策等）	国道220号	国	詳細は別表
5か年加速化対策（耐震化・防災対策等）	東九州自動車道	国	詳細は別表
バイパス	国道218号（蘇陽五ヶ瀬道路）	国	詳細は別表
バイパス	国道218号（五ヶ瀬高千穂道路）	国	詳細は別表
バイパス	国道218号（高千穂雲海橋道路）	国	詳細は別表
バイパス	国道218号	国	詳細は別表
5か年加速化対策（耐震化・防災対策等）	九州中央自動車道	国	詳細は別表
防波堤(改良含)	細島港	国	詳細は別表
岸壁(-9m)	細島港	国	詳細は別表
岸壁(-7.5m)耐震	細島港	国	詳細は別表
岸壁(-13m)耐震改良	細島港	国	詳細は別表
防波堤(改良含)	宮崎港	国	詳細は別表
航路(-9m)改良	宮崎港	国	詳細は別表
耐震対策(ｴﾌﾟﾛﾝ等)	宮崎空港	国	詳細は別表
護岸工	宮崎空港	国	詳細は別表
排水工	宮崎空港	国	詳細は別表

付加車線事業	東九州自動車道	民間	詳細は別表
４車線化事業	東九州自動車道	民間	詳細は別表
スマートインターチェンジ事業	東九州自動車道	民間	詳細は別表
道路改良 社会資本整備総合交付金事業 社会資本整備総合交付金事業(広域連携) 防災・安全交付金事業 地域連携道路事業 道路メンテナンス事業 防衛施設周辺事業	一般国道４４８号石波工区など	県	詳細は別表
耐震補強(特殊橋) 防災・安全交付金事業 道路メンテナンス補助事業	一般国道２１８号干支大橋など	県	詳細は別表
耐震補強(橋梁) 防災・安全交付金事業 道路メンテナンス補助事業	一般国道２１８号ひつじ橋など	県	詳細は別表
トンネル等照明更新 防災・安全交付金事業 道路メンテナンス補助事業	一般国道２２２号新上熊トンネルなど	県	詳細は別表
道路法面・盛土・擁壁防災 防災・安全交付金事業 土砂災害対策道路事業	一般国道２１９号など	県	詳細は別表
道路排水整備・排水ﾎﾟﾝﾌﾟ施設更新 防災・安全交付金事業	一般国道２６８号など	県	詳細は別表
老朽化対策（橋梁） 道路メンテナンス補助事業	一般国道２１８号波瀬大橋など	県	詳細は別表
老朽化対策（横断歩道橋） 道路メンテナンス補助事業	宮崎インター佐土原線　梅野横断歩道橋など	県	詳細は別表
老朽化対策（トンネル） 道路メンテナンス補助事業	一般国道３２５号玄武山トンネルなど	県	詳細は別表
老朽化対策（シェッド） 道路メンテナンス補助事業	清武インター線　船引アーチカルバートなど	県	詳細は別表
港湾施設整備 改修（防災安全対策）事業 改修（重要）事業 改修（港湾施設改良費補助）事業 港湾メンテナンス（港湾施設改良費補助）事業 地方創生港整備推進交付金事業 防災・安全交付金事業 社会資本総合整備事業	重要港湾細島港など	県	詳細は別表

7 農林水産

事業の概要	事業実施場所	事業実施主体	備 考
森林整備事業 （植栽、下刈、除間伐等や施業と一体となった森林作業道の整備を支援） ○山村強靱化林道整備事業 （持続的な森林経営の実現に向けた強靱で災害に強い幹線林道の早急な開設・改良）	県内全域	県、市町村、森林組合、林業事業体等	
水を貯え、災害に強い森林づくり事業 （公益上重要な森林を対象にした、荒廃林地における広葉樹造林や伐採後の速やかな再造林を推進）	県内全域	森林組合等	
合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業 ○間伐推進路網整備事業 （森林整備等に供する路網整備）	県内全域（生産基盤強化区域内）	市町村、森林組合、林業事業体	
林業・木材産業成長産業化促進対策事業 ○持続的林業推進路網整備事業 （森林整備等に供する路網整備）	県内全域（生産基盤強化区域内）	市町村、森林組合、林業事業体	
農業用ハウス強靱化緊急対策事業 （国事業：園芸産地における事業継続強化対策） 産地の生産部会等の単位で複数農業者による共同の事業継続計画（BCP）を策定し、BCPに基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強など、非常時の復旧の取組実証等を支援	県内全域	市町村、地域再生協議会等	
＜農地農業用施設の保全＞ ○シラスなどの特殊土壌に覆われた農地の豪雨による浸食防止を目的とした排水路整備を進める。 ○排水機場やため池、頭首工や用排水路等の農業水利施設を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する。	県内全域	県・市町村・ 土地改良区等	
＜基幹的農業水利施設の長寿命化＞ ○県営造成施設の機能保全計画の策定と施設更新等の対策工事に取り組む。	県内全域	県・市町村・ 土地改良区等	
＜農道の長寿命化＞ ○農道の個別施設計画に基づく長寿命化対策に取り組む。	県内全域	県・市町村	
＜農業集落排水施設の長寿命化＞ ○農業集落排水施設の老朽化対策について、最適化構想に基づき更新整備（機能強化）に取り組む。	県内全域	県・市町村	

＜農業用ため池等の防災対策＞ ○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。	県内全域	県・市町村・ 土地改良区等	
＜海岸保全施設の高潮、地震、津波対策等＞ ○高潮、地震、津波の発生において、農地海岸の被害を防止するため、海岸保全施設の整備を推進する。	延岡市、門川町、宮崎市、日南市、串間市	県	
漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の復旧期間の短縮や経費の縮減を図るため、外郭・係留施設・輸送施設の耐震・耐波・粘り強い構造対策を促進する。 漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災減災等に必要な漁業共同利用施設の整備を促進する。	・北浦漁港(流、防) ・島野浦漁港(流) ・油津漁港(流) ・目井津漁港(流) ・土々呂漁港(生) ・門川漁港(生) ・川南漁港(生、防) ・青島漁港(生) ・大堂津漁港(生) ・宮之浦漁港(生) ・都井漁港(防) ・日向灘沿岸地区 ※流：流通拠点漁港 ※生：生産拠点漁港 ※防：防災拠点漁港	県	
・機能の適切な保全を図るため、機能保全計画に基づき、老朽化対策を促進する。 ・漁港の就労環境改善、安全対策向上・強靱化、漁港ストックの利用適正化、資源管理・流通高度化、漁港インフラのグリーン化に加えて、新たに漁業の操業形態の転換・養殖転換に資する整備を支援する。	県内23漁港（北浦、島野浦、南浦、土々呂、門川、都農、富田、青島、野島、鶯巣、富土、宮浦（鵜戸）、鵜戸、油津、大堂津、目井津、夫婦浦、市木、宮之浦、都井、本城、福島高松）	県	
漁業集落排水施設の機能診断及び機能保全計画の策定を行い、老朽化対策を促進する。	宮野浦地区 島野浦地区 尾末東地区 上納屋地区 通浜地区 富土地区 夫婦浦地区 築島地区	延岡市 門川町 川南町 日南市 串間市	

８ 国土保全

事業の概要	事業実施場所	事業実施主体	備 考
１治山事業（補助） ２農山漁村地域整備交付金 海岸林における飛砂、潮風、高潮、強風等の被害を防止するため、防風垣工、防潮護岸工、植栽等を行う。	地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている地区での治山事業の実施	県	
１治山事業（補助） ２農山漁村地域整備交付金 ３県単事業（県単治山、県単補助治山） 山腹崩壊地や荒廃渓流などの荒廃山地の復旧整備、荒廃危険山地の崩壊等の予防のための施設整備等を行う。	地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている地区及び県内の山地災害危険地区内での治山事業の実施	県・市町村	
森林整備事業 （植栽、下刈、除間伐等や施業と一体となった森林作業道の整備を支援）	県内全域	森林組合、林業事業体等	
水を貯え、災害に強い森林づくり事業 （公益上重要な森林を対象にした、荒廃林地における広葉樹造林や伐採後の速やかな再造林を推進）	県内全域	森林組合等	
地籍調査事業 毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、地籍簿や地籍図を作成する事により、災害発生後の境界復元等を容易にし、災害復旧の迅速化を図る。	宮崎市ほか１４市町村	市町村、森林組合	
高潮、地震・津波の発生において、漁港漁村を防護し生命財産の安全を確保するため、海岸保全施設の高潮、地震・津波対策を促進する。	県内12漁港海岸（土々呂、門川、北浦、油津、目井津、南浦、島野浦、本城、青島、都農、野島、鶯巣）	県	
海岸保全施設の適切な保全を図るため、長寿命化計画に基づき、老朽化対策を促進する。	県内16漁港海岸（北浦、島野浦、油津、目井津、土々呂、門川、川南、青島、大堂津、宮之浦、都井、南浦、野島、富土、目井津、福島高松）	県	
河川改修等	大淀川	国	詳細は別表
河川改修等	小丸川	国	詳細は別表
海岸保全施設整備	宮崎海岸	国	詳細は別表
水系砂防、火山砂防	大淀川圏域	国	詳細は別表
河川改修等	五ヶ瀬川	国	詳細は別表
河川改修等	川内川	国	詳細は別表

河川改修等 広域河川改修事業 大規模特定河川事業 地震高潮耐震対策河川事業 総合流域防災事業 土地利用一体型水防災事業 河川メンテナンス事業 海岸メンテナンス事業 ダムメンテナンス事業	二級河川一ツ瀬川水系一ツ瀬川など	県	詳細は別表
海岸保全施設整備 防災・安全交付金 津波対策緊急事業	古江港海岸など	県	詳細は別表
土砂災害危険箇所対策 大規模特定砂防等事業 事業間連携砂防等事業 砂防メンテナンス事業 社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業	内の口川など	県	詳細は別表
都市防災総合推進事業	県内一円	県、宮崎市	盛土基礎調査

9 環境

事業の概要	事業実施場所	事業実施主体	備 考
浄化槽整備促進事業補助金による単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換の促進	県内全域（下水道処理区域等を除く）	市町村	県費補助事業
大気汚染の状況について常時監視を行うとともに、県民への情報提供	県内全域	県	大気汚染常時監視事業
水質汚染の常時監視の実施	県内全域	県	水質環境基準等常時監視事業
有害大気汚染物質（優先取組物質）による大気汚染の常時監視の実施	県内３地点	県	有害大気汚染物質モニタリング事業
ダイオキシン類による大気・河川等の汚染状況の監視	県内全域	県	ダイオキシン類対策事業
建築物等の解体等工事時における石綿含有建材からの石綿飛散を防止する対策の推進	県内全域	県	アスベスト飛散防止対策強化事業
化学物質の排出等の状況を把握と事業者による化学物質対策についての監視、指導の推進	県内全域	県	PRTR推進事業
廃棄物処理施設整備交付金 大規模災害発生時における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けた廃棄物処理システムの整備	県内全域	市町村、一部事務組合等	
循環型社会形成推進交付金 市町村が行う地域の生活基盤を支える社会インフラである一般廃棄物処理施設の整備を支援	県内全域	市町村、一部事務組合等	
自然環境整備交付金 ○国立公園整備事業 ○国定公園等整備事業 　国立公園及び国定公園、長距離自然歩道において、「自然と共生する社会」を実現するため、自然環境の保全や自然生態系の再生を図るとともに、安全で快適な利用を推進するための施設整備等を行う。	自然環境整備計画に位置づけられた場所	県、市町村	
環境保全施設整備交付金 ○国立公園整備事業 　国立公園における利用施設の長寿命化に資する施設整備を行う。	環境保全施設整備計画に位置づけられた場所	県、市町村	

（別表）

国土強靭化を進めるために取り組む事業（詳細）

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量				事業実施主体	備考
		路線名	区間	数量	市町村		
住宅・都市	電線共同溝	国道10号	－	－	都城市	国	
住宅・都市	電線共同溝	国道10号・220号	－	－	都城市、日南市、宮崎市	国	構想段階等含む
交通・物流	バイパス	国道220号（日南・志布志道路）	日南東郷～油津	3.2km	日南市	国	
交通・物流	バイパス	国道220号（油津・夏井道路）	油津～南郷、奈留～県境	16.1km	日南市、串間市	国	
交通・物流	バイパス	国道220号（南郷奈留道路）	南郷～奈留	13.3km	日南市、串間市	国	
交通・物流	4車拡幅	国道10号（新富バイパス）	三納代地区	0.7km	新富町	国	
交通・物流	バイパス	国道220号（日南防災）	北・南区間	約11km	宮崎市、日南市	国	構想段階等含む
交通・物流	バイパス	国道10号	住吉道路	6.4km	宮崎市	国	
交通・物流	バイパス等	国道10号等	－	－	宮崎県内	国	構想段階等含む
交通・物流	耐震化・防災対策等	国道10号	大分県境～鹿児島県境	－	延岡市、門川町、日向市、都農町、川南町、高鍋町、新富町、宮崎市、都城市	国	未事業化等含む
交通・物流	耐震化・防災対策等	国道220号	宮崎～鹿児島県境	－	宮崎市、日南市、串間市	国	未事業化等含む
交通・物流	耐震化・防災対策等	東九州自動車道	大分県境～鹿児島県境	－	延岡市、門川町、日向市、宮崎市、日南市	国	未事業化等含む
国土保全	河川改修等	大淀川	宮崎～都城（直轄管理区間）	約86.1km	宮崎市　外	国	
国土保全	河川改修等	小丸川	高鍋～木城（直轄管理区間）	約12.7km	高鍋町　外	国	
国土保全	海岸保全施設整備	宮崎海岸	住吉地区～大炊田地区（石崎川河川区域を除く）	約6.9㎞	宮崎市	国	
国土保全	水系砂防、火山砂防	大淀川圏域	－	－	高原町、都城市、小林市	国	構想段階等含む

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量				事業実施主体	備考
		路線名	区間	数量	市町村		
国土保全	河川改修等	川内川	えびの（直轄管理区間）	17.7km	えびの市	国	
交通・物流	バイパス	国道218号（蘇陽五ヶ瀬道路）	県境～五ヶ瀬東	3.9km	五ヶ瀬町	国	
交通・物流	バイパス	国道218号（五ヶ瀬高千穂道路）	五ヶ瀬東～高千穂	9.2km	五ヶ瀬町、高千穂町	国	
交通・物流	バイパス	国道218号（高千穂雲海橋道路）	高千穂～雲海橋交差点	3.3km	高千穂町、日之影町	国	
交通・物流	バイパス	国道218号	平底交差点～蔵田交差点	-	日之影町、延岡市	国	未事業化等含む
交通・物流	耐震化・防災対策等	九州中央自動車道	雲海橋～平底、 蔵田～延岡JCT・IC	5.1km 13.1km	日之影町、延岡市	国	
国土保全	河川改修等	五ヶ瀬川	延岡(直轄管理区間)	28.5km	延岡市	国	
交通・物流	防波堤(改良含)	細島港	外港地区	600m	日向市	国	
交通・物流	岸壁(-9m)耐震	細島港	工業港地区	240m	日向市	国	
交通・物流	岸壁(-7.5m)耐震	細島港	工業港地区	180m	日向市	国	
交通・物流	岸壁(-13m)耐震改良	細島港	白浜地区	260m	日向市	国	
交通・物流	防波堤(改良含)	宮崎港	東地区	2,150m	宮崎市	国	
交通・物流	航路(-9m)(改良)	宮崎港	西地区	200,000m2	宮崎市	国	
交通・物流	耐震対策(ｴﾌﾟﾛﾝ等)	宮崎空港	－	76,000m2	宮崎市	国	
交通・物流	護岸工	宮崎空港	－	370m	宮崎市	国	
交通・物流	排水工	宮崎空港	－	1,600m	宮崎市	国	
交通・物流	付加車線事業	東九州自動車道	宮崎西～清武の一部	3.7km	宮崎市	西日本高速道路株式会社	
交通・物流	４車線化事業	東九州自動車道	日向～都農	－	日向市、都農町	西日本高速道路株式会社	未事業化等含む
交通・物流	４車線化事業	東九州自動車道	高鍋～宮崎西	－	高鍋町、西都市、新富町、国富町、宮崎市	西日本高速道路株式会社	未事業化等含む
交通・物流	４車線化事業	東九州自動車道	高鍋～西都の一部	4.7km	高鍋町、新富町	西日本高速道路株式会社	
交通・物流	スマートインターチェンジ事業	東九州自動車道	新富	－	新富町	西日本高速道路株式会社、県、新富町	
国土保全	河川改修等	大淀川岩瀬ダム再生	岩瀬ダム （堤高=55.5m、堤頂長=155.0m）	－	小林市	国	

国土強靭化を進めるために取り組む事業（詳細）

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量						事業実施主体
		路線名	工区名	数量	総事業費	事業期間	市町村	
交通・物流	道路改良 社会資本整備総合交付金事業 社会資本整備総合交付金事業(広域連携) 防災・安全交付金事業 地域連携道路事業 道路メンテナンス事業 防衛施設周辺事業	国道219号	越野尾	0.78km	10億円	H29～R4	西米良村	県
		国道219号	越野尾二之渡（越野尾５）	1.2km	24億円	R2～R10	西米良村	
		国道219号	越野尾２	1.3km	78億円	R5～R14	西米良村	
		国道219号	古仏所	0.5km	7億円	R4～R9	西都市	
		国道219号	糸郷谷	1.5km	未定	未定	西都市	
		国道219号	岩下	1.0km	41億円	H27～R4	西都市	
		国道265号	十根川	2.8km	75億円	H24～R14	椎葉村	
		国道268号	簗瀬	1.0km	未定	未定	宮崎市	
		国道269号	麓	0.3km	5億円未満	R2～R6	都城市	
		国道269号	脇別府	0.24km	5億円未満	R4～R6	都城市	
		国道269号	正手	3.0km	未定	未定	宮崎市	
		国道269号	唐仁田	2.4km	40億円	R7～R15	宮崎市	
		国道327号	永田	3.0km	70億円	H27～R12	日向市	
		国道327号	切瀬	0.48km	5億円未満	H31～R7	日向市	
		国道327号	佐土の谷	3.4km	92億円	H22～R11	諸塚村、椎葉村	
		国道327号	尾平	2.0km	41億円	H26～R5	椎葉村	
		国道327号	和田	0.3km	5億円	R6～R10	美郷町	
		国道388号	小園	1.6km	未定	未定	門川町	
		国道388号	松瀬	3.9km	56億円	H31～R8	門川町、美郷町	
		国道388号	舟方	0.6km	5億円未満	H29～R3	美郷町	
		国道388号	舟方２	0.2km	5億円未満	R5～R7	美郷町	
		国道388号	新屋敷	0.46km	5億円未満	R2～R6	美郷町	
		国道388号	矢立	2.0km	21億円	H19～R7	椎葉村	
		国道388号	矢立２	1.5km	未定	未定	椎葉村	
		国道447号	真幸	3.2km	205億円	H14～R12	えびの市	
		国道448号	石波	3.2km	80億円	H28～R7	串間市	
		国道448号	宮原２	0.45km	5億円未満	R5～R9	串間市	
		国道503号	飯干	5.0km	148億円	R4～R13	五ヶ瀬町、諸塚村	
		国道503号	宮之元	1.0km	5億円未満	H30～R4	諸塚村	
		国道503号	宮之元２	0.4km	未定	未定	諸塚村	
		国道503号	北枌	0.7km	14億円	R5～R11	諸塚村	
		国道503号	合鴨	2.0km	未定	未定	諸塚村	
		国道503号	鶴野	0.9km	9億円	H26～R5	諸塚村	
		(主)日之影宇目線	赤石	6.0km	5億円未満	H30～R4	日之影町	
		(主)日之影宇目線	赤石２	0.9km	5億円未満	R4～R8	日之影町	
		(主)日之影宇目線	赤石３	0.7km	5億円未満	R6～R9	日之影町	
		(主)緒方高千穂線	岩戸	0.4km	5億円未満	H30～R6	高千穂町	
		(主)竹田五ヶ瀬線	夕塩	1.3km	5億円未満	H30～R4	高千穂町	
		(主)竹田五ヶ瀬線	原山	1.6km	5億円未満	R5～R9	高千穂町	

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量						事業実施主体
		路線名	工区名	数量	総事業費	事業期間	市町村	
		(主)竹田五ヶ瀬線	波帰之瀬	1.4km	70億円	H26～R11	高千穂町、五ヶ瀬町	
		(主)竹田五ヶ瀬線	土生	0.8km	5億円未満	H29～R4	五ヶ瀬町	
		(主)宮崎西環状線	南方	2.2km	未定	未定	宮崎市	
		(主)宮崎西環状線	古城	1.2km	120億円	H20～R15	宮崎市	
		(主)宮崎西環状線	源藤	1.0km	未定	未定	宮崎市	
		(主)宮崎インター佐土原線	原口交差点	0.3km	未定	未定	宮崎市	
		(主)宮崎インター佐土原線	中溝交差点	0.3km	未定	未定	宮崎市	
		(主)都城東環状線	麓	1.2km	5億円未満	H27～R4	都城市	
		(主)都城東環状線	安久橋	0.1km	5億円未満	R5～R11	都城市	
		(主)都城東環状線	中郷	5.0km	35億円	R6～R14	都城市	
		(主)都城東環状線	蓼池・高木	3.2km	未定	未定	都城市	
		(主)都城東環状線	払川・斧研	3.0km	未定	未定	都城市	
		(主)日知屋財光寺	新開橋	4.0km	未定	未定	日向市	
		(主)日知屋財光寺	塩見川左岸	1.0km	未定	未定	日向市	
		(主)北方北郷線	川水流橋	0.44km	22億円	H26～R5	延岡市	
		(主)東郷西都線	松尾	1.8km	47億円	H24～R8	木城町	
		(主)東郷西都線	松尾ダム	2.3km	5億円未満	H31～R6	木城町	
		(主)東郷西都線	松尾ダム２	0.8km	未定	未定	木城町	
		(主)東郷西都線	平原	0.5km	5億円未満	R5～R9	西都市	
		(主)東郷西都線	平原２	0.5km	未定	未定	西都市	
		(主)東郷西都線	鹿遊	0.5km	5億円未満	R6～R12	木城町	
		(主)高鍋高岡線	鐘塚橋	0.1km	5億円未満	H31～R6	高鍋町	
		(主)高鍋高岡線	新富	0.2km	5億円未満	R2～R8	新富町	
		(主)高鍋高岡線	六野	1.0km	未定	未定	国富町	
		(主)高鍋高岡線	本庄橋	0.89km	33億円	H24～R4	国富町	
		(主)宮崎須木線	川中	1.7km	5億円未満	H25～R4	綾町	
		(主)宮崎須木線	川中２	1.5km	5億円未満	R5～R9	綾町	
		(主)宮崎須木線	小野	1.5km	5億円未満	H25～R4	小林市	
		(主)宮崎須木線	小野２	1.5km	5億円未満	R5～R9	小林市	
		(主)宮崎北郷線	平野	0.4km	5億円未満	H26～R4	宮崎市	
		(主)宮崎北郷線	椿山	2.5km	5億円未満	R5～R8	宮崎市	
		(主)宮崎北郷線	山仮屋	0.4km	5億円未満	R2～R8	日南市	
		(主)日南高岡線	柞木	1.0km	未定	未定	日南市	
		(主)日南高岡線	坂元	1.4km	5億円未満	R4～R10	日南市	
		(主)えびの高原小田線	末永	2.8km	5億円未満	H27～R6	えびの市	
		(主)えびの高原小田線	末永２	1.8km	未定	未定	えびの市	
		(主)都城霧島公園線	横市橋	0.3km	9億円	H30～R5	都城市	
		(主)都城北郷線	長田	0.5km	5億円未満	R4～R10	都城市	
		(主)西都南郷線	上渡川	0.9km	未定	未定	美郷町	
		(主)西都南郷線	神門	0.3km	未定	未定	美郷町	

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量						事業実施主体
		路線名	工区名	数量	総事業費	事業期間	市町村	
		(主)都城野尻線	椎屋	1.7km	5億円未満	H22～R7	都城市	
		(主)北川北浦線	三川内	1.0km	5億円未満	R2～R6	延岡市	
		(主)宮崎高鍋線	新田新町	0.6km	5億円未満	R3～R7	新富町	
		(主)宮崎高鍋線	一ツ瀬橋	0.6km	未定	未定	宮崎市、新富町	
		(主)高城山田線	王子橋	0.76km	50億円	H30～R10	都城市	
		(主)市木串間線	牧内	1.0km	5億円未満	R2～R9	串間市	
		(主)市木串間線	古都	0.7km	未定	未定	串間市	
		(主)北方土々呂線	小野	1.3km	5億円未満	R4～R9	延岡市	
		(主)北方土々呂線	沖田	0.7km	5億円未満	R4～R8	延岡市	
		(主)北方土々呂線	石田	0.5km	5億円未満	H29～R4	延岡市	
		(主)北方土々呂線	土々呂	1.2km	未定	未定	延岡市	
		(主)諸塚高千穂線	赤仁田	2.0km	5億円未満	H31～R4	高千穂町	
		(主)諸塚高千穂線	丸小野	0.5km	5億円未満	R6～R9	高千穂町	
		(主)諸塚高千穂線	黒仁田	1.0km	未定	未定	高千穂町	
		(主)京町小林線	京町	0.8km	5億円未満	H26～R4	えびの市	
		(主)京町小林線	轟木	0.5km	5億円未満	H31～R8	小林市	
		(主)酒谷榎原線	種子田	0.7km	5億円未満	H28～R5	日南市	
		(主)酒谷榎原線	下塚田	0.9km	5億円未満	R4～R8	日南市	
		(主)小林えびの高原牧園線	南西方	0.2km	5億円未満	R7～R8	小林市	
		(主)高鍋高岡線	嵐田	0.2km	5億円未満	R7～R9	国富町	
		(主)西都南郷線	栗八重～銀鏡	0.8km	5億円未満	R7～R10	西都市	
		(主)市木串間線	古都	1.6km	16億円	R7～R12	串間市	
		(主)北川北浦線	小長谷	0.3km	5億円未満	R7～R9	延岡市	
		(一)馬渡大川原線	馬渡	0.6km	5億円未満	R3～R8	都城市	
		(一)馬渡大川原線	夏尾	0.9km	5億円未満	R5～R8	都城市	
		(一)今別府串間線	鹿谷２	3.0km	未定	未定	串間市	
		(一)上椎葉湯前線	六弥太	0.6km	5億円未満	R3～R8	椎葉村	
		(一)上椎葉湯前線	不土野小	2.5km	未定	未定	椎葉村	
		(一)土生高千穂線	国見ヶ丘	3.0km	未定	未定	高千穂町	
		(一)下野鹿狩戸線	白水	0.5km	未定	未定	高千穂町	
		(一)岩戸延岡線	宮長	0.5km	未定	未定	延岡市	
		(一)岩戸延岡線	桑平橋	0.3km	12億円	R5～R11	延岡市	
		(一)岩戸延岡線	黒岩	0.8km	5億円未満	H29～R7	延岡市	
		(一)岩戸延岡線	黒岩２	0.5km	5億円未満	R4～R6	延岡市	
		(一)岩戸延岡線	妙	0.4km	5億円未満	R5～R9	延岡市	
		(一)岩戸延岡線	鹿狩瀬	0.5km	未定	未定	延岡市	
		(一)浦城東海線	甫場	2.0km	未定	未定	延岡市	
		(一)上祝子綱の瀬線	西畑	4.0km	未定	未定	延岡市	
		(一)上祝子綱の瀬線	下鹿川	2.1km	5億円未満	H31～R5	延岡市	
		(一)上祝子綱の瀬線	片内	2.5km	5億円未満	R5～R9	延岡市	

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量						事業実施主体
		路線名	工区名	数量	総事業費	事業期間	市町村	
		(一)板上曽木線	板下	3.0km	未定	未定	延岡市	
		(一)板上曽木線	三椪	3.5km	5億円未満	H30～R6	延岡市	
		(一)遠見半島線	妙見	0.5km	未定	未定	延岡市	
		(一)八重原延岡線	阿仙原１	0.8km	5億円未満	R4～R8	門川町	
		(一)八重原延岡線	小野	0.6km	5億円未満	R4～R8	延岡市	
		(一)高鍋美々津線	寺迫	1.6km	5億円未満	R4～R10	日向市	
		(一)川床日向新富停車場線	湯之宮	1.65km	12億円	H30～R11	新富町	
		(一)杉安高鍋線	串木	0.4km	5億円未満	R3～R7	西都市	
		(一)杉安高鍋線	牛牧	1.0km	5億円未満	H30～R5	高鍋町	
		(一)小川越野尾線	小川	5.0km	5億円未満	H20～R6	西米良村	
		(一)宮崎田野線	桜町	0.7km	5億円未満	R4～R8	宮崎市	
		(一)木脇高岡線	宮王丸	1.0km	13億円	H9～R10	宮崎市	
		(一)木脇高岡線	太田原	1.3km	46億円	H9～R10	宮崎市、国富町	
		(一)旭村木脇線	三名	0.6km	5億円未満	H27～R4	国富町	
		(一)旭村木脇線	三名２	0.6km	5億円未満	R3～R7	国富町	
		(一)法ヶ岳本庄線	十日町	1.0km	5億円未満	R4～R8	国富町	
		(一)学園木花台本郷北方線	山下	1.2km	60億円	H27～R11	宮崎市	
		(一)清武南インター線	清武南	0.2km	5億円未満	R2～R4	宮崎市	
		(一)奈佐木高岡線	真幸田	0.5km	未定	未定	小林市	
		(一)奈佐木高岡線	猪之口	0.5km	5億円未満	H26～R6	小林市	
		(一)えびの高原京町線	岡元	2.2km	未定	未定	えびの市	
		(一)えびの高原京町線	岡元東	1.3km	未定	未定	えびの市	
		(一)石阿弥陀五日市線	五日市	0.4km	未定	未定	えびの市	
		(一)石阿弥陀五日市線	永久津	0.1km	5億円未満	H31～R3	小林市	
		(一)石阿弥陀五日市線	黒仁田	0.6km	5億円未満	R4～R10	小林市	
		(一)高千穂峰狭野線	狭野	0.4km	5億円未満	H31～R7	高原町	
		(一)矢岳高原京町線	昌明寺	0.4km	5億円未満	R4～R7	えびの市	
		(一)有水高原線	木場谷	0.9km	5億円未満	R4～R9	高原町	
		(一)牛之脛山田線	東牛之脛	1.5km	未定	未定	都城市	
		(一)猪八重線	猪八重	0.4km	5億円未満	R6～R7	日南市	
		(一)元狩倉日南線	山本	0.4km	5億円未満	H22～R4	日南市	
		(一)北方南郷線	秋山	0.7km	9億円	H22～R4	串間市	
		(一)北方南郷線	潟上	0.7km	5億円未満	R3～R9	日南市	
		(一)北方南郷線	大牟礼	0.6km	5億円未満	H23～R4	日南市	
		(一)市木南郷線	贄波	2.3km	5億円未満	R4～R12	日南市	
		(一)一氏西方線	矢床	0.6km	5億円未満	R4～R9	串間市	
		(一)仏坂大堂津線	細田	0.8km	5億円未満	H29～R5	日南市	
		(一)都井西方線	港	1.3km	5億円未満	H26～R5	串間市	
		(一)都井西方線	港２	1.0km	未定	未定	串間市	
		(一)上椎葉湯前線	六弥太２	0.2km	5億円未満	R6～R15	椎葉村	

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量						事業実施主体
		路線名	工区名	数量	総事業費	事業期間	市町村	
		(一)宮崎田野線	黒北	0.8km	5億円未満	R7～R13	宮崎市	
		(一)元狩倉日南線	吉野方	2.0km	5億円未満	R7～R11	日南市	
		(一)都井西方線	弓田	0.8km	5億円未満	R7～R10	串間市	
		(一)奈佐木高岡線	漆野原	0.2km	5億円未満	R7～R11	小林市	
		(一)矢岳高原京町線	昌明寺	0.5km	5億円未満	R7～R10	えびの市	
		(一)田代八重綾線	北俣	2.2km	5億円未満	R7～R13	綾町	
		(一)岩戸延岡線	宇和田	0.1km	5億円未満	R7～R9	延岡市	
		(一)下野鹿狩戸線	白水	0.4km	5億円未満	R7～R8	高千穂町	
		(一)上長川日之影線	三挺弓	0.4km	5億円未満	R7～R8	日之影町	
		(一)宇納間日之影線	糸平下	0.1km	5億円未満	R7～R9	日之影町	
		(一)板上曽木線	板下	3.0km	5億円未満	R6～R11	延岡市	
		(一)市木南郷線	市木小前	0.8km	5億円未満	R7～R9	串間市	
		(一)旭村木脇線	三名３	0.5km	5億円未満	R7～R12	国富町	
		(一)杉安高鍋線	大谷	0.5km	5億円未満	R7～R12	高鍋町	
		(一)岩戸延岡線	岩神	0.3km	5億円未満	R7～R8	高千穂町	
		(一)土生高千穂線	鳥越	0.2km	5億円未満	R7～R8	五ヶ瀬町	

※数量、総事業費及び事業期間は、事業着手時点もしくは公共事業評価（再評価）時点における予定であり、今後の社会情勢等の変化により変動する可能性がある。

国土強靭化を進めるために取り組む事業（詳細）

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量				事業実施主体	備考
		区分	路線名等	数量	市町村		
交通・物流	耐震補強(特殊橋) 防災・安全交付金事業 道路メンテナンス補助事業	一般国道	国道218号(干支大橋、槇峰大橋、雲海橋、上顔橋、青雲橋、下顔橋、荒谷橋、観音滝橋)、国道219号(米良大橋、戸崎橋、村所橋、米良稲荷橋、山の戸橋)、国道265号(野尻大橋)、国道269号(青井岳大橋)	4路線 15橋	宮崎市、延岡市、小林市、西都市、西米良村、高千穂町、日之影町	県	
		主要地方道	高鍋高岡線(岩崎橋)、日南高岡線(あさぎり橋)	2路線 2橋	宮崎市、西都市	県	
交通・物流	耐震補強(橋梁) 防災・安全交付金事業 道路メンテナンス補助事業	一般国道	国道218号(ひつじ橋、天馬大橋、袴谷橋、松崎橋、赤仁田橋、舟の尾橋、細見橋、平田橋)、国道219号(下屋敷橋、越野尾橋)国道221号(椎の木橋、大淀小橋)、国道222号(本町橋、秋山橋、今別府橋、宮村1号橋(バイパス部)、宮村2号橋(バイパス部)))、国道268号(田ノ平橋、新清武橋、源藤橋、郡元橋、東郡元橋、山之口橋)、国道327号(天神橋、那須橋）、国道388号(本谷橋)	7路線 26橋	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、西都市、えびの市、高原町、西米良村、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	県	
		主要地方道	日南志布志線(高田橋)、宮崎インター佐土原線(山崎跨道橋、鈴美橋)、日知屋財光寺線(日向新開橋)、高鍋高岡線(三宅橋)、日南高岡線(東光寺橋、益安橋、黒荷田橋、影之谷橋、田野橋)、都城霧島公園線(庄内橋)、宮崎高鍋線(一ッ瀬橋)、御池都城線（志比田橋、鵜野島橋）、小林えびの高原牧園線（天の浮橋）	9路線 15橋	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、国富町、綾町、高鍋町、木城町	県	
		一般県道	今別府串間線(内田橋)、木城高鍋線(高城橋)、中村木崎線（木崎橋、新上代橋）、飯野松山都城線（木之前橋）	4路線 5橋	宮崎市、都城市、串間市、木城町	県	
交通・物流	トンネル等照明更新 防災・安全交付金事業 道路メンテナンス補助事業	一般国道	国道218号(北方トンネル、高千穂トンネル、五ヶ瀬隧道、椎畑トンネル、平底トンネル、道路照明)、国道219号(岩井谷トンネル、道路照明)、国道221号(観望トンネル、横野トンネル、道路照明)、国道222号(道路照明)、国道265号(若宮トンネル、下椎葉第１隧道、佐礼隧道、国見トンネル、中椎葉トンネル)、国道268号（梁瀬トンネル、道路照明）、国道269号(道路照明)、国道326号(八戸トンネル、下赤稲荷トンネル、先ノ越トンネル、上赤トンネル、上河原トンネル)、国道327号(古園２号トンネル、椎葉界谷トンネル、方川谷トンネル、道路照明)、国道388号(熊野江トンネル、新須美江トンネル、新浦城トンネル、ハイトンネル、鶴山トンネル、古江トンネル、東谷トンネル)	9路線 29ﾄﾝﾈﾙ	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、西都市、えびの市、西米良村、諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	県	
		主要地方道	宮崎インター佐土原線(道路照明)、宮崎島之内線(道路照明)、日知屋財光寺線(道路照明)、北方北郷線(山口原トンネル、黒木トンネル)、東郷西都線(なかおづるトンネル、鈴音トンネル、友情トンネル)、細島港線(道路照明)、宮崎停車場線(道路照明)、宮崎須木線(小野トンネル)、日南高岡線(東光寺トンネル)、都城停車場線(道路照明)、油津港線(道路照明)、宮崎空港線(道路照明)	12路線 7ﾄﾝﾈﾙ	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、木城町、美郷町	県	
		一般県道	内海加江田線(内海トンネル)，日南南郷線(新子守坂トンネル)	2路線 2ﾄﾝﾈﾙ	宮崎市、日南市	県	

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量				事業実施主体	備考
		区分	路線名等	数量	市町村		
交通・物流	道路法面・盛土・擁壁防災 防災・安全交付金事業 土砂災害対策道路事業	一般国道	国道218号(西臼杵支庁管内)、国道219号(西都土木事務所管内)、国道221号(都城土木事務所管内)、国道222号(日南土木事務所管内、都城土木事務所管内)、国道223号(都城土木事務所管内)、国道265号(小林土木事務所管内、西都土木事務所管内、日向土木事務所管内、西臼杵支庁管内)、国道268号(小林土木事務所管内、高岡土木事務所管内)、国道269号(都城土木事務所管内)、国道326号(延岡土木事務所管内)、国道325号（西臼杵支庁管内）、国道327号(日向土木事務所管内)、国道388号(西都土木事務所管内、日向土木事務所管内、延岡土木事務所管内)、国道446号(日向土木事務所管内)、国道447号(小林土木事務所管内)、国道448号(串間土木事務所管内)、国道503号(日向土木事務所管内、西臼杵支庁管内)	16路線 158箇所	都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、西米良村、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	県	
		主要地方道	日之影宇目線(西臼杵支庁管内)、緒方高千穂線(西臼杵支庁管内)、竹田五ヶ瀬線(西臼杵支庁管内)、宮崎インター佐土原線(宮崎土木事務所管内)、東郷西都線(西都土木事務所管内、高鍋土木事務所管内)、宮崎須木線(高岡土木事務所管内)、日南高岡線(宮崎土木事務所管内、高岡土木事務所管内)、西都南郷線(西都土木事務所管内)、北川北浦線(延岡土木事務所管内)、宮崎高鍋線(高鍋土木事務所管内)、市木串間線(串間土木事務所管内)、北方土々呂線(延岡土木事務所管内)、諸塚高千穂線(日向土木事務所管内、西臼杵支庁管内)、都城北郷線（日南土木事務所管内）、日南志布志線（日南土木事務所管内）、都城霧島公園線（都城土木事務所管内）、都城野尻線（都城土木事務所管内）、高岡郡司分線（宮崎土木事務所管内）、都城串間線（串間土木事務所管内）、都城東環状線（都城土木事務所管内）、中野原美々津線（日向土木事務所管内）、南俣宮崎線（宮崎土木事務所管内）	22路線 67箇所	宮崎市、延岡市、日南市、串間市、西都市	県	
		一般県道	上椎葉湯前線(日向土木事務所管内)、土生高千穂線(西臼杵支庁管内)、岩戸延岡線(延岡土木事務所管内)、上長川日之影線(西臼杵支庁管内)、宇納間日之影線(日向土木事務所管内、西臼杵支庁管内)、上祝子綱の瀬線(延岡土木事務所管内)、北方高千穂線(延岡土木事務所管内、西臼杵支庁管内)、高鍋美々津線（高鍋土木事務所管内）、小川越野尾線(西都土木事務所管内)、寒川下三財線(西都土木事務所管内)、風田星倉線（日南土木事務所管内）、飯野松山都城線（都城土木事務所管内）、田代八重綾線（高岡土木事務所管内）、八重原延岡線（日向土木事務所管内）、中渡川下三ヶ線（日向土木事務所管内）、浦城東海線（延岡土木事務所管内）、野首麓線（宮崎土木事務所管内）、八重原延岡線（延岡土木事務所管内）、日向長井停車場線（延岡土木事務所管内）、向山日之影線（西臼杵支庁管内）	20路線 37箇所	宮崎市、延岡市、西都市、日向市、西米良村、川南町、椎葉村、美郷町、日之影町、綾町、五ヶ瀬町、高千穂町	県	
交通・物流	道路排水整備・排水ﾎﾟﾝﾌﾟ施設更新 防災・安全交付金事業	一般国道	国道218号(延岡土木事務所管内、西臼杵支庁管内)、国道221号(小林土木事務所管内)、国道265号(小林土木事務所管内)、国道268号(小林土木事務所管内)、国道326号(延岡土木事務所管内)、国道327号(日向土木事務所管内)、国道388号(日向土木事務所管内、延岡土木事務所管内)、国道448号(串間土木事務所管内)	8路線 1,530m	延岡市、小林市、日向市、串間市、門川町、美郷町、日之影町	県	
		主要地方道	竹田五ヶ瀬線(西臼杵支庁管内)、都城東環状線(都城土木事務所管内）、高岡郡司分線(宮崎土木事務所管内)、日知屋財光寺線(日向土木事務所管内)、日南高岡線(高岡土木事務所管内)、都城北郷線(都城土木事務所管内)、北川北浦線(延岡土木事務所管内)、中野原美々津線(日向土木事務所管内)、南俣宮崎線（宮崎土木事務所管内）	9路線 2,050m	宮崎市、都城市、延岡市、日向市、三股町、高千穂町	県	
		一般県道	財部庄内安久線(都城土木事務所)、今別府串間線(串間土木事務所管内)	2路線 800m	都城市、串間市、三股町	県	
		主要地方道 一般県道	高岡郡司分線、清武停車場線、中村木崎線、塩路佐土原線、宮崎港宮崎停車場線(宮崎土木事務所管内)	5箇所	宮崎市	県	
住宅・都市	電線共同溝 防災・安全交付金事業 無電柱化推進計画事業	一般国道	国道218号（祇園工区）、国道221号（細野工区）、国道222号（春日２工区）、国道269号(大工町工区、栄町２工区)	4路線 2.9km	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市	県	
		主要地方道	宮崎島之内線(瀬頭工区、昭和町工区)、稲葉崎平原線(構口工区、平原工区)、宮崎須木線(南俣工区)、都城北郷線（樺山工区）	4路線 3.2km	宮崎市、延岡市、綾町、三股町	県	

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量				事業実施主体	備考
		区分	路線名等	数量	市町村		
交通・物流	老朽化対策（橋梁） 道路メンテナンス補助事業	一般国道	国道218号(平田橋1、無名橋10、細見橋、干支大橋、天馬大橋、高野川橋、矢ノ原橋、香鮎橋、波瀬大橋、荒谷橋、1松崎橋、無名橋2、上顔橋、青雲橋、大薮橋、舟の尾橋、槇峰大橋、袴谷橋、朝空橋、押方橋、雲海橋、西の内橋、坂口橋、尾籔橋、花の群橋、無名橋31、三田井橋、轟橋（起点側）、赤谷橋、津花二号橋、津花六号橋、津花五号橋、越次橋、津花一号橋、立壁橋、無名橋11、津花三号橋、蘇望橋、飛渡橋、車屋橋、西の谷橋、室野橋、轟橋（終点側）、岩神橋、観音滝橋、松崎橋)、国道219号(横谷橋、小山重橋、仁田水橋、紅葉橋1、山の戸橋、八重橋2、栂ノ木橋、天狗滝橋、吐合橋5、山瀬谷橋、鶴瀬橋、廻り淵橋、合崎桟道橋、縄瀬橋、石櫃橋、楠之木橋、戸崎橋1、椎原橋、長池橋、新岩井谷橋、西山浦橋、白滝橋2、津々志橋、黒生野大橋、白馬橋、無名橋(BOX)1、無名橋26、春田11号橋(BOX)、城ヶ下橋(上り線)、城ヶ下橋(下り線)、鉾田橋、東春田橋、夜泣橋、広瀬１４号函渠、前田橋3、糸郷谷橋、戸屋之谷橋、越野尾橋)、国道221号(大淀橋、栢木橋、椎之木小橋、椎の木橋、無名橋57、栫井橋、大淀小橋、新田原橋、石氷橋、飯野橋、えびの展望橋、高平橋、神泉橋、明星橋、霧の大橋、れいめい橋、ひむかい橋、蕗ヶ迫橋、天竜橋、えびの陸橋、神楽橋、１号橋、旭光橋、彦山橋、二十里橋、城の下橋、後谷橋1、大淀橋)、国道222号(今別府橋1、油津大橋、権現津留橋、無名橋24、新種子田橋、馬越橋、地吉橋、上新村橋、つづらヶ谷橋、金山橋2、野之中橋、栫の木橋、稲荷下橋、本町橋、片頭橋、石原橋2、坂元橋3、深瀬橋1、風呂の平橋、下新村橋、妻手橋、宮の前橋2、水の手橋2、新桃ノ木橋、秋山橋3、谷の川橋、大谷橋3、新割岩橋、寄合田橋、藷楠橋、猪之谷橋、萩原橋、蒲牟田橋、狐谷橋、昭和橋、新内木谷橋、尾平野橋1、尾平野橋2、鍋谷橋、一の坂橋)、国道223号(第２荒襲橋、御池橋2、祓川橋、上祓川橋)、国道265号(第８号橋、宮の瀬橋、第１２号橋、猪の鼻橋、渓流橋、無田野橋、大曲橋、吉村橋2、永久橋、新橋、小崎橋、椎葉平家橋、板谷川橋、大藪橋、吐野橋、原ノ小畑橋、大谷橋4、冠岳橋、新深谷橋、荒谷橋3、広瀬橋、松ノ平４号橋、中河間橋、水の手橋、西の内橋)、国道268号(紙屋大橋、岩瀬橋、石切橋、無名橋88、無名橋89、無名橋90、葉広田橋、有島橋、小田堂橋、亀沢橋、槐木橋、新岩次橋、野尻大橋)、国道269号(青井岳大橋、東郡元橋、山之口橋1、千町橋、日当瀬橋、五十山第２号橋)、国道325号(龍泉寺橋、浜之瀬橋、荒神橋、夕塩橋、新西河内橋、田原新橋)、国道326号(椎屋橋1、山神橋1、毘沙門橋1、弁財天橋、榧小屋橋、大黒橋、寿老人橋、布袋尊橋、福寿橋、臼杵橋、左近太郎橋、湯の元橋1、黒内橋)、国道327号(塩見跨線橋、朝日橋、天神橋5、鶴之内橋、無名橋105、山陰橋、荒内橋、杉ノ谷橋、小川吐橋、大内原橋、花水流橋、小原橋2、南風谷橋、七ツ山橋、鳥の巣橋、夢の大橋、佐土の谷橋、尾崎橋２)、国道388号(金水橋、下下り谷橋（ＢＯＸ）、上下り谷橋（ＢＯＸ）、ベントウ１号橋、下大越橋（ＢＯＸ）、大郷橋、無名橋52、荒河橋、田谷橋、尾沢小橋、無名橋6、尾沢橋、追分	16路線 316橋	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、高原町、西米良村、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	県	

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量				事業実施主体	備考
		区分	路線名等	数量	市町村		
交通・物流	老朽化対策（橋梁） 道路メンテナンス補助事業	主要地方道	小林えびの高原牧園線(蘇於峯橋、生駒橋、甑橋、夷守橋、出の山橋、ホテル前橋、白鹿橋)、日南志布志線(田之野橋)、日之影宇目線(水無平橋、煤市吐橋、奥村橋1、名女石橋、加納橋)、緒方高千穂線(常光寺橋、上瀬橋)、竹田五ヶ瀬線(中原山橋)、宮崎西環状線(無名橋1(BOX)、無名橋2(BOX)2、無名橋3(BOX)、無名橋4(BOX)、磐戸橋（上り線）、磐戸橋（下り線）、上五十鈴橋、新城ノ下橋、城ノ下橋、北川内橋)、宮崎インター佐土原線(山崎跨道橋、無名橋18、鈴美橋、無名橋54、石崎橋、鈴美跨線橋)、都城東環状線(岩下橋、安久橋、北岩下橋、無名橋85)、高岡郡司分線(四升田橋、清滝橋)、佐土原国富線(新宮橋、冷水橋、平橋1)、日知屋財光寺線(日向新開橋、無名橋9、畑浦橋、無名橋107、小倉ヶ浜大橋)、稲葉崎平原線(祝子橋、立田橋)、石河内高城高鍋線(切原橋、浜口橋)、北方北郷線(桑水流１号橋、桑水流２号橋、桑水流３号橋、天子之原橋)、東郷西都線(第１矢櫃橋、尾鈴橋1、第二松尾橋、鵜懐橋、鳥子橋、石河内橋、讃嘆橋、川原橋、竹尾橋1、島内橋1、穂北橋、上野野橋)、高鍋高岡線(横町橋（ＢＯＸ）、鐘塚橋、三宅橋、八双田橋、岩崎橋、天神久保橋、井尻橋、無名橋43、無名橋51、無名橋64、桜川橋、無名橋(BOX)24、無名橋(BOX)25、柴手橋、山田川原橋)、宮崎須木線(小野林道第４号橋、小野林道６号橋、小野林道１号橋、川久保橋、政所橋、高城橋)、宮崎北郷線(経田橋(跨線橋)、黒坂橋)、日南高岡線(田代大橋、益安橋、恵良橋、田代１号橋、京田橋、山澄橋、福谷橋、無名橋79、田代小橋、田野蒼雲橋、境橋2、恵橋、第二倉谷橋、御前橋、番所橋、影之谷橋)、高原野尻線(春の町橋、五色橋)、えびの高原小田線(山荘橋（ＢＯＸ）、海堂橋)、都城霧島公園線(神田橋1、仏堂橋)、都城北郷線(荒口橋2、鋒野橋、戸の橋、政矢谷橋)、都城串間線(大山橋1、春日橋、無名橋14、文造谷橋)、西都南郷線(無名橋(BOX)16、山草橋、門田橋1、長堀橋)、都農綾線(弥次郎橋（ＢＯＸ）、谷瀬戸橋、囲橋1、大隅田橋、須志田橋、木寺桟道橋)、都城野尻線(椎屋大橋、池之河原橋)、宮崎高鍋線(広見橋、一ッ瀬橋、五反丸橋、塩田橋2)、御池都城線(志比田橋、鵜野島橋)、高城山田線(樋渡橋3、王子橋)、三股高城線(上星川橋、大井手橋)、市木串間線(平田橋3)、諸塚高千穂線(下内ノ口橋、古原橋、上長川橋、松株橋、小水流橋、鶴の平橋、青葉大橋)、中野原美々津線(美々津橋、鳥川橋、跨線橋)、宮崎空港線(無名橋(BOX)8)、京町小林線(猫塚橋、轟木橋（ＢＯＸ）)、酒谷榎原線(茶円橋)、酒谷榎原線(種子田橋)、南俣宮崎線(元町橋)、えびの高原小田線(海堂橋)	40路線 159橋	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、高原町、国富町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、諸塚村、高千穂町、日之影町、綾町	県	

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量				事業実施主体	備考
		区分	路線名等	数量	市町村		
交通・物流	老朽化対策（橋梁） 道路メンテナンス補助事業	一般県道	木場吉松えびの線(山川橋、吉田温泉橋、門川橋)、霧島公園小林線(前の山橋、夷守台橋（上り線）、六瀬観音橋（下り線）)、馬渡大川原線(渡司橋)、飯野松山都城線(木之前橋)、今別府串間線(内田橋、平橋2、吉ヶ字都橋、西方橋、西方小橋、夕風橋)、古江丸市尾線(鍋田橋)、上椎葉湯前線(古枝尾橋、漆谷橋、尾銘谷橋、本谷橋3、鶴富橋)、中河間多良木線(梅之木橋、橋架谷橋、前田橋1、石鎚橋、鳥梓木橋、秋月橋)、鞍岡赤谷線(三ヶ所橋、祇園橋2、笠部谷橋、兼ヶ瀬橋)、土生高千穂線(大内橋、高千穂大橋)、下野鹿狩戸線(速川橋、白水橋)、岩戸延岡線(高橋谷橋、第１富の尾橋、芹の谷橋、栃ノ木橋、桑平橋、富の尾橋)、上長川日之影線(猪の原橋、小ヶ倉橋、三挺弓橋)、宇納間日之影線(二又橋、高橋橋、大吐橋)、浦城東海線(甫場２号橋)、上祝子綱の瀬線(伊吾橋、今村１０号橋、今村３号橋、二平橋、八幡森橋、山境谷橋、錦橋)、板上曽木線(藤木橋、藤ノ木小橋)、早日渡停車場線(早日渡橋)、八重原延岡線(赤木橋2)、土々呂日向線(五十鈴橋、エソバミ橋)、細島港日向市停車場線(亀崎橋)、中渡川下三ヶ線(龍馬橋、新渡川橋、無名橋111)、北方高千穂線(網之瀬橋、日之影橋)、延岡インター線(松尾橋、野田３号橋、野地橋（下り線）)、須美江インター線(須美江１号橋、須美江２号橋)、山陰都農線(大陰橋、征矢原橋)、高鍋美々津線(図目木橋、伊倉橋2、都南橋、上石並橋、孫谷橋)、木城高鍋線(高城橋、中川原橋)、尾鈴川南停車場線(萬五郎橋、更生橋1、尾鈴橋3)、川床日向新富停車場線(第二平井倉橋)、木城西都線(小並橋、大口川橋、有峰前橋)、小川越野尾線(世見橋、囲橋3)、寒川下三財線(吐合橋1)、下三財都於郡線(青山橋、藤田橋)、西都インター線(石原上橋、西都インター橋、石原下橋)、福王寺佐土原線(岩爪橋、相ヶ谷大橋)、城ヶ崎清武線(日南線跨線橋、山崎橋(BOX))、塩鶴木崎線(丸野橋)、野首麓線(柳瀬橋1)、田の平綾線(綾南川橋)、田代八重綾線(北園橋、椎屋橋2、無名橋、無名橋（BOX）)、綾法ヶ岳線(小田爪橋、第６湯ノ谷橋、第７湯ノ谷橋)、宮崎佐土原西都自転車道線(避溢橋、濁川橋)、中村木崎線(島田橋、木崎橋、上代橋)、勢田木崎線(無名橋(BOX)20)、内海加江田線(知福橋、いすず橋)、奈佐木高岡線(長渕橋、下前田橋、１号無名橋１、七ッ谷橋、上横谷橋、町元橋、６号無名橋、７号無名橋)、石阿弥陀五日市線(小牧橋)、高千穂峰峡野線(無名橋(BOX)10)、木浦木小林停車場線(大手橋、真方橋)、有水高原線(吉村橋1、蔵元橋)、牛之脛山田線(東牛之脛橋)、有水山之口停車場線(境橋1、天神橋3)、元狩倉日南線(城之下橋)、風田星倉線(山瀬橋、立野橋2)、日南南郷線(無名橋32、新川橋3、下方小橋)、北方南郷線(諏訪渡橋、秋山橋)、高畑山本城線(遍保ヶ野橋)、仏坂大堂津線(大堂津橋)、都井西方線(古門橋、下千野橋)、青島停車場青島線（弥生橋）中方限庄内線（天神橋）槻木田代八重線（下槻木橋）磐戸延岡線（桑平橋）、宮崎港宮崎停車場線(大淀大橋)、市木南郷線(獅子焼橋)、赤谷橋山線(新坂下橋)、北方高千穂線(日之影橋)、郷之原日南線(今町橋)、奈佐木高岡線(秋社橋)、諸塚高千穂線（青葉大橋）	70路線 155橋	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、高原町、綾町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	県	
交通・物流	老朽化対策（横断歩道橋） 道路メンテナンス補助事業	一般国道	国道218号(押方歩道橋)、国道269号(寺町１号横断歩道橋、寺町２号横断歩道橋)	2路線 3橋	宮崎市、高千穂町	県	
		主要地方道	宮崎インター佐土原線(梅野横断歩道橋)、稲葉崎平原線(構口横断歩道橋)、北方土々呂線(土々呂歩道橋)	3路線 3橋	宮崎市、延岡市	県	
		一般県道	土々呂日向線(西ノ山歩道橋)、中村木崎線(東大淀横断歩道橋、恒久横断歩道橋、本郷南方歩道橋)、内海加江田線(青島歩道橋)	3路線 5橋	宮崎市、門川町	県	

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量				事業実施主体	備考
		区分	路線名等	数量	市町村		
交通・物流	老朽化対策（トンネル） 道路メンテナンス補助事業	一般国道	国道218号(五ヶ瀬隧道、津花トンネル、高千穂トンネル、平底トンネル、中村トンネル、北方トンネル、赤谷トンネル)、国道219号(かりこぼトンネル、やまびこトンネル、山之戸隧道、板谷トンネル、横野トンネル、銀鏡隧道、上的場トンネル、的場トンネル、中尾トンネル、椎原トンネル、岩井谷トンネル、白石勘場トンネル、東陵トンネル、城山トンネル、横谷トンネル)、国道221号(雲海トンネル、観望トンネル、加久藤トンネル)、国道222号(新上熊トンネル)、国道265号(竹原トンネル、若宮トンネル、針金橋トンネル、佐礼隧道、中椎葉第１隧道、下椎葉第２隧道、下椎葉第１隧道、音ヶ瀬トンネル、鹿野遊トンネル、中椎葉トンネル、国見トンネル)、国道268号(梁瀬隧道）国道326号(八戸トンネル、下赤稲荷トンネル、上赤トンネル、先ノ越トンネル)、国道327号(小八重トンネル、諸塚トンネル、恵後の崎トンネル、古園１号トンネル、古園２号トンネル、野地トンネル、大イチョウトンネル、岩尾トンネル、石原トンネル)、国道388号(古江トンネル、熊野江トンネル、新須美江トンネル、浦城トンネル、川島トンネル、新浦城トンネル、ハイトンネル、鶴山トンネル、田代隧道、和田越トンネル、美郷トンネル、東谷トンネル、ひつじトンネル)、国道448号(都井トンネル、宇戸トンネル、恋ヶ浦トンネル、名谷トンネル、夫婦浦トンネル)、国道503号(吐の川トンネル)	11路線 70トンネル	宮崎市、延岡市、日南市、串間市、西都市、えびの市、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	県	
交通・物流	老朽化対策（トンネル） 道路メンテナンス補助事業	主要地方道	日之影宇目線(見立トンネル)、緒方高千穂線(尾平越隧道)、竹田五ヶ瀬線(五ケ所高原トンネル)、北方北郷線(山口原トンネル、黒木トンネル)、東郷西都線(鈴音トンネル、なかおづるトンネル、友情トンネル、日日新トンネル)、高鍋高岡線(本庄トンネル)、宮崎須木線(小野林道隧道（川中トンネル）、小野トンネル、麓トンネル)、日南高岡線(蜂ノ巣トンネル、蜂ノ巣歩道トンネル)、都城北郷線(新矢立トンネル)、都農綾線(山路隧道、永野隧道)	10路線 18トンネル	延岡市、日南市、小林市、西都市、三股町、国富町、綾町、木城町、美郷町、高千穂町、日之影町	県	
交通・物流	老朽化対策（トンネル） 道路メンテナンス補助事業	一般県道	鞍岡赤谷線(笠部トンネル)、下野鹿狩戸線(大平第１トンネル、大平第２トンネル、大平第３トンネル、鹿狩戸トンネル１)、中渡川下三ヶ線(龍馬トンネル、山草トンネル)、北方高千穂線(吾味トンネル、鹿狩戸トンネル２)、北方ｲﾝﾀｰ線(荒平山トンネル)、寒川下三財線(上三財隧道)、鰐塚山田野停車場線(鰐塚山トンネル)、田代八重綾線(綾北隧道)、鵜戸神宮線(鵜戸隧道)、日南南郷線(新子守坂トンネル)、内海加江田線(内海トンネル)、上祝子綱の瀬線(比叡山２号トンネル)	11路線 17トンネル	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、西都市、綾町、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	県	
交通・物流	老朽化対策（シェッド） 道路メンテナンス補助事業	一般国道	国道219号(小春ロックッシェッド、越野尾ロックッシェッド)、国道265号(佐礼ロックシェッド)	2路線 3箇所	西米良村、椎葉村	県	
		一般県道	岩戸延岡線(田下後山ロックシェッド)、上祝子綱の瀬線(滝下ロックシェッド)、北方高千穂線(綱の瀬ロックシェッド)、北方高千穂線(笠戸ロックシェッド、下顔ロックシェッド、下尾村ロックシェッド①、下尾村ロックシェッド②、崎の原ロックシェッド①、崎の原ロックシェッド②)、田代八重綾線(第一ロックシェッド、冷水洞門ロックシェッド、第二ロックシェッド)、清武インター線(船引アーチカルバート)	6路線 13箇所	延岡市、日之影町、綾町、宮崎市	県	

※災害や新たな危険箇所が発生した場合は、その都度、優先度を検討し対策を進めていく。

国土強靱化を進めるために取り組む事業（詳細）

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量			事業実施主体	備考
		路線名等	数量	市町村		
住宅・都市	街路整備 防災・安全交付金事業	木花通線（２工区）、中村木崎線(本郷工区、国富工区)、松小路通線(松小路工区)、早鈴岳下通線(鷹尾蓑原工区、鷹尾蓑原北工区)、中央西通線(大王工区)、安賀多通線(構口工区、平原工区)、夷守線(北八反工区)、京町内竪線(京町工区)、町小丸線(畑田工区)、旭通線（昭和町工区）、都城坂元線（仲町工区）、大久保木崎線（岡工区）、西新町尾ノ下線（清滝橋）	13路線 16工区 7.2km	宮崎市、都城市、延岡市、小林市、えびの市、高鍋町、三股町	県	
住宅・都市	防災拠点及び避難地となる公園の整備 防災・安全交付金事業 社会資本整備総合交付金事業 県単都市公園整備事業	宮崎県公園施設長寿命化対策支援事業 （宮崎県総合運動公園、県立平和台公園、宮崎県総合文化公園） 都市公園事業 （宮崎県総合運動公園、県立平和台公園、宮崎県総合文化公園）			県	
住宅・都市	公園施設の老朽化対策及び公園緑地の再整備 防災・安全交付金事業 社会資本整備総合交付金事業 県単都市公園整備事業	宮崎県公園施設長寿命化対策支援事業 （宮崎県総合運動公園、県立平和台公園、阿波岐原森林公園、宮崎県総合文化公園、特別史跡公園西都原古墳群） 都市公園事業 （宮崎県総合運動公園、県立平和台公園、阿波岐原森林公園、宮崎県総合文化公園、特別史跡公園西都原古墳群）			県	

国土強靭化を進めるために取り組む事業（詳細）

個別施策分野	事業の概要	事業実施場所・数量			事業実施主体	備考
		区域	河川名・数量	市町村		
国土保全	河川改修等 広域河川改修事業 大規模特定河川事業 地震高潮耐震対策河川事業 総合流域防災事業 土地利用一体型水防災事業 河川メンテナンス事業 海岸メンテナンス事業 ダムメンテナンス事業	県内一円	河道掘削・樹木伐採(5か年加速化)、水位観測局冗長化3箇所、浸水想定区域図作成1式、海岸保全施設長寿命化計画更新26海岸、海岸保全基本計画更新1式、樋門・樋管長寿命化計画改定1式	県内一円	県	
		県北	河川改修8河川、耐震対策10河川、河川管理施設延命化2箇所、ダム6ダム 五ヶ瀬川水系［祝子川(祝子橋～桑平：築堤・堤防強化、樋門・樋管、祝子ダム：堰堤改良、長寿命化計画)、蛇谷川(蛇谷川排水機場)、浦上川水系［浦上川(土々呂地区：橋梁・護岸)］、浦尻川水系［浦尻川(浦城地区：築堤・橋梁、浦城：耐震対策)］、沖田川水系［沖田川(伊形地区：耐震対策・水門等の無動力化等、沖田ダム：堰堤改良、長寿命化計画)、浜川(浜川防潮水門)］、熊野江川水系［熊野江川(熊野江地区：耐震対策・水門等の無動力化等)］、須美江川水系［須美江川(須美江：耐震対策)］、耳川水系［耳川(福瀬地区：橋梁架替、和田地区：宅地嵩上げ、幸脇地区：耐震対策、白浜地区：築堤］、赤岩川水系［赤岩川(平岩地区：耐震対策・水門等の無動力化等)］、塩見川水系［塩見川(塩見地区：耐震対策・水門等の無動力化等)］、庄手川水系［庄手川(庄手川防潮堰)］、五十鈴川水系［五十鈴川(小園井堰～更生橋：河道掘削・樹木伐採、門川尾末地区：耐震対策・水門等の無動力化等)］、小丸川水系［宮田川(光音寺橋～大平寺橋：築堤、橋梁)、小丸川（松尾ダム：堰堤改良、長寿命化計画、堆砂対策）、渡川（渡川ダム：堰堤改良、長寿命化計画、堆砂対策）］、一ツ瀬川水系［一ツ瀬川(河口～杉安橋：堤防強化)、三財川(一ツ瀬川合流点～荒武橋：河道掘削・堤防強化、立花ダム：堰堤改良、長寿命化計画）、三納川（長谷ダム：堰堤改良、長寿命化計画）］、鳴子川水系［鳴子川(宮原地区：耐震対策)］	延岡市、日向市、西都市、高鍋町、新富町、門川町、高千穂町、木城町、美郷町	県	
		県央	河川改修6河川、耐震対策2河川、河川管理施設延命化6箇所、ダム5ダム、海岸1海岸 大淀川水系［小松川(大淀川合流点～上流端：河道掘削・護岸・分流水門)、六田川(六田川排水機場)、新別府川(新別府川防潮堰)、飯田川(飯田排水機場)、瓜田川（瓜田ダム：堰堤改良、長寿命化計画）、横市川(源野橋～加治屋頭首工：築堤・樋門・橋梁)、山田川(丸谷川交流点～中村橋：築堤・堰・樋門・橋梁)、花の木川(上森地区～川内地区：築堤・堰・樋門・橋梁)、深年川(直轄上流端～山中橋上流：築堤・橋梁)、綾北川（綾北ダム：堰堤改良、長寿命化計画、田代八重ダム：堰堤改良、長寿命化計画、堆砂対策）、岩瀬川（岩瀬ダム：堰堤改良、長寿命化計画）、本庄川（綾南ダム：堰堤改良、長寿命化計画）］、加江田川水系［加江田川(加江田地区：耐震対策・水門等の無動力化等］、清武川水系［清武川(郡司分地区：耐震対策)、熊野川(熊野川排水機場)］、一ツ瀬川水系［追手川(三財川合流点～堤川：築堤)、追手川(追手川排水機場)］田吉海岸［田吉：護岸工］	宮崎市、都城市、西都市、国富町、小林市	県	

		県南	河川改修4河川、耐震対策5河川、河川管理施設延命化1箇所、ダム2ダム 伊比井川水系［伊比井川(伊比井地区：耐震対策)］、風田川水系［風田川(風田地区：耐震対策・水門等の無動力化等)］、広渡川水系［広渡川(河口～北郷：河道掘削・築堤・堰、広渡ダム：堰堤改良、長寿命化計画、堆砂対策)、戸高川(吾田東：河道掘削・樹木伐採、戸高川排水機場)、酒谷川(広渡川合流点～JR橋：築堤・堰、日南ダム：堰堤改良、長寿命化計画、堆砂対策)］、細田川水系［細田川(河口～南郷川合流点：耐震対策)］、宮浦川水系［宮浦川(宮浦：耐震対策)］、福島川水系［福島川(西方地区：耐震対策・水門等の無動力化等)、天神川(西方地区：河道掘削・樹木伐採)］	日南市、串間市	県	

国土強靭化を進めるために取り組む事業（詳細）

個別施策分野	①事業の概要	②事業実施場所・数量				③事業実施主体	④備考	担当課
		圏域名	地区名	数量	市町村			
国土保全	土砂災害危険箇所対策（砂防） 大規模特定砂防等事業 事業間連携砂防等事業 砂防メンテナンス事業 社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業	大淀川圏域	竹之内１谷川、上北方谷１川、西六反田川、伊倉谷川-1・2、吾田谷2・3・4、吾田谷川、北大谷川、梅野川、仁田内谷川、極楽寺谷2、西法ヶ代谷川、古宮田谷川、押田谷川、水無川、高野谷川、城ヶ尾川２、瀬之口川、東田野谷川、東岳川、高畑川、下是位川内川４、幣次谷川、和田ノ上川４－２、上田平谷川、野中谷川、猪八重川、無名沢、上町沢川、秋山谷沢、平佐小谷川、奈須沢、柏の木渡沢、宿野沢、東牧場川、中河間谷川、十三谷川、片地谷川、霧島山、平原谷川、西ノ前谷川、名谷川、二田里谷川２、寺柱川、表川内川、越川、寺崎川、野添川、城平川、野添川-新①、崎ノ田谷川、浦ノ田川２,南割付谷川、耶治川、竹野谷川２、北伊倉１谷川、城平川－新①、信成町１、中島谷、下田４、池畑谷川、真萱谷川、大淀川水系01、大淀川水系02、大淀川水系03、大淀川水系04、大淀川水系05、大淀川水系06、大淀川水系07、大淀川水系08、大淀川水系09、大淀川水系10、清武川水系01、加江田川水系01、広渡川水系01、宮浦川水系01、潟上川水系01、本城川水系01、本城川水系02、本城川水系03、本城川水系04、市木川水系01、市木川水系02、宮之浦川水系01、仁田内谷川	84箇所	宮崎市、都城市、日南市、小林市、串間市、三股町、高原町、国富町、綾町	県		技術企画課、砂防課
		川内川圏域	斧研谷川２、大河平谷川、永迫谷2、川内川、川内川水系01	5箇所	えびの市	県		技術企画課、砂防課

個別施策分野	①事業の概要	②事業実施場所・数量				③事業実施主体	④備考	担当課
		圏域名	地区名	数量	市町村			
国土保全	土砂災害危険箇所対策（砂防） 大規模特定砂防等事業 事業間連携砂防等事業 砂防メンテナンス事業 社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業	小丸川圏域	鵜毛谷川２、西川内谷川４、山の口谷川、小原谷川、西川内谷川３、本村谷川１、田口原谷川１、本村谷川２、永田谷川5、奥野川01、奥野川02、元村、高月川、松本川、竹渕川、谷川南川、住吉川、篠原川、丸溝川、釜谷川、中田谷川１、黒木谷川、汐谷川１、長谷場、鹿野遊谷川、池内谷川２、奥南川、池内谷川３、板谷川、一ツ瀬川水系01、一ツ瀬川水系02、一ツ瀬川水系03、一ツ瀬川水系04、一ツ瀬川水系05、小丸川水系01、小丸川水系02、小丸川水系03、小丸川水系04、名貫川水系01、耳川水系01、耳川水系02、耳川水系03、耳川水系04、耳川水系05、五十鈴川水系01、五十鈴川水系02、五十鈴川水系03	47箇所	日向市、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、川南町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町	県		技術企画課、砂防課
		五ヶ瀬川圏域	奥の谷川、よぼさき谷川、山下谷沢、伊達谷川、直海沢、東沢、なが迫谷、東八幡森川、東上水流沢、東上水流沢-新①、第二西市沢、元郵便谷川、西八幡森川、本小野谷川、蔵の平川、城屋敷川、水の口川、八丁計川、桑水流川３、陣内川２、尾谷川、今村川-2、岩戸坂川1－1・2、西ノ嶽川、東岸寺上川、上西平川1、石原川、尾霜川、宮野平川、馬門川1、馬背野川、馬門川2、赤谷川、尾八重川、宮水川3、西深角川(1)、布川2、内の口川、尾平谷川、波帰川、赤谷川、坂本川（１）、一の水川新②、笹之都川、末市川、東川(１)(２)、平清水川、岩戸坂川2、上園続川1、五ヶ瀬川水系01、五ヶ瀬川水系02、五ヶ瀬川水系03、五ヶ瀬川水系04、五ヶ瀬川水系05、五ヶ瀬川水系06、五ヶ瀬川水系07、古江川水系01、須美江川水系01、熊野江川水系01、熊野江川水系02、浦尻川水系01、中港川水系01、沖田川01	63箇所	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	県		技術企画課、砂防課

個別施策分野	①事業の概要	②事業実施場所・数量				③事業実施主体	④備考	担当課
		圏域名	地区名	数量	市町村			
国土保全	土砂災害危険箇所対策（砂防） 大規模特定砂防等事業 事業間連携砂防等事業 砂防メンテナンス事業 社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業	県内一円	砂防施設老朽化対策 別府田野川堰堤1、水無川堰堤-3、水無川床固-3、麻漬川床止工2、麻漬川床止工5、片井野川下流床固工2、潟上川堰堤、広渡川堰堤、宮浦川堰堤、酒谷川堰堤 (陣之尾堰堤)、山の神川床固工４、黒仁田川床固工２、柳野谷川堰堤、東岳川北堤堰堤、高畑川堰堤.1、沖水川第6号床固、細目川堰堤.3、東岳川床固1･渓流保全工、袋谷川砂防堰堤、巣目谷川堰堤、芝の谷川堰堤、大河平川堰堤1、長江川砂防堰堤、長江川堰堤3、後川内川堰堤(524.01)、坂元谷川堰堤、出水川堰堤2、蒲牟田川床固(14基)、二双川堰堤(9基)、苧畑川床止(12基)、洗出川床固工群･渓流保全工、城平川堰堤、赤松谷川堰堤(652)、尾谷川砂防堰堤、綾南川床固工、小川川堰堤63(619)、囲川堰堤(上流側)、三財川堰堤、銀鏡堰堤、水喰川砂防堰堤(下流)、田野川堰堤、竹尾川(17)127-1、西桐原川 8,9号床固工、渡川堰堤(992)(銘板：柏葉谷堰堤)、小八重川堰堤(1002)、椎葉谷堰堤、小原堰堤、酒井谷川堰堤、中港川②堰堤、須怒江川第3堰堤、須怒江川堰堤、大井川堰堤、大内川堰堤、浦尻川第一号堰堤、追内川第三号堰堤、大峡谷川堰堤(1386)、惣下川床固工(6基)、三ヶ所川第二堰堤、大石第一号堰堤、追川堰堤(1)、内の口川堰堤、上野川堰堤(1523)、小川堰堤(1546)、元屋敷堰堤、上村堰堤6,7,9,17号床固工群、追川堰堤(2)、走川谷川第弐堰堤、小河内川堰堤、片井野川床固５、第１大峡堰堤、清武川堰堤、小八重川堰堤(1134)、洗出川堰堤、洗出川二号堰堤	74箇所	県内一円	県		技術企画課、砂防課

個別施策分野	①事業の概要	②事業実施場所・数量				③事業実施主体	④備考	担当課
		圏域名	地区名	数量	市町村			
国土保全	土砂災害危険箇所対策（地すべり） 大規模特定砂防等事業 事業間連携砂防等事業 砂防メンテナンス事業 社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業	大淀川圏域	村内、黒荷田(二)、贄波	3箇所	宮崎市、日南市	県		技術企画課、砂防課
		小丸川圏域	大藪２、島戸-2、地内、小布所	4箇所	椎葉村、美郷町、日向市、諸塚村	県		技術企画課、砂防課
		五ヶ瀬川圏域	足鍋	1箇所	延岡市	県		技術企画課、砂防課
		県内一円	地すべり施設老朽化対策 石坂地区、倉谷地区、西平地区、外之浦地区、大谷地区、秋山地区、札ノ尾地区、小布瀬地区、平八重地区、馬場地区、平原地区、崩の平地区、尾前下地区、夜狩内地区、畑地区、下崎地区、猿渡地区、荒平地区	18箇所	県内一円	県		技術企画課、砂防課

個別施策分野	①事業の概要	②事業実施場所・数量				③事業実施主体	④備考	担当課
		圏域名	地区名	数量	市町村			
国土保全	土砂災害危険箇所対策（急傾斜） 大規模特定砂防等事業 事業間連携砂防等事業 砂防メンテナンス事業 社会資本整備総合交付金事業 防災・安全交付金事業	大淀川圏域	野下-1、南方-1、追手、坂谷、芳士元村、信成町-1、城の下、中福良-2、志戸前-1、小松－１、高蝉-1、広原畑、白浜、高蝉-2、山ノ城-3、浦田-1、前吾田-1、後吾田3、照明院、古城第１・第１７、伊倉-1、北伊倉1、松島、前川原－１、苗田、大塚町権現前、古宮田、尾谷１、城山西側、西牛の脛、大倉田２、宮浦、桃の木-1、永道浜-4、時任町、上白木俣、床ノ嶺２－新①、つづら八重-3、岩下-1、星倉-1、大沢津２、穂屋下１、町元-1、東上池－１、東、大平1、三幸ヶ野、世加井、川無-1地区、国富前田第2、岩崎地区、愛宕越、穂佐ヶ原1、深水、水流、垂門-2、永田町-新①、北伊倉１、一ノ宮-1、下古城、春日、水流-1、内山-3、都城01、都城02、小林01、小林02、高岡町01、国富町01、綾町01、宮崎土木01、日南土木01、串間土木01、都城土木01、都城土木02、小林土木01、小林土木02、高岡土木01、高岡土木02、高岡土木03	80箇所	宮崎市、都城市、日南市、小林市、串間市、三股町、高原町、国富町、綾町	県		技術企画課、砂防課
		川内川圏域	榎田－１、榎田、熊坂、小林土木02	4箇所	えびの市	県		技術企画課、砂防課
		小丸川圏域	岩崎、新財市、岩崎-1、本谷2・3、鳥川-1、征矢抜、脇2、今別府－①、鶴、八重その１、梅ノ木、枝、赤木、城ヶ丘-2、南町－区－１、加草一区-1、中村（二）-1、八重の平、松の平下、針金橋、野々首、本郷、平－２、若宮－１、栗林1、樋の元、上八峡、下古園、城山-2、中村-2、須賀崎、小笹陰、荒谷、平原、永田-1、西都01、日向01、日向02、諸塚01、南郷01、西都土木01、西都土木02、高鍋土木01、高鍋土木02、高鍋土木03、高鍋土木04、高鍋土木05、日向土木01、日向土木02、日向土木03、日向土木04	51箇所	日向市、西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町	県		技術企画課、砂防課
		五ヶ瀬川圏域	小川第６、川島第４・5・6・7、差木野第5、三足、上伊形第３、伊達第２、櫛津第２、土々呂第２、片田第７・８、櫛津第７、妙見第２、富美山第１、桑水流第２、六条－１、浦尻第2、浦尻第３、三原尾野、葛原、塩浜第2、古城第17、無鹿第1・9、西階第11、無鹿第８、小峰第６、延岡01、北川01、延岡土木01、五ヶ瀬01、五ヶ瀬02、五ヶ瀬03、西臼杵01	31箇所	延岡市、高千穂町、五ヶ瀬町	県		技術企画課、砂防課
		県内一円	急傾斜地崩壊防止施設老朽化対策 小内海地区、贄波地区、宮ノ上地区、塩浜第３	4箇所	県内一円	県		技術企画課、砂防課

国土強靱化を進めるために取り組む事業（詳細）

個別施策分野	①事業の概要	②事業実施場所・数量			③事業実施主体	④備考
		区域	港湾名・数量	市町村		
国土保全	海岸保全施設整備 防災・安全交付金事業 津波対策緊急事業	県内一円	港湾海岸［防潮堤・防波堤　新設改良26km、海岸保全基本計画策定］	延岡市、日向市、日南市、串間市	県	
交通・物流	港湾施設整備 改修（防災安全対策）事業 改修（重要）事業 改修（港湾施設改良費補助）事業 港湾メンテナンス（港湾施設改良費補助）事業 地方創生港整備推進交付金事業 防災・安全交付金事業 社会資本総合整備事業	県北	細島港［白浜地区(電源設備嵩上げ３箇所、防波堤改良、越波対策、岸壁・泊地(-10m)整備 L=430m)、商業港地区(緑地整備1.6ha)］、古江港13施設、熊野江港3施設、延岡港15施設、延岡新港7施設、細島港28施設、平岩港、美々津港15施設	延岡市、日向市	県	
		県央	宮崎港［東地区(避難誘導看板設置、防風柵設置)、一ッ葉地区(避難誘導看板設置、沿岸漂砂対策)、西地区(岸壁(-9m)改良、緑地整備0.1ha)］、宮崎港18施設、内海港8施設、宮崎港（泊地浚渫（-4.5m））	宮崎市	県	
		県南	油津港［東地区(岸壁(-12m)耐震改良、防波堤整備L=55m、岸壁(-5m)改良)］、福島港［泊地浚渫］、外浦港[物揚場(-2m)改良、泊地浚渫、浮桟橋整備、照明取替、付属物取替]油津港16施設、大島港3施設、外浦港14施設、大納港、黒井港、福島港7施設、福島港［航路浚渫、付属物取替、緑地照明、物揚場(-3m)、護岸］	日南市、串間市	県	

（参　考）

本県の国土強靭化を進めるために

【国の動き】

被害を最小限にとどめ、迅速に回復させるのが国土強靭化であり、頻発化、激甚化する災害によって最悪の事態が発生しないように、日頃からの「備え」が重要となる。

国においては、これまでの取組に加え、災害時に人命・経済・暮らしを守る重要なインフラの機能を維持できるよう、平成３０年１２月に「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」を閣議決定し、特に緊急を実施すべきハード・ソフト対策について３年間集中で実施することとされている。

【本県の状況】

南海トラフ地震をはじめとする自然災害から県民の生命の保護や迅速な復旧復興を図るため、必要な予算を確保するとともに、国や市町村とも連携し、ハード・ソフト一体となった「防災・減災、国土強靭化」を進める必要がある。

このためには、国土交通省所管の県事業だけでも、今後少なくとも１兆１，０００億円（※）以上の多大な予算が必要となる見込みである。

（※）過去の実績等に基づき平成３０年３月時点で推計した金額であり、今後の社会情勢等の変化により変動する可能性がある。また、今後の県予算の編成を拘束するものではない。

宮崎県の強靭化に必要な事業費　総括表（国土交通省所管分）

施策分野	事業名	事業費	
		国、高速道路株式会社	県
交通・物流、住宅・都市、老朽化対策	道路・都市計画事業	約9,400億円	約8,300億円
国土保全	河川・海岸事業	約1,450億円	約1,060億円
国土保全	砂防事業	約450億円	約1,230億円
交通・物流、老朽化対策	港湾・空港事業	約560億円	約470億円
	合計	約1兆1,860億円	約1兆1,060億円

（別紙１）

リスクシナリオごとの脆弱性評価及び推進方針

１－１　大規模地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
県民の防災意識の啓発	○大規模災害においては、県民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、県民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。	○大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。
自主防災組織等の活性化推進	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、市町村における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 ○地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するともに、市町村やＮＰＯ法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
企業防災の促進	○企業等が地域の一員として平常時から自治体や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。 ○南海トラフ地震が発生した場合、不特定多数の人が出入りする施設や危険物を取り扱う施設等については被害が拡大するのを防ぐため南海トラフ地震防災対策特別推進地域内にあるこれらの施設については地震防災対策計画の策定を促進する必要がある。	○企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制の強化を図るとともに、積極的に社会貢献するよう啓発を推進する。 ○「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定を踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進地域（南海トラフ地震により震度６弱以上が想定される地域等をいう。宮崎県では全市町村が該当する。）」における対策計画を未策定の企業に対しては所管機関と連携して作成を促進する。
住宅の火災予防対策	○住宅用火災警報器設置の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。また、通電後の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置についても促進する必要がある。	○住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報紙等の各種メディアや消防防災関係イベントを利用した広報啓発に加え、消防本部や消防団による個別指導など、現在行われている取組を継続する。

高齢者施設の防災対策	○高齢者施設において非常災害に関する具体的計画の作成、避難体制の整備を行うとともに、定期的な従業者への周知及び避難訓練を行う必要がある。	○定期的に実施する指導監査による確認・指導を通じて、非常災害に関する具体的計画の作成や避難体制の整備、避難訓練等実施等防災対策の徹底を図る。
避難行動要支援者対策の推進	○市町村において災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のため特に支援を必要とする避難行動要支援者名簿の作成及び避難行動要支援者一人ひとりの個別支援計画の作成を促進する必要がある。 ○個別支援計画に基づく災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくこととともに、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士が連携して取り組む必要がある。	○要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを、個々に応じて決めておくことが重要であることから、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、市町村の取組を促進する。
住宅の耐震化	○住宅の耐震化率は年々向上しているものの全国平均値約 82%には届いていない状況にある。耐震化の必要性について、引き続き啓発活動を行うとともに. 木造住宅耐震化リフォーム推進事業の周知に努め、さらに制度拡充を図ることで活用を促していく必要がある。	○耐震性が不足していると見込まれる住宅の約９５％を占める木造戸建住宅に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による耐震化を推進する。
建築物の耐震化	○耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化を進める必要がある。 ○耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。 ○耐震診断が義務付けられていない市町村庁舎・病院等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利用する施設についても耐震化を促進する必要がある。	○耐震性が不足していると見込まれる建築物に対して、耐震化の必要性について啓発するとともに、大規模な民間建築物に対しては、耐震改修費等の補助事業を活用した耐震化を促進する。 ○また、耐震改修工事が必要と見込まれている市町村庁舎に対しては、直接働きかけを行っていく。 ○県立病院においては、耐震化を済ませるとともに、家具等の固定を実施してきた。現在進めている宮崎病院の再整備では免震構造の採用を計画しており、更なる地震対策を図る予定である。
学校施設の耐震化	○県立学校の耐震化率は 100％であるが、災害時には避難所等にも利用されることから、吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。また、市町村立学校、私立学校についても耐震化率が 100％に至っていないことから、引き続き耐震化を促進する必要がある。	○避難所の確保及び余震等による避難者の安全確保のため、避難所に指定されている県立学校における吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、避難所として指定されている公立小中学校及び私立学校においても耐震化等が早期に完了するよう助言を行う。

避難場所に指定された都市公園の計画的な更新･補修の促進	○避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を図る必要がある。	○避難場所に指定された都市公園における、施設の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を促進する。
防災空間の確保	○土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を進めていく必要がある。	○土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を促進する。
街路事業の推進	○市街地等において、避難路となる街路の整備を計画的に進めていく必要がある。	○市街地等において、都市の骨格となり、避難路として機能する街路の計画的な整備を推進する。
市街地等の幹線道路の無電柱化	○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。	○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関都連携して幹線道路の無電柱化を推進する。
大規模盛土造成地マップの作成･公表	○大規模盛土造成地の崩壊による災害を防止し、宅地造成が行われた土地の安全性を確保するため、市町村による位置図の作成・公表を促進する必要がある。	○大規模地震等においては、大規模な盛土造成地での滑動崩落の危険があることから、これらの大規模盛土造成地の有無とそれらの安全性の確認及び予防対策が必要であるため、市町村において、これらの位置図の作成・公表を促進する。
埋設ガス管の耐震化	○耐震性の低いガス管が埋設されている施設においては、地震等による破損により、火災や爆発が発生することが想定される。そのため、県有施設の敷地内の埋設ガス管の耐震化を進める必要がある。	○耐震性の低いガス管が埋設されている施設においては、地震等による破損により、火災や爆発が発生することが想定される。そのため、県有施設の敷地内の埋設ガス管の耐震対策の完了していない施設の管理者は、耐震性に優れたガス管への交換に努める。
耐震改修を行う中小企業等への金融支援	○大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、特に耐震化を推進する必要がある。	○大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、県中小企業融資制度の活用を通じて、耐震改修に取り組む中小企業者に対する金融支援を行う。
主要鉄道駅､宮崎空港の耐震化の促進	○大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。	○大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける。

＜業績評価指標＞
・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合　43.4％（H27）
・自主防災組織活動カバー率　82.3％（H27）
・防災士数　3,160 人（H28）
・南海トラフ地震防災対策推進地域にける対策計画作成率 74.5％（H27）
・火災警報器設置率　79.5％（H27）
・避難行動要支援者名簿作成済　18 市町村（H27）
・避難行動要支援者個別支援計画作成済　1 市町村（H27）
・住宅の耐震化率　77.8％（H27）
・特定建築物の耐震化率　93.9％（H27）
・県立学校の耐震化率　100％（H25）
・公立小中学校耐震化率　99.6％（H28）
・私立学校(小・中・高校)の耐震化率　85.9％(H28)
・市街地等の幹線道路の無電柱化率　3.1％（H27）
・大規模盛土造成地の有無等の公表率 65％（H30）

１－２　不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
建築物の耐震化【再掲】	○耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化を進める必要がある。 ○耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。 ○耐震診断が義務付けられていない市町村庁舎・病院等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利用する施設についても耐震化を促進する必要がある。	○特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、耐震性が不足していると見込まれる建築物に対して、耐震化の必要性について啓発するとともに、大規模な民間建築物に対しては、耐震改修費等の補助事業を活用した耐震化を促進する。 ○また、耐震改修工事が必要と見込まれている市町村庁舎に対しては、直接働きかけを行っていく。
不特定の者が利用する建築物の防火対策	○建築基準法に基づく特殊建築物について、防火施設、避難施設の整備等、建築物の維持保全が適正に実施される必要がある。	○建築基準法に基づく特殊建築物について、防火設備、避難設備の整備等、建築物の維持保全が適正に実施される必要があるが、平成 28 年 6 月 1 日に施行された改正建築基準法により、所有者等が定期的に点検・報告を行

		わなければならない対象建築物等の範囲が大幅に拡大されたため、定期報告制度が適格に実施されるよう体制整備を推進する。
医療施設、社会福祉施設の耐震化促進	○医療施設、社会福祉施設等については、入院・入居者の安全を確保するとともに、避難所等にも利用されることもあることから、さらなる耐震化を促進する必要がある。	○入院・入居者の安全を確保するとともに、避難所等に利用される場合もあることから、国庫補助制度等を活用できる医療施設については、耐震化を進めるよう働きかける。
耐震改修を行う中小企業等への金融支援【再掲】	○大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、特に耐震化を促進する必要がある。	○大規模災害が発生した場合、不特定多数の者が利用する中小企業の建築物の倒壊により多数の人的被害が想定されるため、県中小企業融資制度の活用を通じて、耐震改修に取り組む中小企業者に対する金融支援を行う。
主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進【再掲】	○大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。	○大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける。
県立都市公園施設の耐震化等の促進	○県立都市公園施設等については、公園利用者の安全対策はもとより、災害時の一時避難施設や救援物資の集積等の防災拠点として、各施設の耐震化等の推進が必要である。	○県立都市公園施設等については、公園利用者の安全対策さらには、一時避難施設や防災拠点としての機能を発揮するため、各施設の耐震化等を推進する。
旅行者等への防災対策	○スポーツキャンプや国際的なゴルフ大会開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。	○スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と協力を行い危機管理対策を行う。 ○今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光 Wi-Fi サービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。

＜業績評価指標＞
・特定建築物の耐震化率　93.9%（H27）【再掲】
・災害拠点病院の耐震化率　91%（H27）
・社会福祉施設の耐震化率　87.9%（H26）
・MIYAZAKI FREE Wi-Fi を活用してアクセスポイントを設置した市町村数　7 市町村（H27）

１－３　広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
県民の防災意識の啓発【再掲】	○津波から命を守るためには、地震発生後の迅速な避難が重要であるが、県民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。	○大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。
自主防災組織の活性化推進【再掲】	○津波から命を守るためには、地震発生後の迅速な避難が重要であり、個人が早期避難の意識を持つことはもとより、浸水想定区域の地域住民の助け合いによる早期避難態勢を構築する必要がある。	○津波から命を守るためには、地震発生後の迅速な避難が重要であることから、津波浸水想定区域の自主防災組織等による避難計画や地区防災計画の策定を促進するとともに、減災力強化推進事業により、計画に基づく実践的な避難訓練の実施を支援する。 ○地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士のさらなる育成のため、継続して防災士の養成研修を実施するともに、市町村やＮＰＯ法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
学校における津波避難対策	○県内の小中学校及び県立学校での防災教育、特に津波による被害が想定される学校での教職員の災害対応能力を向上させるとともに、小中学校及び県立学校の発達の段階や各地域の実情に応じた計画的･系統的な防災教育を推進する必要がある。 ○県立学校における、津波を想定した避難訓練に継続的に取り組み、教職員及び生徒の災害対応能力を向上させる必要がある。特に、津波浸水予想地域内にある学校については実践的な取組を継続する必要がある。 ○防災リーダー養成研修を受講した高校生を中心に、学校やその周辺地域住民と連携した防災への取組を推進していく必要がある。	○津波を含めたあらゆる自然災害に備え、県が作成した「防災教育の手引き」や「防災教育資料集」、ＤＶＤ教材の活用により教職員の災害対応能力を向上させるとともに、小中学校及び県立学校の発達の段階や各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する。 ○防災教育に係る専門家等の助言を得ながら、県立学校における、津波を想定した避難訓練に継続的に取り組み、教職員及び生徒の災害対応能力を向上させる。特に、津波浸水予想地域内にある学校については実践的な取組を継続する。 ○防災リーダー養成研修を受講した高校生を中心に、学校やその周辺地域住民と連携した防災への取組を推進していく。

津波情報の迅速･的確な伝達手段の確保	○全国瞬時警報システム（Ｊアラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。 ○今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する必要がある。	○津波発生や避難に関する情報を時間、地域によらず県民や観光客等に確実に伝達するために、同報系の防災行政無線や戸別受信機の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話、テレビ・ラジオ、ＣＡＴＶ、防災ラジオ等様々な伝達手段を確保し、海水浴場や釣り場などの海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達手段を確立するよう要請する。 　また、防災・防犯メールサービスへの登録など、県民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。
避難施設の整備､津波避難場所の確保	○津波から住民の生命を守るためには、安全な場所への避難が基本である。このため県及び沿岸市町では住民の避難を確保するため、民間ビルの津波避難ビル指定や公共施設、高台などの活用促進を進めるとともに、津波の到達までに住民が安全な場所へ避難できる津波避難場所の整備や避難経路の確保を図っているところであるが、今後とも迅速に取組を推進していく必要がある。	○周辺に避難できる高層ビルや高台等がなく、避難が困難な地域については、津波避難タワーや市町村の公民館等に避難場所としての機能を付加した複合施設などの新たな避難施設の整備など地域の実情に応じた対策を促進することにより、特定避難困難地域を解消する。（※）「特定避難困難地域」とは、近くに高台がなく高い建物もない地域をいう。
街路事業の推進【再掲】	○市街地等において、避難路となる街路の整備を計画的に進めていく必要がある。	○市街地等において、都市の骨格となり、避難路として機能する街路の計画的な整備を推進する。
県立都市公園施設における津波避難施設の整備	○沿岸部に位置する県立都市公園施設等は、不特定多数の利用者が想定されることから津波避難対策の検討を進め、必要となる施設整備を行っていく必要がある。	○津波からの避難を着実に行うため、避難場所や避難路の確保、避難ルートの周知など、ハード・ソフト対策を総合した津波避難対策の検討を推進する。
沿道建築物の耐震化	○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。	○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。
要配慮者対策の推進	高齢者、障がい者や乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時に配慮が必要ないわゆる要配慮者に対しては、それぞれの特性に応じた避難対策の支援を検討する必要がある。	○要配慮者は、高齢者、障がい者、外国人等によって必要とする支援が異なることを踏まえて、災害発生時等に要配慮者に対する支援が円滑に行えるよう、啓発イベントや出前防災講座等を通じて的確な広報・周知や、市町村等が行う住民等への啓発パンフレットの作成・配布等に対する取組を支援する。 ○要配慮者に対しては、個々の状態に配慮した情報提供、避難誘導、避難所運営等、きめ細かな対応が必要であり、関係施設、自主防災組織、ボランティア団体等と連携を図りながら、要配慮者が迅速に避難できるよう、

		防災商品の普及、バリアフリー化、文字や音声及び多言語やわかりやすい言葉・文字による情報の提供等の各種対策に対する市町村等の取組を促進する。 ○要配慮者の避難については、市町村だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、要配慮者の特性に応じた地域における共助が重要である。また、避難支援者自身の安全を確保することも重要であることから、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進する。
避難行動要支援者対策の推進【再掲】	○要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難対策を進めるため、市町村における要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。 ○津波浸水想定区域等にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。	○要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを、個々に応じて決めておくことが重要であることから、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、市町村の取組を促進する。 ○津波浸水想定区域等にある医療・福祉施設においては、避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る。
旅行者等の防災対策【再掲】	○スポーツキャンプや国際的なゴルフ大会開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。	○スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と協力を行い危機管理対策を行う。 ○今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光 Wi-Fi サービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。 　また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。

避難施設における通信整備の確保	南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。このため災害時に指定避難所や津波避難タワー等との通信手段を確保するため災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の早急な設置や非常用電源設備の確保の整備を進めて行く必要がある。	○市町村と通信事業社の協定等による指定避難所における災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の整備を促進する。 ○津波からの緊急避難場所として整備する避難タワーで携帯電話が使用出来るように非常用電源設備の設置や災害用通信設備（特設公衆 WiFi）の整備について市町村と検討を進める。
ヘリ関係機関の連携強化	○ヘリコプターによる被災者の迅速な救助のためには、各防災関係機関のヘリコプターの安全確保と効率的な運用が重要であり、運用に係るソフト・ハード両面の整備が必要である。	○大規模災害発生時にヘリコプターによる迅速な情報収集や救助を効率・効果的かつ安全に活用するため、平常時よりヘリコプターの運用調整を行うとともに、各市町村に１箇所以上のヘリコプター活動拠点の確保、各災害拠点病院周辺に１箇所以上のヘリコプター離着陸場を確保するなど必要な環境整備を推進する。
空港、鉄道、港湾利用者の避難対策	○津波により被害を受ける恐れのある、宮崎空港や鉄道、フェリーなどの利用者の安全確保について、施設管理者・事業者等と連携した対策を進める必要がある。	○津波により被害を受けるおそれのある、宮崎空港や鉄道、フェリーなどの利用者の安全確保について、施設管理者・事業者等において避難対策の徹底を図るとともに、利用者への情報提供や防災訓練の実施等、関係機関が連携して対策を進めていく。
港湾の地震･津波対策	○港湾のＬ１津波（比較的発生頻度の高い津波）対策としての海岸保全施設の整備、避難施設の整備を促進するとともに、重要港湾３港で策定した港湾ＢＣＰ（港湾事業継続計画）の推進を図る必要がある。	○L1 津波（比較的発生頻度の高い津波）に対して、平成２７年３月に変更した「日向灘沿岸海岸保全基本計画」に基づき、津波対策が必要な港湾海岸に対する整備を推進する。また、細島港及び宮崎港の避難施設整備を推進するとともに、港湾ＢＣＰに基づき、港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練を継続的に実施していく。
津波ハザードマップ等の作成促進	○津波が発生した時に県民が迅速に避難活動を行えることが重要である。このため沿岸市町では津波発生時の避難の目安となる津波の浸水域や避難場所をあらかじめ示しているハザードマップの作成等の取組を行っているが、今後も取組を推進し県民の防災意識の向上に努める必要がある。	○県民が津波が発生した時に安全な場所へ円滑に避難を行うことができるように、沿岸市町において津波浸水域等や避難場所を示した津波ハザードマップの整備とハザードマップを活用した津波避難計画の策定を促進する必要がある。また併せて津波避難計画に基づく県民の津波避難訓練の実施を推進し、計画の検証を進める。

河川堤防、海岸保全施設等の高潮、地震・津波対策	○河川堤防の耐震対策や水門等の地震・津波対策、海岸堤防の耐震対策、既存の河川・海岸管理施設の老朽化対策等を推進する必要がある。しかしながら、施設整備だけでは自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携してハード対策の着実な推進を図るとともに、警戒・避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策が必要である。 ○海岸保全施設の整備については、海岸の侵食対策や高潮対策、L1 津波（比較的発生頻度の高い津波）対策を推進していく必要がある。	○L1 津波（比較的発生頻度の高い津波）に対しては、海岸保全施設等を整備し、海岸堤防、河川堤防等による人命、資産の保護を図ることとし、L2 津波（最大クラスの津波）に対しては、住民避難を軸としたハード・ソフトの総合的な津波対策による人命を守るための対策を推進する。 ○L1 津波（比較的発生頻度の高い津波）に対する対策が必要な約 100km の河川・海岸（平成 25 年 12 月設計津波の水位設定）のうち、河川単独で効果が発揮できる沖田川などの１４水系の河川においては、河川整備計画等を策定して津波対策を積極的に推進するとともに、海岸事業と調整が必要な浦上川などの１７水系の河川においても事業を積極的に推進する。また、平成２７年３月に変更した「海岸保全基本計画」に基づき、津波対策が必要な細島港海岸など３２海岸において、積極的に事業を推進する。 ○河川・海岸堤防などについては、L1 津波・高潮に対応する高さを確保することを基本とし、これを超える津波等に対して粘り強い構造としながら高潮、地震・津波対策を着実に推進する。 ○災害を未然に防止し、被害を最小限にするため、既存の河川・海岸管理施設の老朽化対策を推進する一方、施設整備だけでは自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携しながら、避難体制などのソフト対策を進める。

＜業績評価指標＞
・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合　43.4％（H27）【再掲】
・自主防災組織活動カバー率　82.3％（H27）【再掲】
・防災士数　3,160 人（H28）【再掲】
・県立高校の高校生防災教育基礎講座受講校数　39 校　100％（H27）
・津波浸水予想地域内の県立学校の研究指定 6 校　100％（H27）
・市町村のＪアラート自動起動装置の整備率　100%
・津波避難タワー等の整備　6 基（H27）
・避難行動要支援者名簿作成済　18 市町村（H27）
・避難行動要支援者個別支援計画作成済　1 市町村（H27）
・MIYAZAKI FREE Wi-Fi を活用してアクセスポイントを設置した市町村数　7 市町村（H27）【再掲】
・重要港湾における港湾 BCP 策定率　100%（H25）
・細島港避難施設整備 0 箇所（H27）、宮崎港避難施設整備 0 箇所（H27）
・津内ハザードマップ作成市町村　9 市町作成済（H27）沿岸 10 市町
・津波避難計画作成　7 市町作成済（H27）　沿岸 10 市町
・大規模津波が想定されている地域の海岸堤防等の整備済延長（計画高：L1 津波対応。ただし、耐震化・粘り強い構造ではない。）　9.1km（H27）

１－４　台風・集中豪雨等の異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
水防災意識社会の再構築	○気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めるため、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市町村が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。	○気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市町村が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進める。
県民の防災意識の啓発【再掲】	○大規模災害においては、県民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、県民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。	○大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の

		実践に繋がる啓発事業を推進する。
自主防災組織の活性化推進【再掲】	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進める。とともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 ○地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するともに、市町村やＮＰＯ法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
避難行動要支援者対策の推進【再掲】	○要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難対策を進めるため、市町村における要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。	○要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを、個々に応じて決めておくことが重要であることから、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、市町村の取組を促進する。
避難行動要支援者対策の推進【再掲】	○津波浸水想定区域等にある医療・福祉施設は、避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。	○津波浸水想定区域等にある医療・福祉施設においては、避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る。
避難情報の的確な発令	○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、市町村において明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要がある。	○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）」に基づき市町村において明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。
総合防災情報ネットワークの整備	○民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを設備しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。	○民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを整備し平成９年度から運用しているが、設備の老朽化や防災行政無線のデジタル化が必要であることから、信頼性の向上及び機能強化を図るため最新技術や宮崎情報ハイウェイ２１を活用したシステム整備を行った。今後は、職員が災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。 ○住民一人ひとりに対し、より迅速、確実に災害関連情報を伝達するため、これまでの防災行政無線に加え、Ｌアラートやコミュニティ FM、エリアメール・緊急速報メール、市町村メール配信システムなど、多様化を促進する。

下水道による浸水対策	○内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。	○内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場や雨水幹線の排水設備の整備を引き続き促進する。
医療機関の浸水対策	○浸水による災害拠点病院の機能が麻痺することを防ぐため、施設の浸水対策を徹底する必要がある。	○河川氾濫等による市街地の浸水時においても災害拠点病院の機能を維持するため、電源設備や検査機器等の上階への移動等、施設の浸水対策を進める。 ○県立病院ではこれまでも浸水対策として、非常用発電設備を上層階に増設するなど行ってきた。宮崎病院の再整備においては、浸水高予想高までの盛り土を計画しており、対策を強化する。
洪水ハザードマップの作成促進	○洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成・公表を促進する必要がある。既に作成済の市町村においても、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを進める必要がある。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、市町村等と連携した啓発を推進する必要がある。	○関係する市町村において、想定し得る最大規模の降雨に対するハザードマップの見直しが円滑に行われるように、想定し得る最大規模の降雨に対する浸水想定区域の指定及び公表を計画的に進める。 ○洪水時の円滑かつ迅速な避難のため、洪水ハザードマップの作成・公表を促進する。既に作成済の市町村においても、住民に分かりやすいハザードマップの見直しを促進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、市町村等と連携した啓発を推進する。
高潮ハザードマップの作成促進	○高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、高潮ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。 　また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、市町等と連携した啓発を推進する必要がある。	○想定し得る最大規模の高潮により浸水が想定される範囲を把握するため、氾濫シミュレーションを実施し、必要に応じて浸水想定区域の指定及び公表を行う。 ○浸水想定区域が指定された場合は、高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、市町で行う高潮ハザードマップの作成・公表を促進する。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、市町等と連携した啓発を推進する。
河川改修等による水害対策	○水害を未然に防止し、被害を最小化するため、河川整備と既存の河川、ダム管理施設を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める必要がある。 ○施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所から重点的・集中的に行う必要がある。 ○ダムの洪水調節操作ルールの見直しによる治水機能の向上を図る必要がある。	○河川整備については、洪水に対する河道整備と合わせて中山間地域では宅地嵩上げを行って住家を洪水による浸水から防御する水防災事業を取り込むなど、様々な治水事業を活用しながら河川整備事業を積極的に推進する。 ○頻発する水害に対する防災・減災対策として、環境に配慮しながら河川整備を積極的に推進する。 ○災害を未然に防止し、被害を最小限にするため、既存の河川・ダム管理施設を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める。

＜業績評価指標＞
・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合　43.4％（H27）　【再掲】
・自主防災組織活動カバー率　82.3％（H27）　【再掲】
・防災士数　3,160 人（H28）【再掲】
・避難行動要支援者名簿作成済　18 市町村（H27）　【再掲】
・避難行動個別支援計画作成済　1 市町村（H27）　【再掲】
・下水道による都市浸水対策達成率　58.5％（H27）
・洪水ハザードマップ作成・公表した市町村数　22 市町村(H27)
・河川改修が必要な区間の河川整備率　48.8％(H27)

１－５　大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
県民の防災意識の啓発【再掲】	○大規模災害においては、県民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、県民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。	○大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。
自主防災組織の活性化推進【再掲】	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進める。とともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 ○地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するともに、市町村やＮＰＯ法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。

避難情報の的確な発令【再掲】	○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、市町村における明確な発令判断基準の整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要がある。	○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）」に基づき市町村において明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。
避難行動要支援者対策の推進【再掲】	○市町村における避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。 ○土砂災害警戒区域等にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。	○要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを、個々に応じて決めておくことが重要であることから、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、市町村の取組を促進する。 ○土砂災害警戒区域等にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る。
霧島山の火山対策の推進	○霧島山周辺の本県及び鹿児島県の市町が活動火山対策特別措置法に基づく警戒地域に指定されたことから、関係自治体及び国等関係機関と連携し火山防災協議会を設置するとともに、住民や観光客の安全を確保するための避難計画の策定等、警戒避難体制の整備を推進する必要がある。	○霧島山で噴火が想定される４つの火口（えびの高原硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢）のうち、噴火警戒レベルが設定されていないものについて、順次レベル設定を図るとともに、市町村における避難計画の策定、登山者等が集まる集客施設における避難確保計画の作成の促進、情報伝達体制、避難施設及び避難路の確保などソフト・ハード両面について、霧島山火山防災協議会で協議を実施しながら、霧島山に係る警戒避難体制の整備を図る。
土砂災害危険箇所対策	○土砂災害発生の危険性が高い箇所において対策工事を推進しているが、その整備率は 29.2%(H27 年度末現在)と低く、ハード対策に併せソフト対策による早期避難への支援が必要である。 ○危険箇所の基礎調査の実施及び結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。 ○火山災害への対応として、国・市町村と連携した河川・砂防・治山等の土石流対策を推進する必要がある。 ○住民の円滑な避難のため、市町村における「土砂災害ハザードマップ」の整備を促進する必要がある。	○土砂災害危険箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を行うとともに、避難場所や要配慮者利用施設を有する危険箇所及び霧島山周辺や中山間地域の危険箇所など災害危険度が高い箇所の整備を推進する。また併せて、発災時に避難が円滑に行われるように、ハザードマップの作成や避難体制の整備など市町村の取組を促進する。

農業用ため池等の防災対策	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。 ○農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を進める必要がある。	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。 ○農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施する。
山地災害の復旧や土砂流出の防止	○山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区の整備を進めてきた。山地災害危険地区の整備率は平成26年度末で52.2%となっており、引き続き、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。	○山地災害危険地区の災害のおそれのある森林においては、危険地区の解消を図るために、治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を図るため山地災害防止キャンペーンを積極的に推進する。

＜業績評価指標＞
・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合　43.4%（H27）　【再掲】
・自主防災組織活動カバー率　82.3%（H27）【再掲】
・防災士数　3,160（H28）【再掲】
・避難行動要支援者名簿作成済　18市町村（H27）【再掲】
・避難行動個別支援計画作成済　1市町村（H27）【再掲】
・土砂災害から保全される要配慮者利用施設（重要施設）及び避難所数　183施設（H27）
・土砂災害防止法に基づく基礎調査結果公表率　49%（H27）
・土砂災害警戒区域指定率　44.2%（H27）
・ため池の耐震性点検の実施　89箇所（H27）
・ため池ハザードマップ作成済　89箇所(H27)
・農業用防災ダムの耐震診断の実施　1箇所（H26）
・山地災害危険地区4,425地区のうち整備率52.2%（2,308地区）（H26）
・民有保安林指定率　27.9%（H27）

１－６　情報伝達の不備や防災意識の不足等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
県民の防災意識の啓発【再掲】	○大規模災害においては、県民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、県民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。	○大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。
自主防災組織の活性化推進【再掲】	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進める。とともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 ○地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するともに、市町村やＮＰＯ法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
避難行動要支援者対策の推進【再掲】	○市町村における避難行動要支援者名簿の作成及び個別支援計画の作成を促進する必要がある。 ○災害が想定される区域にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。 ○要配慮者の避難支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率 100%を目指す必要がある。	○要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを、個々に応じて決めておくことが重要であることから、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、市町村の取組を促進する。 ○災害が想定される区域にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る。 ○民生委員・児童委員制度の周知及び業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。

旅行者等への防災対策【再掲】	○スポーツキャンプや国際的なゴルフ大会開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。	○スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と協力を行い危機管理対策を行う。 ○今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光 Wi-Fi サービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。　また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。
避難情報の的確な発令【再掲】	○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、市町村における明確な発令判断基準の整備を促進するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要がある。	○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府）」に基づき市町村において明確な発令判断基準の整備を推進するとともに、防災訓練の実施や住民との対話による確実な避難の実施を図る。
災害情報の迅速･的確な伝達手段の確保【再掲】	○全国瞬時警報システム（J アラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。 ○市町村における防災行政無線等の整備、災害情報共有システム（L アラート）を活用した災害情報の提供等、情報提供手段の多様化を進める必要がある。 ○今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する災害情報の提供や避難誘導等の対策を推進する必要がある。	○全国瞬時警報システム（J アラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る。 ○今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する。
防災情報（水位・雨量・カメラ画像）の提供	○避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの情報を、迅速かつ的確に市町村や県民へ提供するため、宮崎県総合河川砂防情報システムを活用した情報提供を引き続き推進する必要がある。	○水防活動や土砂災害の発生監視に不可欠な防災情報（雨量、河川水位、カメラ画像）を、市町村や県民へ正しく安定的に提供するため、計画的に機器類の更新や改修を行っていく。
携帯電話エリア整備	○緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図っていく必要がある。	○緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図っていく。

土砂災害危険箇所の周知	○危険箇所の基礎調査の実施及び結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。 ○住民の円滑な避難のため、市町村における土砂災害ハザードマップの整備を促進するとともに、ハザードマップを活用した住民の避難訓練の実施により早期避難を促進する必要がある。	○土砂災害の危険がある箇所の把握・周知に努めるとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を促進する。 ○市町村地域防災計画への土砂災害警戒区域に係る避難場所・避難経路等の明示を早急に実施する。

＜業績評価指標＞
・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合　43.4%（H27）【再掲】
・自主防災組織活動カバー率　82.3%（H27）【再掲】
・防災士数　3,160 人（H28）【再掲】
・避難行動要支援者名簿作成済　18 市町村（H27）【再掲】
・避難行動個別支援計画作成済　1 市町村（H27）【再掲】
・民生委員・児童委員充足率　97.9%（H28）　（H32）
・MIYAZAKI FREE Wi-Fi を活用してアクセスポイントを設置した市町村数　7 市町村（H27）【再掲】
・市町村のＪアラート自動起動装置の整備率　100%　【再掲】
・市町村の災害情報共有システム（Ｌアラート）の導入率　100%（H26）
・携帯電話サービス未提供世帯数　218 世帯（H27）
・土砂災害警戒区域指定率　44.2%（H27）【再掲】

２－１　被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
家庭･事業所等での備蓄促進	○大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促進する必要がある。	○大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。
県･市町村における備蓄推進	○生活必需品の備蓄は県民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで３日以上かかることが予想されことから、県、市町村において計画的な備蓄を進める必要がある。	○生活必需品の備蓄は県民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで３日以上かかることが予想されことから、南海トラフ巨大地震の想定避難者数を踏まえ、県・市町村の役割分担、備蓄量等を定めた備蓄指針を策定し、県、市町村における計画的な備蓄を推進する。
防災関係機関の連携強化	○大規模災害時における早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、関係機関の連携強化や災害対応能力を高める必要がある。	○被災者の救助をはじめ、支援物資の調達等が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、ヘリコプターの運用調整、総合防災訓練等様々な機会を捉えて自衛隊をはじめとする国の関係機関との連携強化を図る。 ○物資の調達や燃料の確保等にかかる災害時応援協定の締結内容を充実させるとともに、当該協定に基づく応援内容が円滑に行われるよう、連絡体制の見直しや、訓練の実施、企業や民間団体における事業継続計画の策定を促進する。
支援の受入体制の構築	○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。県においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定している。今後は市町村においても国、県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。	○県外からの広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画を定めたとこである。 ○今後は、計画をより具体化するため、県においてマニュアルを整備するとともに、市町村における県の実施計画を踏まえた受援計画の策定の促進を図り、防災訓練等を通じて、その実効性を高める。また、各種防災拠点の充実確保や県外からの多様な応援主体との連携円滑化等の観点から、県の実施計画が受援計画として一層効果的なものとなるよう見直しを進めていく。

災害時の活動拠点等の整備	○大規模災害において自衛隊、警察、消防等の活動拠点や、支援物資の受入拠点を確保するとともに、拠点機能を発揮するための必要な資機材を整備しておく必要がある。	○国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」及び県の「宮崎県実施計画」に基づき緊急輸送地域ルートの選定、救助活動拠点（９箇所）、広域物資輸送拠点（３箇所）、重症患者の航空搬送拠点（４箇所）を選定しているが、今後は、各拠点の機能強化を図るため、資機材等の配備を行うとともに、広域物資輸送拠点の代替拠点等の追加指定を行い、体制の強化を図る。
災害時の活動拠点等の整備	○道路利用者の休息施設や地域の拠点として利用されている「道の駅」は、その立地や設備等により、被災地支援の拠点としての活用が期待できることから、国や市町村等と連携し必要な整備を進める必要がある。	○「道の駅」はその立地や設備等により、防災拠点としての活用が期待できることから、国や市町村と連携し、広域支援部隊が参集する後方支援拠点機能や、物資集積拠点機能、避難者受入機能など、それぞれの道の駅にふさわしい防災機能の充実を図る。
自治体間の応援体制の構築	○南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、県内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、県や市町村では通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。 　このため、国からの支援に加え、九州各県においては、九州・山口９県災害時応援協定等を、市町村間では相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要である。	○九州地方知事会における大規模災害発生時の相互協力体制の整備充実を図るとともに、地方自治体と国の地方支分部局や電力や通信などのライフライン関係機関で構成する「南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会」による関係機関が一体となった訓練等を通じて災害対応能力を高める。 ○県内においても、沿岸10市町で構成する「宮崎県津波対策推進協議会」において津波災害対策の検討を進めるとともに、都城市を中心とした県南自治体で構成する「宮崎県南部地域大規模災害対策連絡推進協議会」の取組を支援し、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を構築する。
道路交通情報の把握	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用について検討を進めるとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。
災害時の交通規制対策	○災害対策基本法に基づく緊急交通路指定として25路線を指定するとともに、交通規制要点流入抑制地点、必要人員について交通規制計画を策定しているが、平成２７年に警察庁から示された南海トラフ地震発生時の交通規制計画や九州道路啓開協議会の検討内容に合わせた見直しが必要である。 ○災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、災害発生後には確認事務処理ができないことから事前届出制度の周知を図る必要がある。	○現行の緊急交通路の指定予定路線について、関係機関と協議を進めながら、現状に則した見直しを図る。 ○災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、緊急通行車両を運用する機関、事業所等に対して、事前届出制度に関する啓発活動を推進する。

上水道施設等の耐震化推進	○上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約３割程度にとどまっており更なる耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。	○上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約３割程度にとどまっている。耐震化推進のために、水道事業者にアセットマネジメントの実施や、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進めるよう、国の交付金制度の活用等も含め計画的な施設整備について指導するとともに、大規模災害時に速やかに復旧するために防災訓練の実施を促進する。
福祉施設ＢＣＰの策定促進	○高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、そのまま利用者の生命に関わることから、災害時にも利用者や職員のいのち、生活を守りながら施設の機能が維持され業務が継続される必要がある。	○高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、利用者の生命に関わることから、各施設に対して、施設や設備の耐震化、水や食料の備蓄などの災害対策を強化するとともに、被災後の事業の継続や早期の復旧に関するＢＣＰの考え方も踏まえた防災対策計画の策定を働きかける。
医療ＢＣＰの策定促進	○災害により病院機能が麻痺することは、入院患者はもとより医療措置の必要な被災者の生命 に関わることから、災害時においても病院機能を維持した上での被災患者を含めた患者すべての診療が、発災直後からの初動期、急性期、その後の亜急性期、慢 性期へと変化する災害のフェーズに対して継ぎ目無く可及的円滑に行われる必要がある。	○災害時における病院の被災状況、地域における病院の特性、地域でのニーズの変化に耐えるため、病院機能の損失を出来るだけ少なくし、機能の立ち上げ・回復を早急に行い、継続的に被災患者の診療にあたれるよう、病院におけるＢＣＰの考え方に基づいた災害対応マニュアルの策定を働きかける。
医薬品等の確保対策	○災害時における支援活動に関する協定締結団体等と、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制を構築する必要がある。	○災害時における支援活動に関する協定締結団体等との連絡調整会議を定期的に開催し、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制の整備を進める。
災害協定の締結等による燃料供給	○南海トラフ地震等の大規模災害時における燃料供給等については、災害応急対策活動に支障が生じないように緊急通行車両等や優先供給施設の供給について国や県において燃料供給計画を策定、この計画に基づき、県石油商業組合や石油連盟と協定等を締結し、中核 SS 等からの燃料供給体制の構築体制図っている。	○発災時に円滑な燃料供給を図るため、協定を締結している石油連盟や県石油商業組合と中核ＳＳや優先供給施設などの情報共有を行うとともに、国や県の防災訓練において供給体制の検証を行う。
災害協定の締結等による生活物資の調達	○災害時における生活必需品について、民間事業者等との物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通備蓄の整備を進める必要がある。	○平成２８年に宮崎県備蓄基本指針を策定し県・市町村において備蓄すべき物資や備蓄量を定めたことから、指針に基づき県内民間事業者との協力協定等の締結を進めるとともに、災害時の調達体制について日頃から連携を推進する。

物資受入体制の確立	○南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県や市町村では必要な物資を迅速に調達することは困難なため避難者への食料供給が低下する。このため国はプッシュ型により必要不可欠な物資調達を県に供給する計画となっている。 　県では県外からの多量の物的支援を円滑に受入れ、避難者へ迅速に届けるため国の計画と連動して県の物資調達に係る計画を策定しているが、今後は計画の実効性を高めるためにマニュアルの整備や市町村においても物資調達に係る計画を策定する必要がある。	○南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県外からの食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく県実施計画を定め広域物資輸送拠点（３箇所）の指定とともに、拠点の運営に関してトラック協会や倉庫協会と協定を締結し、専門家の支援を得ることとしている。 　今後は、代替拠点の充実や搬送手段の多様性を考慮し、拠点を増やすとともに拠点の運営マニュアルの整備や拠点に配置される人的支援の体制についても検討を進めるとともに、市町村においても県と連動した計画の策定を推進する。また防災訓練等を通じてその実効性を高める。
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。	○「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・市町村・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。
緊急輸送等のための交通インフラの確保	○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 ○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。 ○物資輸送ルートを確実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。 ○緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道 219 号、国道 327 号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。 ○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006 箇所)を中心に落石防止網等の法面対策等を推進する。 ○緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。
	○緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁の確保を図る必要がある。	○細島港、宮崎港、油津港の３つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に１箇所、県央の宮崎港に２箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。

	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。 ○農道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。 ○農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。
防災対策の推進	○物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。	○物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合　43.4%（H27）【再掲】
・緊急通行車両事前届出車両台数　4,689 台（H27）
・上水道基幹管路の耐震適合率　29.5%（H26）
・上水道の重要給水施設への基幹管路の耐震適合率　35.8%(H26)
・広域物資輸送拠点数　3 ヶ所（H27）
・緊急輸送道路改良率　82.5%（H27）
・地域高規格道路整備率　54.6%（H27）
・緊急輸送道路要対策箇所整備率　53%(H27)
・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策　87.4%(H27)
・県内高速道路供用率　70%（H27）
・重要港湾の耐震岸壁整備　3 バース(H27)
・林道の整備状況　2,619 km（H27）

２－２　避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
自主防災組織の活性化推進【再掲】	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進めるとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 ○地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するともに、市町村やＮＰＯ法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
避難所における生活環境の改善	○被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のためには、市町村における避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に関わるための取組を行う必要がある。	○被災者の生活支援として、必要な物資の確保や配給体制の整備、仮設トイレや移動入浴車の配備及び心身ケア体制の整備、要配慮者への支援など様々な対応が必要となることから、　「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」「避難所運営ガイドライン」（いずれも内閣府）等を参考に、市町村における避難所運営マニュアルの作成を促進する。 　既に作成済の市町村においても、避難者となる地域住民による運営ルールの検討、避難所運営訓練の実施等、市町村と住民が連携した取組を促進する。また、大量の避難者や帰宅困難者の発生に備え、被災自治体と周辺の自治体との連携のあり方等についても検討を進める。
避難所の耐震化･機能強化	○大規模地震による被害により避難所が使用不能になる事態や避難中の余震による二次被害から県民の命を守るため、避難所施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び機能強化を進める必要がある。	○大規模地震における避難所の確保及び余震による二次被害から県民の命を守るため、市町村が避難所として指定する施設については、施設管理者の協力の下、施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び機能強化を促進する。
避難所外避難者対策	○大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等避難所外の被災者に対する支援対策についても検討する必要がある。	○大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者対策として、市町村における避難者の把握、物資や災害情報の提供、健康管理等の対策検討を促進するとともに、民間団体や災害ボランティアとの連携による支援についても検討を進める。
県有施設利用者等の安全対策	○県管理施設においては、市町村の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加	○県管理施設においては、市町村の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難し

	え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、誘導及び避難の受入対策について検討しておく必要がある。また指定管理者制度導入施設においても、職員以外の多数の利用者や周辺住民の避難が想定されることから、県と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等を定めておく必要がある。	てくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、対応マニュアル等を整備するとともに、一時避難スペースの確保、水・食料等の備蓄等の対策を進める。また、指定管理者制度導入施設においても、県と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等について事前に検討を行う。
福祉避難所の整備	○一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受入れるため、市町村における福祉避難所の確保を促進する必要がある。	○一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受け入れるため、市町村における福祉避難所の確保を促進するとともに、民間ホテル等への要配慮者の受け入れについて検討を進める。
県民への広報、広聴機能の整備	○災害時は様々な情報が発信され混乱を生じることから、SNS の活用等、災害時の情報発信、収集手段を検討しておく必要がある。	○県ホームページや防災・防犯情報メール、県ＳＮＳ（ツイッター、フェイスブック）を活用して速やかに災害・緊急情報を発信できる体制を整えるために、担当者以外の職員についても情報発信手順を習得する。また、広聴・情報収集手段として双方向の通信が可能なＳＮＳの活用を推進するとともに、そのほかに有効な手段はどのようなものがあるか検討を行う。
旅行者等の防災対策　【再掲】	○スポーツキャンプや国際的なゴルフ大会開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。	○スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と協力を行い危機管理対策を行う。 ○今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光 Wi-Fi サービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。　また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。

広域避難対策	○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、被災規模によっては避難所も被害を受けるため避難所収容数を避難者総数が上回り収容出来ない自治体が発生する。全ての避難者を円滑に避難所に収容するには、県市町村相互応援協定等に基づき県内市町村間において広域的な避難に関する連携の取組を促進していく必要がある。また、自治体の地理的状況では、隣県への避難者受入を要請することを想定し、「九州山口９県災害時応援協定」に基づき平時から隣県との連携の取組を行っておく必要がある。	○大量の避難者の発生、避難所の被災等により避難所が不足することを想定し、県内市町村間での避難者受入に係る連携の取組を推進する。県南においては、取組が進められている「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」の枠組で対応するとともに、県内の他地域においても、枠組みを含め、沿岸部から内陸部への広域避難について具体的な検討を進める。 　また防災訓練を通じ、広域的な避難訓練を実施することにより市町村間の連携の取組を促進する必要がある。更に県内の避難所で避難者を収容できない場合には、県外への広域避難について、「九州山口９県災害時応援協定」に基づき隣県等との避難体制の検討を進める。
学校施設の耐震化【再掲】	○避難所の確保及び余震等による避難者の安全確保のため、市町村の避難所として指定されている学校施設の耐震化や老朽化対策を進める必要がある。	○避難所の確保及び余震等による避難者の安全確保のため、避難所に指定されている県立学校における吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、避難所として指定されている公立小中学校及び私立学校においても耐震化等が早期に完了するよう助言を行う。
災害ボランティアの体制強化	○県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。	○ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。
避難者の健康対策	○避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、市町村や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する必要があるとともに、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても検討する必要がある。	○避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、市町村や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する。自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても、市町村、民間団体、ボランティア等との連携による被災者の把握方法及び支援方法について検討を進める。
避難施設における通信整備の確保【再掲】	○南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。このため災害時に指定避難所や津波避難タワー等との通信手段を確保するため災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の早急な設置や非常用電源設備の確保の整備を進めて行く必要がある。	○市町村と通信事業社の協定等による指定避難所における災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の整備を促進する。 ○津波からの緊急避難場所として整備する避難タワーで携帯電話が使用出来るように非常用電源設備の設置や災害用通信設備（特設公衆 WiFi）の整備について市町村と検討を進める。

携帯電話エリア整備【再掲】	○緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図っていく必要がある。	○緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図る。
地域コミュニティの活性化	○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。	○中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。

＜業績評価指標＞
・自主防災組織活動カバー率　82.3%（H27）【再掲】
・防災士数　3,160 人（H28）【再掲】・福祉避難所指定市町村数　21 市町村（H27）
・県広報ソーシャルメディア閲覧件数　11,221 件（H26）
・防災・防犯情報メール加入者数　28,796（H27）
・MIYAZAKI FREE Wi-Fi を活用してアクセスポイントを設置した市町村数　7 市町村（H27）【再掲】
・県立学校の耐震化率　100%（H25）【再掲】
・公立小中学校耐震化率　99.6%(H28)【再掲】
・私立学校(小・中・高校)の耐震化率　85.9%（H28）【再掲】
・携帯電話サービス未提供世帯数　218 世帯（H27）【再掲】
・「いきいき集落」認定数（延べ数）　128（H27）

２－３　多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
家庭･事業所等での備蓄促進	○大規模災害時には行政の支援等が円滑に行われない可能性があることから、各家庭や事業所等における生活必需品の備蓄を促す必要がある。	○大規模災害において、県民一人ひとりが平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であることから、市町村等の関係機関と連携しながら、シェイクアウト訓練等の防災イベントや、テレビやインターネット等の様々なメディアを活用した、防災知識の普及及び防災意識の啓発を強化するとともに、特に、家屋の耐震化や早期避難、備蓄などの災害から命を守る行動の実践に繋がる啓発事業を推進する。
自主防災組織の活性化推進　【再掲】	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進める。とともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 ○地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するともに、市町村やＮＰＯ法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
地域コミュニティの活性化【再掲】	○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。	○中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。
防災関係機関の連携強化【再掲】	○大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。	○被災者の救助をはじめ、支援物資の調達等が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、ヘリコプターの運用調整、総合防災訓練等様々な機会を捉えて自衛隊をはじめとする国の関係機関との連携強化を図る。
消防力の充実･強化【再掲】	○消防の広域応援体制の強化、消防施設の整備については一定の成果が上がっている。しかしながら、消防団員数は減少傾向にあり、地域防災力向上のために更なる加入促進の取組が必要である。	○消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合等による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保など市町村の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育･訓練を実施するなど消防力の充実･強化に努める。

ヘリコプターによる孤立集落支援体制整備	○孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、効率的な活動のための体制を整備する必要がある。また、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要な場合を想定し関係機関のヘリの運用方法等について事前に検討が必要である。	○孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、定期的な整備による防災ヘリの信頼性向上を図るとともに、ヘリコプターの離着陸場の確保等活動のための体制を整備する。加えて、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要となる場合を想定し、災害発生時に円滑なヘリコプター運用が図れるヘリ運用調整会議等により事前の検討を行うとともに、総合防災訓練等による連携強化を図る。
道路交通情報の把握【再掲】	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用について検討を進めるとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。
携帯電話エリア整備【再掲】	○緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図っていく必要がある。	○緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図る。
孤立集落における医療確保	○孤立集落においても医療措置が必要な患者が発生した場合に医療活動が実施できる体制を整備する必要がある。	○県と国立大学法人宮崎大学における「宮崎県防災救急ヘリコプター医師現場投入活動実施に関する協定」により陸路でのアクセスが困難な地域等に対する医師の投入の運用を開始しており、今後も訓練等を通じて円滑な運用を図る。
自立･分散型エネルギーの導入促進	○孤立可能性のある集落等におけるエネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス、小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。	○地域内で独自のエネルギーを確保することは、防災の面において重要な役割を担うため、地域等における新エネルギーの共同利用システム等について、家庭や事業者の団地等への導入を促進する。
緊急輸送等のための交通インフラの確保【再掲】	○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 ○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。 ○緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道 219 号、国道 327 号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。 ○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006 箇所)を中心に落石防止網等の法面対策等を推進する。 ○緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対

	○物資輸送ルートを確実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。	して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。
	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。 ○農道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。 ○農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。
道路の早期啓開体制整備	○同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討する必要がある。	○同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について、国・市町村・建設業者等と連携して検討を進める。
避難施設における通信整備の確保【再掲】	○南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。このため災害時に指定避難所や津波避難タワー等との通信手段を確保するため災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の早急な設置や非常用電源設備の確保の整備を進めて行く必要がある。	○市町村と通信事業社の協定等による指定避難所における災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の整備を促進する。 ○津波からの緊急避難場所として整備する避難タワーで携帯電話が使用出来るように非常用電源設備の設置や災害用通信設備（特設公衆 WiFi）の整備について市町村と検討を進める。
防災対策の推進	○物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。	○物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・県民意識調査における災害の備えをしている人の割合　43.4%（H27）　【再掲】
・自主防災組織活動カバー率　82.3%（H27）【再掲】
・防災士数　3,160（H28）【再掲】
・「いきいき集落」認定数（延べ数）128（H27）【再掲】
・消防職員数　1,618 名（H27）【再掲】
・消防団員数　14,829 名（H27）【再掲】
・携帯電話サービス未提供世帯数　218 世帯（H27）【再掲】
・再生可能エネルギー供給量　814,290kW（H27）　太陽光発電：717,109kW　バイオマス発電：90,221kW　小水力発電：6,960kW
・緊急輸送道路改良率　82.5%(H27)【再掲】
・地域高規格道路整備率　54.6%(H27)【再掲】
・緊急輸送道路要対策箇所整備率　53%(H27)【再掲】

・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策　87.4%(H27)【再掲】
・県内高速道路供用率　70%（H27)【再掲】
・林道の整備状況　2,619㎞（H27)【再掲】

２－４　自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
警察施設の耐震化	○警察署の耐震化は、平成３０年１月にえびの警察署の新庁舎が完成することで全て完了するが、今後は、地域の交番、駐在所等の耐震化を推進する必要がある。	○交番・駐在所の耐震化を進めるため、構造の区分等を基に計画的に更新整備しており、特に、昭和５６年以前に建築された施設を随時建て替える。
県警通信指令システム強化	○多数の救助要請等に対応するため、県警の通信指令システムに、要救助者情報を管理する機能を追加するなど新たにシステム整備を行ったことから、当該システムを災害発生時の的確な運用を図る必要がある。	○多数の救助要請等に対応するため、県警の通信指令システムに、要救助者情報を管理する機能を追加するなど新たにシステム整備を行ったことから各警察署に対し、災害対策機能について教養を行い、同機能の活用、取扱習熟を図る。
隊内系（全国系）無線機の整備	○災害時に効率的な部隊運用をするために必要な隊内系（全国系）無線機は不足していることから今後も整備していく必要がある。	○災害時に効率的な警察の部隊運用をするために必要な隊内系（全国系）無線機の配備を計画的に進める。
警察災害派遣隊の体制強化	○警備部機動隊、管区機動隊を除く災害先遣部隊の練度向上のため、効果的な災害警備訓練の実施、装備資機材の充実強化を図り、災害対処能力の向上を推進する必要がある。	○災害先遣部隊と消防等救出救助機関との合同訓練を計画的に推進し、部隊の救出救助技術の向上を図る。また、老朽化した装備資機材の更新やより効果的な救出救助機材の購入などによる災害装備の充実強化を図る.
消防力の充実･強化	○消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を進めているが、引き続き消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。	○消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合等による消防の広域化により、消防体制の整備･拡充を図るほか、消防本部等の施設･設備等の整備、消防団員の確保など市町村の取組を支援するとともに、消防職員･消防団員等の教育･訓練を実施するなど消防力の充実･強化に努める。
消防広域応援体制の強化	○緊急消防援助隊の本県隊について、装備の充実を図るとともに、県内外における訓練を実施するなど、広域応援体制の強化を図る必要がある。	○県総合防災訓練及び県外で行われる九州ブロック訓練への積極的な参加及び補助制度等を利用した装備の充実に努める。
防災関係機関の連携強化　【再掲】	○大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。	○大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活

		用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。
支援の受入体制の構築　【再掲】	○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。県においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定している。今後は市町村においても国、県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。	○県外からの広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画を定めたところである。 ○今後は、計画をより具体化するため、県においてマニュアルを整備するとともに、市町村における県の実施計画を踏まえた受援計画の策定の促進を図り、防災訓練等を通じて、その実効性を高める。また、各種防災拠点の充実確保や県外からの多様な応援主体との連携円滑化等の観点から、県の実施計画が受援計画として一層効果的なものとなるよう見直しを進めていく。
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。	○「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・市町村・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。
緊急輸送等のための交通インフラの確保【再掲】	○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 ○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。 ○高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。 ○物資輸送ルートを確実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。 ○緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道 219 号、国道 327 号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。 ○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006 箇所)を中心に落石防止網等の法面対策等を推進する。 ○緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。
	○緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁の確保を図る必要がある。	○細島港、宮崎港、油津港の３つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に１箇所、県央の宮崎港に２箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。

	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。 ○農道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。 ○農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。
防災対策の推進	○緊急輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。	○物資輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・警察署の耐震化率　92.3％（H27）
・消防施設の耐震化率　87.7％（H27）
・消防職員数　1,618 名（H27）【再掲】
・消防団員数　14,829 名（H27）【再掲】
・緊急輸送道路改良率　82.5％(H27)【再掲】
・地域高規格道路整備率　54.6％(H27)【再掲】
・緊急輸送道路要対策箇所整備率　53％(H27)【再掲】
・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策　87.4％(H27)【再掲】
・県内高速道路供用率　70％（H27）【再掲】
・重要港湾の耐震岸壁整備　3 バース(H27)　（H32）【再掲】
・林道の整備状況　2,619 km（H27）【再掲】

２－５　救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
災害緊急車両や優先供給施設への燃料供給体制の確立	○南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急通行車両等や優先供給施設への燃料供給が確保できるよう国及び県において、各々広域的及び県域内での燃料供給に係る計画を策定し連携して体制の構築を図っている。今後は、緊急通行車両等や優先供給施設に燃料供給を行うための手順や関係機関との連携方法を具体的に定める必要がある。	○県域内では、県石油商業組合と協定を締結し、発災時には、県内の中核SS等から燃料供給を出来る体制を構築している。また、補助事業により何時災害が起こっても対応出来るように一定の備蓄量を確保しており、長期的な継続に向けての検討を行う。 なお、県域での燃料供給が逼迫した場合は、石油備蓄法に基づく計画により国を通じて石油連盟からの支援が行われることとなっており、今後、優先供給施設の毎年度の施設情報の把握や燃料を供給するための手順を定めたマニュアルの作成並びに関係機関への手順の周知、国の訓練への参加を進めて行く。
支援の受入体制の構築【再掲】	○南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県や市町村では必要な物資を迅速に調達することは困難なため避難者への食料供給が低下する。このため国はプッシュ型により必要不可欠な物資調達を県に供給する計画となっている。県では県外からの多量の物的支援を円滑に受入れ、避難者へ迅速に届けるため国の計画と連動して県の物資調達に係る計画を策定しているが、今後は計画の実効性を高めるためにマニュアルの整備や市町村においても物資調達に係る計画を策定する必要がある。	○南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県外からの食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく県実施計画を定め広域物資輸送拠点（３箇所）の指定とともに、拠点の運営に関してトラック協会や倉庫協会と協定締結し、専門家の支援を得ることとしている。 今後は、代替拠点の充実や搬送手段の多様性を考慮し、拠点を増やすとともに拠点の運営マニュアルの整備や拠点に配置される人的支援の体制についても検討を進めるとともに、市町村においても県と連動した計画の策定を推進する。また防災訓練等を通じてその実効性を高める。
災害対応機関における備蓄	○警察や消防など、災害時に救助活動等の対応が必要な機関においては、隊員の食料や活動に必要とされる車両等の燃料について、備蓄を行うとともに、災害時に十分な供給が受けられる体制を構築する必要がある。	○関係機関において災害時の初動対応に必要な燃料の備蓄を行うとともに、業界団体と協定を結んで燃料の供給を受けられる体制を構築する。
福祉施設ＢＣＰの策定促進	○高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、そのまま利用者の生命に関わることから、災害時にも利用者や職員のいのち、生活を守りながら施設の機能が維持され業務が継続される必要がある。	○高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、利用者の生命に関わることから、各施設に対して、施設や設備の耐震化、水や食料の備蓄などの災害対策を強化するとともに、被災後の事業の継続や早期の復旧に関するＢＣＰの考え方も踏まえた防災対策計画の策定を働きかける。

医療ＢＣＰの策定促進	○災害により病院機能が麻痺することは、入院患者はもとより医療措置の必要な被災者の生命に関わることから、災害時においても病院機能を維持した上での被災患者を含めた患者すべての診療が、発災直後からの初動期、急性期、その後の亜急性期、慢性期へと変化する災害のフェーズに対して継ぎ目無く可及的円滑に行われる必要がある。	○災害時における病院の被災状況、地域における病院の特性、地域でのニーズの変化に耐えるため、病院機能の損失を出来るだけ少なくし、機能の立ち上げ・回復を早急に行い、継続的に被災患者の診療にあたれるよう、病院におけるＢＣＰの考え方に基づいた災害対応マニュアルの策定を働きかける。
医療･福祉施設における非常用電源､受水槽の整備	○医療・福祉施設における自立・分散型エネルギー整備の導入を進める必要がある。 ○医療・福祉施設における非常用電源・自家発電装置、受水槽の設置等及び物資の備蓄を促進する必要がある。	○国庫補助制度等を活用できる医療施設については、非常用電源、受水槽の整備を進めるよう働きかける。
医療･福祉施設における非常用電源､受水槽の整備	○県立病院は基幹・地域災害拠点病院として電気・水道・ガスなどライフライン確保、医薬品、食料等の備蓄など、機能強化を図る必要がある。	○県立病院は、基幹・地域災害拠点病院として、今後もライフラインの確保や医薬品、食料等の備蓄に努める。
災害協定の締結等による燃料供給	○南海トラフ地震等の大規模災害時における燃料供給等については、災害応急対策活動に支障が生じないように緊急通行車両等や優先供給施設の供給について国や県において燃料供給計画を策定、この計画に基づき、県石油商業組合や石油連盟と協定等を締結し、中核 SS 等からの燃料供給体制の構築体制図っている。	発災時に円滑な燃料供給を図るため、協定を締結している石油連盟や県石油商業組合と中核ＳＳや優先供給施設などの情報共有を行うとともに、国や県の防災訓練において供給体制の検証を行う。
県庁舎等における再生可能エネルギーの導入	○エネルギー供給源の多様化のため、防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を促進する必要がある。	○庁舎や学校、避難誘導道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点に、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の設備を導入することにより、大規模災害時等に備えた災害に強い地域づくりを推進する。
防災対策の推進	○エネルギー供給施設の被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。	○エネルギー供給施設の被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・広域物資輸送拠点の拡充　3ヶ所（27）【再掲】
・再生可能エネルギー供給量　814,290kW（H27）【再掲】
　太陽光発電：717,109kW　バイオマス発電：90,221kW　小水力発電：6,960kW

２－６　想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
県有施設利用者等の安全対策【再掲】	○県管理施設においては、市町村の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、誘導及び避難の受入対策について検討しておく必要がある。また指定管理者制度導入施設においても、職員以外の多数の利用者や周辺住民の避難が想定されることから、県と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等を定めておく必要がある。	○県管理施設においては、市町村の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、対応マニュアル等を整備するとともに、一時避難スペースの確保、水・食料等の備蓄等の対策を進める。 　また、指定管理者制度導入施設においても、県と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等について事前に検討を行う。
県、市町村における備蓄推進【再掲】	○帰宅困難者に対する水・食料等の供給のため備蓄を推進する必要がある。	○生活必需品の備蓄は県民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで３日以上かかることが予想されことから、南海トラフ巨大地震の想定避難者数を踏まえ、県・市町村の役割分担、備蓄量等を定めた備蓄指針を策定し、県、市町村における計画的な備蓄を推進する。
事業所等における備蓄促進	○事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する必要がある。	○事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する。
事業者等との帰宅困難者支援協定の締結	○コンビニエンスストア等と帰宅困難者支援のための水・食料・トイレ使用等の協定を締結しているが、今後も協定拡大を検討する必要がある。	○コンビニエンスストア等と帰宅困難者支援のための水・食料・トイレ使用等の協定を締結しているが、今後も協定拡大を検討する。
上水道施設等の耐震化推進【再掲】	○上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約３割程度にとどまっており更なる耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。	○上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約３割程度にとどまっている。耐震化推進のために、水道事業者にアセットマネジメントの実施や、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進めるよう、国の交付金制度の活用等も含め計画的な施設整備について指導するとともに、大規模災害時に速やかに復旧するために防災訓練の実施を促進する。
一時避難所としての都市公園の整備	○帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時避難施設としての都市公園の整備を促進する必要がある。	○帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時避難施設としての都市公園の整備を促進する。

旅行者等の防災対策【再掲】	○スポーツキャンプや国際的なゴルフ大会開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。	○スポーツキャンプや県内各地の観光地を訪れている観光客の安全を確保するために、各施設へ避難所の周知や避難場所の掲示を行うなど各市町村や観光事業者等と協力を行い危機管理対策を行う ○今後増大が予想される訪日外国人旅行者や地理に不案内な国内旅行者等についても災害時に支援が必要であることから、宮崎県観光 Wi-Fi サービス「MIYAZAKI FREE Wi-Fi」を活用した通信環境の整備や全国で規格統一された災害種別避難誘導標識システムを取り入れるなど、外国人や旅行者等への防災情報の提供等について対策を進める。 　また、ホテル・旅館、旅行関係事業者への研修会等を通じて旅行者の安全対策の意識啓発を図る。
道路交通情報の把握【再掲】	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用について検討を進めるとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【再掲】	○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。	○「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・市町村・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。
緊急輸送等のための交通インフラの確保【再掲】	○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 ○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。 ○高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。 ○緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道 219 号、国道 327 号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。 ○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006 箇所)を中心に落石防止網等の法面対策等を推進する。 ○緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。

	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。 ○農道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。 ○農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。
市街地等の幹線道路の無電柱化【再掲】	○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。	○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関と連携して幹線道路の無電柱化を推進する。
主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進【再掲】	○大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。	○大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける。
防災対策の推進	○交通インフラの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。	○交通インフラの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・上水道の基幹管路の耐震適合率　29.5%（H26）　【再掲】
・上水道の重要給水施設への基幹管路の耐震適合率　35.8%（H26）【再掲】
・MIYAZAKI FREE Wi-Fi を活用してアクセスポイントを設置した市町村数　7 市町村（H27）【再掲】
・緊急輸送道路改良率　82.5%(H27)【再掲】
・地域高規格道路整備率　54.6%(H27)【再掲】
・緊急輸送道路要対策箇所整備率　53%(H27)【再掲】
・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策　87.4%(H27)【再掲】
・県内高速道路供用率　70%（H27）【再掲】
・林道の整備状況　2,619 km（H27）【再掲】
・市街地等の幹線道路の無電柱化率　3.1%（H27）【再掲】

２－７　医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
防災関係機関の連携強化【再掲】	○大規模災害時に迅速な救助・救急活動が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。	○被災者の救助をはじめ、支援物資の調達等が迅速に図られるよう、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州防災連絡会、ヘリコプターの運用調整、総合防災訓練等様々な機会を捉えて自衛隊をはじめとする国の関係機関との連携強化を図る。
支援の受入れ体制整備【再掲】	○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。県においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定している。今後は市町村においても国、県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。	○県外からの広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画を定めたところである。 ○今後は、計画をより具体化するため、県においてマニュアルを整備するとともに、市町村における県の実施計画を踏まえた受援計画の策定の促進を図り、防災訓練等を通じて、その実効性を高める。また、各種防災拠点の充実確保や県外からの多様な応援主体との連携円滑化等の観点から、県の実施計画が受援計画として一層効果的なものとなるよう見直しを進めていく。
信号機の停電対策【再掲】	○停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置の整備を更に推進する必要がある。（県内の信号機は約 2,400 基）	○沿岸地域の主要路線を中心として、停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置を継続的に増設する。
信号停止時の交通対策強化【再掲】	○可搬式発動発電機による信号機復旧訓練や手信号による交通整理訓練を随時実施しているが、大規模災害を見据えて発電機を増やす必要がある。 ○災害時に効率的な部隊運用をするために必要な無線機が不足していることから今後も整備していく必要がある。	○交通整理訓練の実施と併せ、信号機の可搬式発動発電機を継続的に増設し、沿岸署を中心に配備を進めるとともに、災害時に効率的な警察の部隊運用をするために必要な隊内系（全国系）無線機の配備を計画的に進める。
道路交通情報の把握【再掲】	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める。

沿道建築物の耐震化【再掲】	○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。	○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。
災害時の医療体制整備	○災害派遣医療チーム（DMAT）及び災害医療従事者の確保・技能維持を図る必要がある。 ○DMAT 活動終了以降に、各医療圏の医療救護活動全般の調整を行う災害医療コーディネーターの知識・技能を向上させる必要がある。 ○主に災害急性期以降における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム（JMAT）等の医療救護班との連携体制を構築する必要がある。 ○災害発生時には、広域災害救急医療情報システム（EMIS）での入力・情報共有を図るよう、医療施設等の関係機関を対象にした研修会等を実施する必要がある。	○災害派遣医療チーム（DMAT）の技能維持を図るため、隊員を対象にした技能維持研修への参加を呼びかけるとともに、災害医療コーディネータ向けの研修会を開催により。各医療圏の医療救護活動全般の調整を行うコーディネーターの知識・技能の向上を図る。 ○救護所・避難所等における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への医療支援を行う日本医師会災害医療チーム（JMAT）等の医療救護班との連携体制の構築を図る。 ○広域災害救急医療情報システム（EMIS）での入力・情報共有が図られるよう、市町村や医療施設の関係者を対象にした研修会を開催する。
	○災害時に専門的なこころのケアが円滑に行われるように災害派遣精神医療チーム（DPAT）整備、DPAT 構成員の研修を実施し、体制整備を推進していく必要がある。	○災害時に専門的なこころのケアが円滑に行われるよう、DPAT の整備と人材育成、派遣体制の整備を行う。
	○災害時医療の中核となる災害拠点病院の機能強化を図る必要がある。特に基幹・地域災害拠点病院となる県立病院については、ハード・ソフトの更なる整備を進める必要がある。	○県立宮崎病院においては、再整備の計画を進めており、ヘリポートの設置等の基幹災害拠点病院とのしての機能強化を図る計画である。
	○福祉分野における、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等のための災害福祉広域支援ネットワークの構築を検討する必要がある。	○福祉分野における、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等のための、福祉版ＤＭＡＴにあたる災害派遣福祉チームの創設など、関係機関・団体との広域的な応援協力体制を構築する。
ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営	○ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営等、大規模災害における広域医療搬送等を想定した体制の整備を図る必要がある。	○定期的なＤＭＡＴ隊員による会議に参加し災害医療体制の構築に向けた協議を行うとともに、総合防災訓練等により関係機関との連携強化を図る。
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【再掲】	○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。	○「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・市町村・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。

緊急輸送等のための交通インフラの確保【再掲】	○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 ○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。 ○高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。 ○物資輸送ルートを確実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。 ○緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道 219 号、国道 327 号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。 ○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006 箇所)を中心に落石防止網等の法面対策等を推進する。 ○緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。
	○緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁の確保を図る必要がある。	○細島港、宮崎港、油津港の３つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に１箇所、県央の宮崎港に２箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。
	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。 ○農道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。 ○農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。
市街地等の幹線道路の無電柱化【再掲】	○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。	○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関都連携して幹線道路の無電柱化を推進する。
防災対策の推進	○緊急輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。	○緊急輸送ルートを確実に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・信号機自起動型発動発電機 79 基(H27)
・信号機電池式発電機 11 基(H27)
・信号機ハイブリッド型発電機 13 基(H27)
・信号機可搬式発動発電機 42 基(H27)
・災害拠点病院の耐震化率　91％（H27）【再掲】
・DPAT（先遣隊）登録数　2 チーム（H27）
・緊急輸送道路改良率　82.5％(H27)【再掲】
・地域高規格道路整備率　　54.6％(H27)（H30）【再掲】
・緊急輸送道路要対策箇所整備率　53％(H27)【再掲】
・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策　87.4%(H27)【再掲】
・県内高速道路供用率　70％（H27）【再掲】
・港湾の耐震岸壁整備　3 バース(H27)　【再掲】
・林道の整備状況　2,610 km（H26）【再掲】
・市街地等の幹線道路の無電柱化率　3.1％（H27）【再掲】

２－８　被災地における疫病・感染症等の大規模発生

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
広域火葬体制の構築	○大規模災害により、被災市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあることから、近隣県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する必要がある。	○大規模災害により、被災市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあることから、県内及び近隣県の火葬場を活用した広域火葬を実施するため、連絡担当部局や火葬場情報の把握、要請・応援に係る手順等を定めた計画策定及び体制構築を推進する。
下水道施設の災害対策	○下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道ＢＣＰに基づく防災訓練を実施する必要がある。	○下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道ＢＣＰに基づく防災訓練の実施を促進する。
被災地における感染症予防･衛生対策	○避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する必要がある。	○避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する。

	○消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように市町村との連携を強化する必要がある。	○消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように市町村との連携を強化する。
集落排水施設の機能保全	○農業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断未実施箇所については実施を促進していく必要がある。 ○漁業集落排水施設の老朽化対策の更なる拡大を図るため、機能診断の早急な実施が必要である。	○農業集落排水県内６０施設のうち機能診断実施済みは１４施設であるが、未実施箇所の実施を促進するため、国庫補助事業を活用し、機能診断の実施を促進していく。

＜業績評価指標＞
・下水道施設の耐震・耐津波対策に着手した市町村　12 市町村　［全 17 市町村］(H27)
・下水道 BCP を策定した市町村　15 市町村　［全 17 市町村](H27)
・下水処理場（管理棟）の耐震化率　75％(H27)
・重要な管路の耐震化率　26.7％(H27)
・予防接種法に基づく予防接種麻しん･風しんワクチンの接種率　第１期 93%、第２期 93.１％（H26）
・感染症法に基づく消毒等事業実施自治体：なし（H27）
・農業集落排水施設の機能診断実施率　23.3％(H27)
・漁業集落排水施設の機能診断の実施率 0%（H27）

３－１　矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
警察施設の耐震化【再掲】	○警察署の耐震化は、平成３０年１月にえびの警察署の新庁舎が完成することで全て完了するが、今後は、地域の交番、駐在所等の耐震化を推進する必要がある。	○交番・駐在所の耐震化を進めるため、構造の区分等を基に計画的に更新整備しており、特に、昭和５６年以前に建築された施設を随時建て替える。
被収容者の逃亡等を想定した訓練の実施	○被留置者を留置する警察署では、大規模災害を想定した被収容者の一時避難場所への避難訓練や被収容者の逃亡を想定した訓練を実施しているが、今後も継続して実施する必要がある。 ○宮崎刑務所、少年鑑別所については、管轄警察署と連携し被収容者逃走時の対応訓練を実施しているが、被収容者単独の逃走事案を想定した訓練であるので、災害による多数の被収容者の逃走を想定した訓練等を検討する必要がある。	○留置施設を開設している警察署（常設署８署、委託署１署）は、大規模災害を想定した被留置者の一時避難場所への避難訓練や被留置者の逃走事案を想定した訓練を定期異動後、速やかに年１回以上実施しており、今後も継続して訓練を行う。 ○宮崎刑務所、少年鑑別所、検察庁、裁判所については、県警本部、管下警察署と連携し被疑者等の逃走時の対応について図上訓練を実施しているが、災害を想定した避難措置及び逃走事案を想定した訓練等を関係機関と協議検討する。

信号機の停電対策【再掲】	○停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置の整備を更に推進する必要がある。（県内の信号機は約 2,400 基）	○沿岸地域の主要路線を中心として、停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置を継続的に増設する。
信号停止時の交通対策強化【再掲】	○可搬式発動発電機による信号機復旧訓練や手信号による交通整理訓練を随時実施しているが、大規模災害を見据えて発電機を増やす必要がある。 ○災害時に効率的な部隊運用をするために必要な無線機が不足していることから今後も整備していく必要がある。	○交通整理訓練の実施と併せ、信号機の可搬式発動発電機を継続的に増設し、沿岸署を中心に配備を進めるとともに、災害時に効率的な警察の部隊運用をするために必要な隊内系（全国系）無線機の配備を計画的に進める。
＜業績評価指標＞ ・信号機自起動型発動発電機 79 基(H27)【再掲】 ・信号機電池式発電機 11 基(H27)【再掲】 ・信号機ハイブリッド型発電機 13 基(H27)【再掲】		

３－２　信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
信号機の停電対策【再掲】	○停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置の整備を更に推進する必要がある。（県内の信号機は約 2,400 基）	○沿岸地域の主要路線を中心として、停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置を継続的に増設する。
信号停止時の交通対策強化【再掲】	○可搬式発動発電機による信号機復旧訓練や手信号による交通整理訓練を随時実施しているが、大規模災害を見据えて発電機を増やす必要がある。 ○災害時に効率的な部隊運用をするために必要な無線機が不足していることから今後も整備していく必要がある。	○交通整理訓練の実施と併せ、信号機の可搬式発動発電機を継続的に増設し、沿岸署を中心に配備を進めるとともに、災害時に効率的な警察の部隊運用をするために必要な隊内系（全国系）無線機の配備を計画的に進める。
道路交通情報の把握【再掲】	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察が収集する情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討するとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。

＜業績評価指標＞
・信号機自起動型発動発電機 79 基(H27)【再掲】
・信号機電池式発電機 11 基(H27)【再掲】
・信号機ハイブリッド型発電機 13 基(H27)【再掲】
・信号機可搬式発動発電機 42 基(H27)【再掲】

３－３　県・市町村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
防災拠点となる県･市町村施設の耐震化等	○大規模災害時、県本庁舎は防災拠点として、県災害対策本部が設置されるとともに、国・自衛隊・消防等の関係諸機関と連携しながら災害応急対策が実施されるため、庁舎の十分な耐震性や関係諸機関が活動できる十分なスペース等を確保する必要がある。 ○防災拠点となる庁舎の耐震化、津波・洪水対策、代替拠点の確保対策を推進する必要がある。	○現在の県庁舎は耐震性能の不足等から防災拠点としての機能を十分に果たし得ない恐れがあるため、大規模災害時に県民の生命や財産を守る司令塔として、十分な耐震性を有し、災害応急対策や復旧・復興対策を円滑に実施できる防災拠点庁舎の整備を推進する。 ○防災拠点となる庁舎の耐震化、津波・洪水対策、代替拠点の確保対策を推進する。
宮崎県業務継続計画（ＢＣＰ）の推進	○平成 24 年度に策定した県業務継続計画（ＢＣＰ)について、見直し等を行いより充実した計画にするとともに、県庁舎の建具飛散防止をはじめ、ライフライン供給システムの多重化を図るなど、非常時の初動期における行政機能の維持を図る必要がある。 ○市町村においてもＢＣＰの策定を促進する必要がある。	○平成 24 年度に策定した県業務継続計画（ＢＣＰ)について、毎年度、適切な進行管理や訓練の実施、内容の見直し等を行いながら、より充実した計画になるようバージョンアップを図る。また、県庁舎の建具飛散防止をはじめ、電力や上下水道等のライフラインが確保できるよう供給システムの多重化を図るなどの必要な対策を推進していくことにより、非常時の初動期における行政機能の維持を図る。
ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）の推進	○情報システムの大規模自然災害対策を促進するとともに、被災時の復旧に係る訓練等を実施することにより、ICT-BCP の有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む必要がある。	○東日本大震災や熊本地震の被災状況等を教訓として、情報システムの大規模自然災害対策を促進する。また、被災時の人員体制の整備や復旧に係る訓練の実施により、ICT-BCP の有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む。
総合防災情報ネットワークの整備【再掲】	○民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを設備してるが、大規模災害においても機	○民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを整備し平成９年度から運用しているが、設備の老朽

	能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。	化や防災行政無線のデジタル化が必要であることから、信頼性の向上及び機能強化を図るため最新技術や宮崎情報ハイウェイ２１を活用したシステム整備を行った。今後は、職員が災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。 ○国、電気通信事業者の協力を得て電源車や衛星携帯電話の貸し出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、密な関係作りを推進する。 ○東日本大震災では、非常用電源の燃料枯渇が大きな問題となったため、使用可能時間を踏まえた燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的確保を推進する。
県職員の災害対応能力の向上	○大規模災害時に円滑な災害対応や県民生活の安定化確保等を図るためには、防災担当職員はもとより、全ての職員の危機管理意識や災害対応能力を身につけておく必要がある。	○大規模災害時の円滑な応急活動のための職員行動要領の充実を図ると共に、様々な防災関連の研修、セミナー等への積極的な参加や総合防災訓練等を通して防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。
県災害対策本部体制の充実・強化	○大規模災害時に、被災や交通の麻痺等により職員が登庁できず、必要な体制が構築できないことも想定し、職員の参集体制の検討や災害対策要員の確保について検討する必要がある。 ○災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器やシステムの整備が必要である。	○大規模地震の発生等を想定した場合、災害対策本部要員が登庁できず、また、災害が長期化した場合に必要な体制が維持できないなどの問題が生じる恐れがあることから、災害発生後速やかに職員を参集するため、県本庁近隣居住職員の活用を行うとともに、本部体制の中長期的な維持のために、危機管理局のＯＢ職員の活用を行い、災害対策本部機能の充実を図る。また、平成１８年５月から実施している２４時間災害監視体制も引き続き継続していく。 ○災害対策支援情報システムの確実な運用や市町村への情報連絡員の派遣など、被災市町村等の情報を迅速かつ確実に収集するとともに、災害対策本部における情報共有・分析、受援調整、広報機能を強化することにより、これを的確に整理・分析し、応急対策に生かすための体制整備を図る。 ○災害時に市町村･関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、防災拠点庁舎の建設を見据えた災害対策本部内や市町村、国及び関係機関が有する情報を共有するための新たな情報共有システム整備等の検討を進める。 ○「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画の運用に対応した災害対策本部組織の見直しを行うとともに、地方支部の役割・機能を検証し、支部レベルでの訓練の実施や資機材の整備等により地方支部の災害対応力を高める。 ○大規模災害時に市町村等が行う災害応急・復旧活動を支援する県職員の応援派遣制度について検討を進める。

市町村の防災体制の充実・強化	○市町村は、基礎的な自治体として、市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災対策を実施する責務があることから、災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう対策を促進する必要がある。	○市町村の首長や職員を対象とした研修、総合防災訓練等により初動体制の確立および防災関係機関や住民等との連携強化を促進します。 ○災害時において優先的に実施すべき業務を整理し、これらの業務に必要となる人員や資機材等を明らかにし、計画に沿った備えを行っておくことが重要であることから、研修会の開催等により、市町村における業務継続計画（ＢＣＰ)の策定を促進する。 ○市町村庁舎について、災害発生時にもその機能が損なわれないよう、防災拠点の耐震化や津波浸水エリア内にある市町庁舎等の津波対策や代替拠点の確保等を促進する。 ○市町村において、平時から、被災後発生すると想定される業務の整理・確認や職員への研修、訓練を通じて災害対応力を強化するとともに、業務内容のフロー図等によるマニュアル化を行い、外部からの受援が円滑に行われるよう、県として助言・支援する。
消防施設における非常用電源設備等の整備	大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な消防無線を使用するために、庁舎や中継局の非常用電源設備等について整備が必要である。	通信回線の冗長化の状況及び非常用発電設備の有無、運転可能時間、燃料の供給状況を確認し、災害に対応できる必要な措置を講じる。
防災関係機関の連携強化【再掲】	○大規模災害時において行政機能が著しく低下した場合を想定し、関係機関との連携強化や民間との応援協定の締結等により、県全体として災害対応能力を維持するための方策を検討する必要がある。	○大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。
自治体間の応援体制の構築　【再掲】	○南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、県内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、県や市町村では通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、国からの支援に加え、九州各県においては、九州・山口９県災害時応援協定等を、市町村間では相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要である。	○九州における広域応援体制としては、九州地方知事会において、熊本地震の検証を踏まえながら、大規模災害発生時の相互協力体制の整備充実を図るとともに、国の地方支分部局や電力や通信などのライフライン関係機関と連携した防災訓練等を通じて支援・受援側双方の対応能力を高める。 ○また県内市町村の応援体制については、市町村相互応援協定を踏まえた支援を実施することとしており、県南においては、「宮崎県南部地域大規模災害対策連絡推進協議会」を発足し、連携体制の検討を進めており、今後は県内の他地域における体制のあり方等を含め、県等を進める。

支援の受入れ体制整備【再掲】	○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。県においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定している。今後は市町村においても国、県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。	○県外からの広域応援部隊等の人的支援や食料等の物的支援を円滑に受入れるため、県では国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画を定めたところである。 今後は、計画をより具体化するため、県においてマニュアルを整備するとともに、市町村における県の実施計画を踏まえた受援計画の策定の促進を図り、防災訓練等を通じて、その実効性を高める。また、各種防災拠点の充実確保や県外からの多様な応援主体との連携円滑化等の観点から、県の実施計画が受援計画として一層効果的なものとなるよう見直しを進めていく。
学校施設の耐震化【再掲】	○県立学校の耐震化率は100%であるが、災害時には避難所等にも利用されることから、吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。また、市町村立学校、私立学校についても耐震化率が100%に至っていないことから、引き続き耐震化を促進する必要がある。	○避難所の確保及び余震等による避難者の安全確保のため、避難所に指定されている県立学校における吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進するとともに、避難所として指定されている公立小中学校及び私立学校においても耐震化等が早期に完了するよう助言を行う。
県庁舎等における再生可能エネルギーの導入【再掲】	○エネルギー供給源の多様化のため、防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を促進する必要がある。	○庁舎や学校、避難誘導道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点に、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の設備を導入することにより、大規模災害時等に備えた災害に強い地域づくりを推進する。
防災対策の推進	○行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、洪水・津波・高潮対策等を着実に推進する必要がある。	○行政機関の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、洪水・津波・高潮対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・防災拠点となる公共施設の耐震化率　85.7%（H26）
・警察署の耐震化率　92.3%(H27)
・消防施設の耐震化率　87.7%（H27）
・県立学校の耐震化率　100%（H25）　【再掲】
・公立小中学校耐震化率　99.6%（H28）　【再掲】
・私立学校(小・中・高校)の耐震化率　85.9%(H28)　【再掲】
・再生可能エネルギー供給量　814,290kW（H27）【再掲】
　太陽光発電：717,109kW　バイオマス発電：90,221kW　小水力発電：6,960kW

４－１　電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
総合防災情報ネットワークの整備【再掲】	○民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを設備してるが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。	○民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを整備し平成９年度から運用しているが、設備の老朽化や防災行政無線のデジタル化が必要であることから、信頼性の向上及び機能強化を図るため最新技術や宮崎情報ハイウェイ２１を活用したシステム整備を行った。今後は、職員が災害活動時に使用するの衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。 ○国、電気通信事業者の協力を得て電源車や衛星携帯電話の貸し出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、密な関係を作りを推進する。 ○東日本大震災では、非常用電源の燃料枯渇が大きな問題となったため、使用可能時間を踏まえた燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的確保を推進する。
ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）の推進【再掲】	○情報システムの大規模自然災害対策を促進するとともに、被災時の復旧に係る訓練等を実施することにより、ICT-BCP の有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む必要がある。	○東日本大震災や熊本地震の被災状況等を教訓として、情報システムの大規模自然災害対策を促進する。また、被災時の人員体制の整備や復旧に係る訓練の実施により、ICT-BCP の有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む。
警察通信機能の強化	○通信指令課機械室内にＣＶＣＦ（無停電源装置）を設置したことにより、本部庁舎への電力供給が遮断したとしても、通信指令システムの運用を可能とした。また、１１０番通報用電話回線に障害が発生した場合には、通信事業者において、１１０番通報を発生地を管轄する警察署に迂回着信させるとともに、警察署に多数の１１０番通報が入電した場合には、１１０番通報に係る情報の収集集約を可能とするシステムを平成 28 年３月に構築した。 ○警察施設の非常用電源対策は進んでいるが、津波による浸水を想定し、警察施設の発動発電機の上層階移設を完了させる必要がある。	○警ら用無線自動車等に搭載されたカーロケーター車載端末の中には、取り外して署端末として 110 番通報の事案入力が可能なものがあることから、各署に対して同機能の取扱いを教養し、災害発生時の効果的活用を図る。 ○津波浸水が想定される警察署については、発電機等の嵩上げを行うとともに、地下タンクからの燃料供給ルートが浸水に無防備であることから、津波から燃料を保護する対策を平成２６年度までに行ったところであるが、今後、想定される新たな停電対策について順次整備を図る。

沿道建築物の耐震化【再掲】	○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。	○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。
優先供給施設への燃料供給	○南海トラフ地震等の大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき石油連盟や県石油商業組合と協定を締結している。今後、供給手順等についてマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。	○国及び県の燃料供給計画や協定に基づく供給が円滑に進むようにマニュアルを整備するとともに毎年度、優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進する。
情報インフラの確保対策	○社会経済システムが機能不全に陥らないためには、情報通信業と各産業との間には複雑な相互依存関係が存在しているおり、そのような相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性を評価する必要がある。	○社会経済システムが機能不全に陥らないためには、情報通信業と各産業との間には複雑な相互依存関係が存在しており、そのような相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性の評価の検討を進める。
	○情報通信の効果的・効率的な復旧のために、電気通信事業者との連携を図る応急活動体制の整備を「通信に関する関係者連絡会」により進めているが、電気通信事業者との相互認識共有及び情報・意見交換が必要である。	○国、市町村、関係事業者との連携を強化し、あらゆるメディアを駆使して災害情報が一人ひとりに伝わる仕組みを構築する。また、Ｌアラートの普及とライフライン情報の拡大等発信情報の品質向上や情報の更なる利活用に向けた取り組みを推進する。
宮崎情報ハイウェイ 21 の適切な運営・管理	○「宮崎情報ハイウェイ２１」については、冗長性や迂回経路の確保等、一定の耐災害性が確保されているところではあるが、被災想定箇所における光ファイバ架空区間の耐災害性やアクセスポイントのあり方など、さらに検討していく必要がある。また、次期情報通信基盤のあり方に関する調査研究を進める必要がある。	○「宮崎情報ハイウェイ２１」について、被災想定箇所における光ファイバ区間の地中化やバックアップ回線の確保、拠点施設や機器の多重化、アクセスポイントの強化等、費用や効果等を比較・検討しながら、耐災害性の強化を着実に進めていく。
防災拠点における無線 LAN 環境整備	○県・市町村庁舎等の防災拠点において、災害時に必要な情報を入手できるよう無線 LAN 環境の整備を検討する必要がある。	○県・市町村庁舎等の防災拠点において、災害時にスマートフォンやタブレット等で必要な情報を入手できるよう無線 LAN 環境の整備を検討する。
電力事業者における災害対策	○電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。	○電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。

重要幹線における橋梁設備の地震･津波対策	○緊急輸送道路に関連する橋梁設備について、耐震・津波対策を推進することにより、災害時の交通の確保に加え、橋梁に施設されている水道管、光ケーブル等の途絶を防止する必要がある。	○緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。
市街地等の幹線道路の無電柱化【再掲】	○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。	○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関都連携して幹線道路の無電柱化を推進する。
防災対策の推進	○電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。	○電力等の長期供給停止を発生させないように、洪水・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に進める。
＜業績評価指標＞ ・市街地等の幹線道路の無電柱化率　3.1%（H27）【再掲】		

４－２　テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
災害情報伝達手段の多様化	○停電や停波によりテレビ・ラジオからの情報が得られないといった事態に備えて、SNS などを活用して速やかに災害情報を発信できる体制を整える必要がある。 ○市町村における防災行政無線等の整備、災害情報共有システム（L アラート）を活用した災害情報の提供により、住民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を確実に推進する必要がある。 ○県民への災害情報提供のために整備している「防災・防犯メールサービス」の登録者数の増加を図る必要がある。	○県ホームページや県ツイッター、県フェイスブックを活用して速やかに災害・緊急情報を発信できる体制を整えるために、担当者以外の職員についても情報発信手順を習得する。 ○災害情報を時間、地域によらず県民や観光客等に確実に伝達するために、同報系の防災行政無線や戸別受信機の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT)、携帯電話、テレビ・ラジオ、ＣＡＴＶ、防災ラジオ等様々な伝達手段を確保する。また、防災・防犯メールサービスへの登録など、県民等へ情報伝達手段の周知・啓発を推進する。

自主防災組織等の活性化推進【再掲】	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進める。とともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 ○地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するともに、市町村やＮＰＯ法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
優先供給施設への燃料供給【再掲】	○南海トラフ地震等の大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき石油連盟や県石油商業組合と協定を締結している。今後、供給手順等についてマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。	○国及び県の燃料供給計画や協定に基づく供給が円滑に進むようにマニュアルを整備するとともに毎年度、優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進する。
放送事業者･通信事業者における災害対策	○放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。	○放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携の強化を図る。

＜業績評価指標＞
・県広報ソーシャルメディア閲覧件数　11,221 件（H26）【再掲】
・災害情報共有システム（L アラート）を導入した市町村数　26 市町村（H26）　【再掲】
・防災・防犯情報メール加入者数　28,796（H27）【再掲】
・自主防災組織活動カバー率　82.3%（H27）【再掲】
・防災士数　3,160 人（H28）【再掲】

５－１　サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下や金融サービス機能等の停止による県内経済の停滞		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
企業防災の促進【再掲】	○専門家派遣やセミナー開催による企業のＢＣＰ作成支援の取組を充実させ、企業のＢＣＰ策定を促進する必要がある。 ○ＢＣＰに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。	○周知のためのＢＣＰ策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のＢＣＰ策定の促進を図る。 ○県内中小企業者の防災対策を促進するため、県中小企業融資制度の活用を通じて、ＢＣＰに基づく施設整備や耐震改修を行う中小企業者に対する金融支援を行う。
	○企業等が地域の一員として平常時から自治体や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。 ○南海トラフ地震が発生した場合、不特定多数の人が出入りする施設や危険物を取り扱う施設等については被害が拡大するのを防ぐため南海トラフ地震防災対策推進地域内にあるこれらの施設については地震防災対策計画の策定を促進する必要がある。	○企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制の強化を図るとともに、積極的に社会貢献するよう啓発を推進する。 ○「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定を踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進地域（南海トラフ地震により震度６弱以上が想定される地域等をいう。宮崎県では全市町村が該当する。）」における対策計画を未策定の企業に対しては所管機関と連携して作成を促進する。
中小企業への金融支援	○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について事前にシミュレーションをしておく必要がある。	○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。
高速道路のミッシングリンクの早期解消	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。

港湾の防災対策の推進	○耐震強化岸壁（緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁整備）及び臨港道路における緊急輸送路の確保を図る必要がある。 ○重要港湾で策定している港湾管理者行動計画（港湾ＢＣＰ）に基づき、大規模災害時の岸壁、航路、臨港道路等の港湾施設の啓開を行い、港湾における応急復旧活動を行う必要がある。	○細島港、宮崎港、油津港の３つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に１箇所、県央の宮崎港に２箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。 ○港湾ＢＣＰに基づき、港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練を継続的に実施していく。
防災対策の推進	○企業の被災及びサプライチェーンの寸断等を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。	○企業の被災及びサプライチェーンの寸断等を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・商工会議所・商工会 BCP 策定率　4.3%（H27）【再掲】
・南海トラフ地震防災対策推進地域における対策計画作成率 74.5%（H27）
・県内高速道路供用率　70%（H27）【再掲】
・重要港湾の耐震岸壁整備　3 バース(H27)【再掲】
・重要港湾における港湾 BCP 策定率　100%（H25）【再掲】

５－２　社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
企業防災の促進【再掲】	○専門家派遣やセミナー開催による企業のＢＣＰ作成支援の取組を充実させ、企業のＢＣＰ策定を促進する必要がある。 ○ＢＣＰに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。 ○工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。	○周知のためのＢＣＰ策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のＢＣＰ策定の促進を図る。 ○県内中小企業者の防災対策を促進するため、県中小企業融資制度の活用を通じて、ＢＣＰに基づく施設整備や耐震改修を行う中小企業者に対する金融支援を行う。
自立･分散型エネルーの導入促進【再掲】	○エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス、小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。	○地域内で独自のエネルギーを確保することは、防災の面において重要な役割を担うため、地域等における新エネルギーの共同利用システム等について、家庭や事業者の団地等への導入を促進する。
優先供給施設への燃料供給【再掲】	○南海トラフ地震等の大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき石油連盟や県石油商業組合と協定を締結している。今後、供給手順等についてマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。	○国及び県の燃料供給計画や協定に基づく供給が円滑に進むようにマニュアルを整備するとともに毎年度、優先供給施設の情報更新を行い関係機関との情報共有を推進する。
高速道路のミッシングリンクの早期解消【再掲】	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。
防災対策の推進	○エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを確実に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。	○エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを確実に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・商工会議所・商工会ＢＣＰ策定率　4.3%（H27）【再掲】
・再生可能エネルギー供給量　814,290kW（H27）【再掲】
　太陽光発電：717,109kW　バイオマス発電：90,221kW　小水力発電：6,960kW
・県内高速道路供用率　70%（H27）【再掲】

５－３　重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
防災関係機関の連携強化【再掲】	○施設によっては、火災、煙、有害物質等の流出により、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関とのの連携強化や災害対応能力を高める必要がある。	○大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。
消防力の充実･強化【再掲】	○消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を進めているが、引き続き消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。	○消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合等による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保など市町村の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育･訓練を実施するなど消防力の充実･強化に努める。
企業防災の促進【再掲】	○専門家派遣やセミナー開催による企業のＢＣＰ作成支援の取組を充実させ、企業のＢＣＰ策定を促進する必要がある。 ○ＢＣＰに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。	○周知のためのＢＣＰ策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のＢＣＰ策定の促進を図る。 ○県内中小企業者の防災対策を促進するため、県中小企業融資制度の活用を通じて、ＢＣＰに基づく施設整備や耐震改修を行う中小企業者に対する金融支援を行う。
	○企業等が地域の一員として平常時から自治体や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。 ○南海トラフ地震防災対策特別地域における対策計画の策定を促進する必要がある。	○企業等が、平常時から、地方公共団体の防災部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連携体制の強化を図るとともに、積極的に社会貢献するよう啓発を推進する。 ○「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の制定を踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進地域（南海トラフ地震により震度６弱以上が想定される地域等をいう。宮崎県では全市町村が該当する。）」における対策計画の策定を促進する。
危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等	○地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。	○消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、県内消防本部や関係保安団体と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。
基幹的農業水利施設の長寿命化	○基幹的農業水利施設の長寿命化計画の策定や耐震化などハード対策を進める必要がある。	○県営造成施設の長寿命化計画に基づき、ハード対策に取り組む。

農地農業用施設の保全	○県土の全域がシラスなどの特殊土壌に覆われ、豪雨などにより浸食を受けやすいため、農地の浸食防止を目的とした排水路整備を進めるとともに、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する必要がある。	○シラスなどの特殊土壌に覆われた農地の豪雨による浸食防止を目的とした排水路整備を進める。また、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する。
農業用ため池等の防災対策【再掲】	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。 ○農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を進める必要がある。	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。 ○農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施する。
港湾の防災対策の推進【再掲】	○耐震強化岸壁（緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁整備）及び臨港道路における緊急輸送路の確保を図る必要がある。 ○重要港湾で策定している港湾管理者行動計画（港湾ＢＣＰ）に基づき、大規模災害時の岸壁、航路、臨港道路等の港湾施設の啓開を行い、港湾における応急復旧活動を行う必要がある。	○細島港、宮崎港、油津港の３つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に１箇所、県央の宮崎港に２箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。 ○港湾ＢＣＰに基づき、港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練を継続的に実施していく。
漁港の防災対策	○漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の復旧期間の短縮や経費の縮減を図る必要がある。	○外郭・係留施設の耐震・耐津波診断に基づき、耐震・耐波・粘り強い構造対策を実施する。
防災対策の推進	○産業施設及び周辺の道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。	○産業施設及び周辺の道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・消防職員数　1,618 名（H27）【再掲】
・消防団員数　14,829 名（H27）【再掲】
・商工会議所・商工会ＢＣＰ策定率　4.3%（H27）【再掲】
・南海トラフ地震防災対策推進地域にける対策計画作成率 74.5%（H27）【再掲】
・県営造成施設の長寿命化計画の策定　99 箇所（H27）
・ため池の整備数 175 箇所(H27)【再掲】
・ため池の耐震性点検の実施　89 箇所(H27)　【再掲】
・ため池ハザードマップ作成済　89 箇所(H27)　【再掲】
・農業用防災ダムの耐震性点検の実施　1 箇所（H26）【再掲】
・重要港湾の耐震岸壁整備　3 バース(H27)　【再掲】
・重要港湾における港湾 BCP 策定率　100%（H25）【再掲】
・拠点漁港の機能強化事業着手率　80%(H27)

５－４　広域交通ネットワークが分断する等、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
沿道建築物の耐震化【再掲】	○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。	○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。
東九州新幹線の整備計画路線への格上げ	○広域交通の代替性を確保するためにも、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取組を強化する必要がある。	○広域交通の代替性を確保するため、九州知事会や関係県等と連携を図りながら、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを国に働きかける。
主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進【再掲】	○大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。	○大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける。

高速道路のミッシングリンクの早期解消【再掲】	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。
緊急輸送等のための交通インフラの確保【再掲】	○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 ○高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。 ○広域交通ネットワークを確保するため、特に緊急輸送道路に架かる特殊橋の耐震補強を確実に推進する必要がある。	○緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道 219 号、国道 327 号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。 ○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006 箇所)を中心に落石防止網等の法面対策等を推進する。 ○緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。
港湾の防災対策の推進【再掲】	○耐震強化岸壁（緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁整備）及び臨港道路における緊急輸送路の確保を図る必要がある。 ○県内の重要港湾３港においては、港湾管理者行動計画（港湾ＢＣＰ）を策定済みである。今後は、計画に基づき大規模災害時の岸壁、航路、臨港道路等の港湾施設の啓開を行い、港湾における応急復旧活動の実効性を高めていく必要がある。	○細島港、宮崎港、油津港の３つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に１箇所、県央の宮崎港に２箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。 ○港湾ＢＣＰに基づき、港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練を継続的に実施していく。
防災対策の推進	○基幹交通ネットワークの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める必要がある。	○基幹交通ネットワークの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・県内高速道路供用率　70%（H27）【再掲】
・緊急輸送道路改良率　82.5%(H27)【再掲】
・地域高規格道路整備率　54.6%(H27)【再掲】
・緊急輸送道路要対策箇所整備率　53%(H27)【再掲】
・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策　87.4%(H27)【再掲】
・重要港湾の耐震岸壁整備　3バース(H27)　【再掲】
・重要港湾における港湾 BCP 策定率　100%（H25）

５－５　食糧等の安定供給の停滞		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
食品事業者等との連携強化	○災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、県、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等における連携・協力体制について検討する必要がある。	○災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、県、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等における連携・協力体制やサプライチェーンに係る企業連係型のＢＣＰについて検討を進める。
企業防災の促進【再掲】	○専門家派遣やセミナー開催による企業のＢＣＰ作成支援の取組を充実させ、企業のＢＣＰ策定を促進する必要がある。 ○工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。	○周知のためのＢＣＰ策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のＢＣＰ策定の促進を図る。
	○ＢＣＰに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。	○県内中小企業者の防災対策を促進するため、県中小企業融資制度の活用を通じて、ＢＣＰに基づく施設整備や耐震改修を行う中小企業者に対する金融支援を行う。
高速道路のミッシングリンクの早期解消【再掲】	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。
緊急輸送等のための交通インフラの確保【再掲】	○高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。 ○物資輸送ルートを確実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。	○緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道 219 号、国道 327 号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。 ○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006 箇所)を中心に落石防止網等の法面対策等を推進する。 ○緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。
輸送ルートの確保【再掲】	○緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁の確保を図る必要がある。	○細島港、宮崎港、油津港の３つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に１箇所、県央の宮崎港に２箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。こ

		のため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。
	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。 ○農道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。 ○農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。
漁港の防災対策【再掲】	○漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の早期復旧を図り水産物供給機能を回復する必要がある。	○外郭・係留施設の耐震・耐津波診断に基づき、耐震・耐波・粘り強い構造対策を実施する。
基幹的農業水利施設の長寿命化【再掲】	○基幹的農業水利施設の長寿命化計画の策定や耐震化などハード対策の推進を進める必要がある。	○県営造成施設の長寿命化計画に基づき、ハード対策に取り組む。
農地農業用施設の保全【再掲】	○県土の全域がシラスなどの特殊土壌に覆われ、豪雨などにより浸食を受けやすいため、農地の浸食防止を目的とした排水路整備を進めるとともに、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する必要がある。	○シラスなどの特殊土壌に覆われた農地の豪雨による浸食防止を目的とした排水路整備を進める。また、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する。
農業用ため池等の防災対策【再掲】	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。 ○農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を進める必要がある。	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。 ○農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施する。
防災対策の推進	○食料等の供給ルートを確実に確保するため、道路等の地震・津波・水害対策等を着実に進める必要がある。	○食料等の供給ルートを確実に確保するため、道路等の地震・津波・水害対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・商工会議所・商工会ＢＣＰ策定率　4.3%（H27）【再掲】
・県内高速道路供用率　70%（H27）【再掲】
・緊急輸送道路改良率　82.5%(H27)【再掲】
・地域高規格道路整備率　54.6%(H27)【再掲】
・緊急輸送道路要対策箇所整備率　53%(H27)【再掲】
・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策　87.4%(H27)【再掲】
・重要港湾の耐震岸壁整備　3バース(H27)【再掲】
・林道の整備状況　2,619km（H27）【再掲】
・拠点漁港の機能強化事業着手率　80%(H28)【再掲】
・県営造成施設の長寿命化計画の策定　99箇所（H27）【再掲】
・ため池の整備数175箇所(H27)【再掲】
・ため池の耐震性点検の実施　89箇所（H27）【再掲】
・ため池ハザードマップ作成済　89箇所（H27）【再掲】
・農業用防災ダムの耐震性点検の実施　1箇所（H26）【再掲】

６－１　電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や燃料、ＬＰガスサプライチェーンの機能停止		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
企業防災の促進【再掲】	○専門家派遣やセミナー開催による企業のＢＣＰ作成支援の取組を充実させ、企業のＢＣＰ策定を促進する必要がある。 ○工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保等を推進する必要がある。	○周知のためのＢＣＰ策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のＢＣＰ策定の促進を図る。
自立･分散型エネルギーの導入促進【再掲】	○エネルギー供給源の多様化のため、太陽光、バイオマス、小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。	○エネルギー供給源の多様化のため、本県の強みである、太陽光、バイオマス、小水力等のエネルギーの導入を促進する。 ○エネルギー供給源の多様化を促進するため、再生可能エネルギー発電事業に取り組む中小企業者等に対して、県中小企業融資制度の活用を通じた金融支援を行う。

企業局の電気事業における各設備の地震対策	○発電設備、送配電設備、建屋については耐震化を終了している。今後は放流ゲート等のダム設備や取付道路の橋梁について耐震性を照査し、必要に応じ耐震化を進めていく必要がある。 ○災害発生時に備え、民間の電気事業者とも連携し、設備の強化を図る必要がある。	○放流ゲート等ダム設備及び取付道路橋梁について早期に耐性評価を行い、照査結果により耐震化補強が必要な箇所から順次整備を推進する。
優先供給施設への燃料供給【再掲】	○災害時に燃料供給が混乱することが予想されることから、重要施設への燃料供給が図られるよう、燃料事業者等と平時から対象施設等について情報共有するとともに、供給体制の検討を行う必要がある。	○災害時に燃料供給が混乱することが予想されることから、重要施設への燃料供給が図られるよう、燃料事業者等と平時から対象施設等について情報共有するとともに、供給体制の検討を行う。
電力供給ネットワーク等の早期の機能回復	○南海トラフ地震等の大規模災害時には、エネルギーネットワークの機能が停止することが予想されることから、これらの施設の復旧が円滑に進むように国と連携しながら通行可能な道路等の情報提供を行い支援を行う必要がある。	○国と連携しながら関係機関との情報共有を推進し早期の復旧を支援する。
高速道路のミッシングリンクの早期解消【再掲】	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。（高速）
防災対策の推進	○エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを確実に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。	○エネルギー供給施設の被災を防ぎ燃料供給ルートを確実に確保するため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・商工会議所・商工会ＢＣＰ策定率　4.3%（H27）【再掲】
・再生可能エネルギー供給量　814,290kW（H27）【再掲】
　　太陽光発電：717,109kW　バイオマス発電：90,221kW　小水力発電：6,960kW
・県内高速道路供用率　70%（H27）【再掲】

６－２　上水道・工業用水等の長期間にわたる供給停止

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
上水道施設等の耐震化推進【再掲】	○上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約３割程度にとどまっており更なる耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。	○上水道施設の耐震化及び老朽化対策が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は約３割程度にとどまっている。耐震化推進のために、水道事業者にアセットマネジメントの実施や、公共施設、避難所や医療機関等の重要給水施設への管路を優先して耐震化を進めるよう、国の交付金制度の活用等も含め計画的な施設整備について指導するとともに、大規模災害時に速やかに復旧するために防災訓練の実施を促進する。
工業用水道事業における地震対策	○主要設備については耐震化を終了している。その他については、今後耐震性を照査し、必要に応じ耐震化を進めていく必要がある。 ○大規模な災害発生時に、独力での工業用水道の復旧が出来ないような場合は、九州地域の水道事業者で締結した「九州地域災害時相互支援協定」(H27.11 月）の適切な運用により早期復旧を図る必要がある。	○主要設備については耐震化を終了している。その他については、今後耐震性を照査し、必要に応じ耐震化を進めていく。 ○大規模な災害発生時に、独力での工業用水道の復旧が出来ないような場合は、九州地域の水道事業者で締結した「九州地域災害時相互支援協定」（H27.11 月）の適切な運用により早期復旧を図る。
健全な水循環の維持・回復	○限りある水資源を有効に活用するため、健全な水循環の保全を進める必要がある。	○豊かな水資源を保全するため、市町村と連携しながら、持続可能な地下水の保全に努める。 ○水源地域の水源涵(かん)養機能を維持するため、市町村及び森林所有者等との連携協力により水源地域の保全を推進する。
防災対策の推進	○上水道施設等の被災を防ぐため、周辺の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める必要がある。	○上水道施設等の被災を防ぐため、周辺の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・上水道基幹管路の耐震適合率　29.5%（H26）　【再掲】
・上水道の重要給水施設への基幹管路の耐震適合率　35.8%(H26)　【再掲】

６－３　汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
下水道施設の災害対策【再掲】	○下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道ＢＣＰに基づく防災訓練を実施する必要がある。	○下水道施設（処理場、主要な管渠等）の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道ＢＣＰに基づく防災訓練の実施を促進する。
集落排水施設の機能保全【再掲】	○農業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断未実施箇所については実施を促進していく必要がある。 ○漁業集落排水施設の老朽化対策の更なる拡大を図るため、機能診断の早急な実施が必要である。	○農業集落排水県内６０施設のうち機能診断実施済みは１４施設であるが、未実施箇所の実施を促進するため、国庫補助事業を活用し、機能診断の実施を促進していく。
浄化槽の強靭化対策	○浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。また、ＧＩＳを活用した浄化槽台帳システムを整備し、設置・管理状況などの把握情報の精度を高める必要がある。	○浄化槽については、市町村に対して、転換に伴う単独処理浄化槽の撤去費用の補助制度活用を働きかけるなど、既存の単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。また、平成２８年度にＧＩＳを活用した浄化槽台帳システムを導入し、浄化槽関係団体とも連携しながら、把握情報の精度を高める。

＜業績評価指標＞
・下水道施設の耐震・耐津波対策に着手した市町村　12 市町村［全 17 市町村］(H27)　【再掲】
・下水道 BCP を策定した市町村　15 市町村［全 17 市町村］(H27)　【再掲】
・下水処理場（管理棟）の耐震化率　75％(H27)【再掲】
・重要な管路の耐震化率　26.7％(H27)　【再掲】
・農業集落排水施設の機能診断実施率　23.3％(H27)【再掲】
・漁業集落排水施設の機能診断の実施率 0%（H27）【再掲】

６－４　地域交通ネットワークが分断する事態		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
道路交通情報の把握【再掲】	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察が収集する情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討するとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。
沿道建築物の耐震化【再掲】	○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。	○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。
緊急輸送等のための交通インフラの確保【再掲】	○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 ○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。 ○高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。 ○物資輸送ルートを確実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。 ○緊急輸送道路の整備を推進する。特に、広域ネットワークを形成する都城志布志道路などの地域高規格道路や国道 219 号、国道 327 号などの幹線道路、さらに、高規格幹線道路などへアクセスする国県道について整備を優先的に推進する。 ○緊急輸送道路における落石や斜面崩壊等の恐れのある要対策箇所(1,006 箇所)を中心に落石防止網等の法面対策等を推進する。 ○緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。
輸送ルートの確保【再掲】	○物資を海上輸送により受け入れる岸壁の確保を図る必要がある。	○細島港、宮崎港、油津港の３つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に１箇所、県央の宮崎港に２箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。 ○漁港における緊急輸送道路に連結した耐震強化岸壁の整備を推進する。

	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。	○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策を推進する。 ○農道橋、農道トンネルについては、個別施設計画策定について、施設管理者である市町村等へ周知を図る。
防災対策の推進	○地域交通ネットワークの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に推進する必要がある。	○地域交通ネットワークの被災を防ぐため、道路の防災、震災対策や地震・津波・水害対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・緊急輸送道路改良率　82.5%(H27)【再掲】
・地域高規格道路整備率　54.6%(H27)【再掲】
・緊急輸送道路要対策箇所整備率　53%(H27)【再掲】
・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策　87.4%(H27)【再掲】
・県内高速道路供用率　70%（H27)【再掲】
・重要港湾の耐震岸壁整備　3バース(H27)（H32)
・3漁港（北浦・川南・都井）の耐震強化岸壁整備済み（H19)
・林道の整備状況　2,619km（H27)【再掲】

７－１　市街地での大規模火災の発生		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
自主防災組織の活性化推進【再掲】	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進める。とともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 ○地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するともに、市町村やＮＰＯ法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
住宅の火災予防対策【再掲】	○住宅用火災警報器設置の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。また、通電後の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置についても促進する必要がある。	○住宅用火災警報器の既存住宅への設置について、広報紙等の各種メディアや消防防災関係イベントを利用した広報啓発に加え、消防本部や消防団による個別指導など、現在行われている取組を継続する。
消防力の充実･強化【再掲】	○消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を進めているが、引き続き消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。	○消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合等による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保など市町村の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育･訓練を実施するなど消防力の充実･強化に努める。
警察災害派遣隊の体制強化【再掲】	○警備部機動隊、管区機動隊を除く災害先遣部隊の練度向上のため、効果的な災害警備訓練の実施、装備資機材の充実強化を図り、災害対処能力の向上を推進する必要がある。	○災害先遣部隊と消防等救出救助機関との合同訓練を計画的に推進し、部隊の救出救助技術の向上を図る。また、老朽化した装備資機材の更新やより効果的な救出救助機材の購入などによる災害装備の充実強化を図る.
消防広域応援体制の強化【再掲】	○緊急消防援助隊の本県隊について、装備の充実を図るとともに、県内外における訓練を実施するなど、広域応援体制の強化を図る必要がある。	○県総合防災訓練及び県外でやわれる九州ブロック訓練への積極的な参加及び補助制度等を利用した装備の充実に努める。

道路交通情報の把握【再掲】	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察が収集する情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討するとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。
防災空間の確保【再掲】	○土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を進めていく必要がある。	○土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を促進する。
街路事業の推進【再掲】	○市街地等において、避難路となる街路の整備を計画的に進めていく必要がある。	○市街地等において、都市の骨格となり、避難路として機能する街路の計画的な整備を推進する。
市街地等の幹線道路の無電柱化【再掲】	○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。	○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関都連携して幹線道路の無電柱化を推進する。
避難場所に指定された都市公園の計画的な更新･補修の促進【再掲】	○避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を図る必要がある。	○避難場所に指定された都市公園における、施設の計画的な更新・補修を行うことにより、安心な都市空間の形成を促進する。

＜業績評価指標＞
・自主防災組織活動カバー率　82.3%（H27）【再掲】
・防災士数　3,160 人（H28）【再掲】
・火災警報器設置率　79.5%（H27）【再掲】
・消防職員数　1,618 名（H27）【再掲】
・消防団員数　14,829 名（H27）【再掲】
・市街地等の幹線道路の無電柱化率　3.1%（H27）【再掲】

７－２　海上・臨海部の広域複合災害の発生

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
防災関係機関の連携強化【再掲】	○臨海部の工場、危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めるとともに、沿岸部の災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する必要がある。	○大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。
企業防災の促進【再掲】	○専門家派遣やセミナー開催による企業のＢＣＰ作成支援の取組を充実させ、企業のＢＣＰ策定を促進する必要がある。	○周知のためのＢＣＰ策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のＢＣＰ策定の促進を図る。
危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等　【再掲】	○地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。	○消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、県内消防本部や関係保安団体と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。
消防力の充実･強化【再掲】	○消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を進めているが、引き続き消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。	○消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合等による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保など市町村の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育･訓練を実施するなど消防力の充実･強化に努める。
警察災害派遣隊の体制強化　【再掲】	○警備部機動隊、管区機動隊を除く災害先遣部隊の練度向上のため、効果的な災害警備訓練の実施、装備資機材の充実強化を図り、災害対処能力の向上を推進する必要がある。	○警備部機動隊、管区機動隊を除く災害先遣部隊の練度向上のため、効果的な災害警備訓練の実施、装備資機材の充実強化を図り、災害対処能力の向上を推進する。

＜業績評価指標＞
・商工会議所・商工会ＢＣＰ策定率　4.3%（H27）【再掲】
・消防職員数　1,618 名（H27）　【再掲】
・消防団員数　14,829 名（H27）　【再掲】

７－３　沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
沿道建築物の耐震化　【再掲】	○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。	○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討を進める。
住宅の耐震化　【再掲】	○住宅の耐震化率は年々向上しているものの全国平均値約 82%には届いていない状況にある。耐震化の必要性について、引き続き啓発活動を行うとともに. 木造住宅耐震化リフォーム推進事業の周知に努め、さらに制度拡充を図ることで活用を促していく必要がある。	○耐震性が不足していると見込まれる住宅の約９５％を占める木造戸建住宅に対して、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助事業等による耐震化を推進する。
建築物の耐震化【再掲】	○耐震改修促進法に基づく特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化を進める必要がある。 ○耐震診断が義務付けられた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。 ○耐震診断が義務付けられていない市町村庁舎・病院等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利用する施設についても耐震化を促進する必要がある。	○耐震性が不足していると見込まれる建築物に対して、耐震化の必要性について啓発するとともに、大規模な民間建築物に対しては、耐震改修費等の補助事業を活用した耐震化を促進する。 ○また、耐震改修工事が必要と見込まれている市町村庁舎に対しては、直接働きかけを行っていく。
被災建築物応急危険度判定士等の確保	○被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。	○大規模地震等で被災した建築物及び宅地等における二次的な被害を防ぐため、建築物及び宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定・表示を行う「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続し、登録を推進する。
防災関係機関の連携強化　【再掲】	○大規模災害時に迅速な道路啓開等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、建設関係団体等の関係機関との連携強化により災害対応能力を高める必要がある。	○大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。

災害時の交通規制対策　【再掲】	○災害対策基本法に基づく緊急交通路指定として25路線を指定するとともに、交通規制要点流入抑制地点、必要人員について交通規制計画を策定しているが、平成２７年に警察庁から示された南海トラフ地震発生時の交通規制計画や九州道路啓開協議会の検討内容に合わせた見直しが必要である。○災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、災害発生後には確認事務処理ができないことから事前届出制度の周知を図る必要がある。	○現行の緊急交通路の指定予定路線について、関係機関と協議を進めながら、現状に則した見直しを図る。 ○災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、緊急通行車両を運用する機関、事業所等に対して、事前届出制度に関する啓発活動を推進する。
信号機の停電対策【再掲】	○停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置の整備を更に推進する必要がある。（県内の信号機は約 2,400 基）	○沿岸地域の主要路線を中心として、停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置を継続的に増設する。
信号停止時の交通対策強化　【再掲】	○可搬式発動発電機による信号機復旧訓練や手信号による交通整理訓練を随時実施しているが、大規模災害を見据えて発電機を増やす必要がある。 ○災害時に効率的な部隊運用をするために必要な無線機が不足していることから今後も整備していく必要がある。	○交通整理訓練の実施と併せ、信号機の可搬式発動発電機を継続的に増設し、沿岸署を中心に配備を進めるとともに、災害時に効率的な警察の部隊運用をするために必要な隊内系（全国系）無線機の配備を計画的に進める。
道路交通情報の把握　【再掲】	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察が収集する情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討するとともに、発災後、迅速な道路交通情報の把握、提供ができるよう、初動体制の構築を図る。
市街地等の幹線道路の無電柱化　【再掲】	○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。	○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消するため、関係機関都連携して幹線道路の無電柱化を推進する。

＜業績評価指標＞
・住宅の耐震化率　77.8%（H27）【再掲】
・特定建築物の耐震化率　93.9%（H27）【再掲】
・被災建築物応急危険度判定士 631 名（H27）
・被災宅地危険度判定士 330 名（H27）
・緊急通行車両事前届出車両台数　4,689 台（H27）【再掲】
・信号機自起動型発動発電機 79 基(H27)【再掲】
・信号機電池式発電機 11 基(H27)【再掲】
・信号機ハイブリッド型発電機 13 基(H27)【再掲】
・信号機可搬式発動発電機 42 基(H27)【再掲】
・市街地等の幹線道路の無電柱化率　3.1%（H27）【再掲】

７－４　ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
工業用水道事業における地震対策(県企業局)	○ダム本体及びゲート等のダム設備については、今後の耐震性評価の結果を踏まえ、必要に応じ、耐震対策を図っていく必要がある。	○ダム本体及び放流ゲート等ダム設備については早期に耐性評価を行い、照査結果により下流域に大きな影響を与える箇所から耐震化補強を順次整備・推進する。
農業用ため池等の防災対策　【再掲】	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。 ○農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を進める必要がある。	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。 ○農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施する。
砂防関係施設の長寿命化	○損傷時の社会的影響が大きい砂防関係施設について長寿命化計画を策定し、適切な維持管理や長寿命化を図る必要がある。	○既存の砂防関係施設の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保し続けるために砂防関係施設の長寿命化計画を策定する。
ダム施設の長寿命化	○ダム機能が保持されるよう長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。	○ダム機能が保持されるよう長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理・更新等を行う。

＜業績評価指標＞
・ため池の耐震性点検の実施　89 箇所(H27)【再掲】
・ため池ハザードマップ作成済　89 箇所(H27)【再掲】
・農業用防災ダムの耐震性点検の実施　1 箇所【再掲】
・砂防設備長寿命化計画策定　(H28)
・地すべり防止施設長寿命化計画策定　(H29)
・急傾斜地崩壊防止施設長寿命化計画策定　(H29)

７－５　有害物質の大規模拡散・流出

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
防災関係機関の連携強化【再掲】	○有害物質の大規模拡散等は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高める必要がある。	○大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。
危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等　【再掲】	○地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。	○消防法危険物、高圧ガス及び火薬類等の各種危険物に係る貯蔵や取扱い等について関係従事者への指導を強化するとともに、県内消防本部や関係保安団体と連携を図りながら、産業保安の確保を促進する。
有害物質拡散･流出の防止対策	○有害物質の大規模拡散･流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・市町村等の関係機関と連携して対応する必要がある。	○有害物質の大規模拡散･流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・市町村等の関係機関との連携を推進する。

７－６　農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
農地農業用施設の保全　【再掲】	○県土の全域がシラスなどの特殊土壌に覆われ、豪雨などにより浸食を受けやすいため、農地の浸食防止を目的とした排水路整備を進めるとともに、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する必要がある。	○シラスなどの特殊土壌に覆われた農地の豪雨による浸食防止を目的とした排水路整備を進める。また、排水機場やため池を整備することにより、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する。
農業用ため池等の防災対策　【再掲】	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある。また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める。 ○農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を進める必要がある。	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成を支援するとともに、近隣住民への周知を図る。また、豪雨・地震等により決壊の恐れのあるため池整備を推進する。 ○農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を実施する。
森林の整備	○人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる必要がある。	○人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる対策を推進する。
山地災害の復旧や土砂流出防止	○山地災害危険地区の整備率を引き上げるため、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。 ○国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を進める必要がある。	○山地災害危険地区の災害のおそれのある森林においては、危険地区の解消を図るために、治山施設の整備を計画的に進めるとともに危険地区の周知徹底を図るため山地災害防止キャンペーンを積極的に推進する。国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を推進する。
木材利用を促進する技術開発	○森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな利用先として期待されるＣＬＴ等をはじめ、木材の多様な利用技術開発に引き続き取り組むことが必要である。	○森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな建設資材として期待されるＣＬＴを活用した建築構法の研究開発やその実用化に向けた取組を推進する。
中山間地域の振興	○農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。	○中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。

＜業績評価指標＞
・ため池の整備数 175 箇所(H27)【再掲】
・ため池の耐震性点検の実施　89 箇所(H27)　【再掲】
・ため池ハザードマップ作成済　89 箇所(H27)　【再掲】
・農業用防災ダムの耐震性点検の実施　1 箇所(H26)　【再掲】
・再造林面積　2,023ha（H27）
・間伐実施面積　5,198ha（H27）うち、高齢級間伐実施面積　3,565ha（H27）
・山地災害危険地区の整備地区数　　危険地区 4,425 地区のうち整備率 52.2%（2,308 地区）（H26）
・民有保安林指定率　27.9%（H27）
・「いきいき集落」認定数（延べ数）128（H27）【再掲】

７－７　風評被害等による地域経済等への甚大な影響

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
災害発生時の情報発信	○災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。	○災害の種類、規模、経過時間などに応じて、速やかで的確な情報発信が可能となるよう、あらかじめ発信する情報の内容と情報発信伝達手段について検討を進める。 ○災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、（公社）宮崎県物産貿易振興センターや会員企業等と連携し、特産品の製造や販売の状況等の発信すべき情報や発信の方法等を検討する。
観光客誘致対策	○災害後の安全性への不安により本県への旅行等を控える観光客対策として、ホテル・交通等の県内観光事業者と連携した情報発信や旅行会社へのプロモーション等について検討しておく必要がある。	○災害後の安全性への不安により本県への旅行等を控える観光客対策として、各市町村や観光事業者等と協力して災害等に関する正確な情報を収集するとともに、観光地についての正確な情報の発信やプロモーションを行う。
企業防災の促進【再掲】	○専門家派遣やセミナー開催による中小企業のＢＣＰ作成を支援の取組を充実させ、企業のＢＣＰ策定を促進する必要がある。	○周知のためのＢＣＰ策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のＢＣＰ策定の促進を図る。

＜業績評価指標＞
・消防職員数　1,618 名（H27）　【再掲】
・消防団員数　14,829 名（H27）　【再掲】
・商工会議所・商工会ＢＣＰ策定率　4.3%（H27）【再掲】

８－１　大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
災害廃棄物処理	○南海トラフ巨大地震を想定し平成 28 年 3 月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」に基づく広域処理体制を構築する必要がある。 ○市町村災害廃棄物処理計画の策定を促すとともに、その実効性を高める必要がある。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、市町村における災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保等を促進する必要がある。	○南海トラフ巨大地震を想定し平成 28 年 3 月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」に基づく広域処理体制の構築を推進する。 ○市町村災害廃棄物処理計画の策定を支援し、その実効性を高める。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、市町村における災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードの確保等が促進されるよう支援する。

８－２　道路啓開、家屋被害調査等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
防災関係機関の連携強化　【再掲】	○大規模災害時に迅速な道路啓開等が行えるよう、総合防災訓練等を通じて、建設関係団体等の関係機関との連携強化により災害対応能力を高める必要がある。	○大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、救助活動拠点や航空搬送拠点等を活用した総合防災訓練の実施等により人命救助のための体制・環境整備を図る。

自治体間の応援体制の構築　【再掲】	○大規模災害発生時に県内の物資等が不足する場合を想定し、国や地方公共団体間における広域的な対策を円滑に実施できる体制の確立が必要である。	○南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州地方知事会等を通じて、大規模災害発生時の相互協力体制を構築するとともに、県外の拠点等と連携するなど、関係機関が一体となった訓練等を通じてその対応能力を高める。 ○宮崎県津波対策推進協議会を通じて、沿岸市町の津波災害への対応について検討を進めるとともに、「宮崎県南部地域大規模災害対策連絡推進協議会」の取組を支援し、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を構築する。
被災建築物応急危険度判定士等の確保　【再掲】	○被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。	○大規模地震等で被災した建築物及び宅地等における二次的な被害を防ぐため、建築物及び宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定・表示を行う「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続し、登録を推進する。
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備【再掲】	○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。	○「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画における緊急輸送地域ルートの早期啓開を図るため、国・市町村・建設業者等と連携し、啓開体制の構築を検討していく。
建設業の担い手育成	○地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。	○地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進行等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る。
中山間地域の振興【再掲】	○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。	○中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。

＜業績評価指標＞
・被災建築物応急危険度判定士 631 名（H27）【再掲】
・被災宅地危険度判定士 330 名（H27）【再掲】
・「いきいき集落」認定数（延べ数）　128（H27）【再掲】

８－３　地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
自主防災組織の活性化推進　【再掲】	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の充実強化を進める。とともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、自主防災組織の資機材整備の補助事業や自治会長等に対する研修会の実施により、市町村における自主防災組織の育成・活性化を支援する。 ○地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の活動を活発化するため、継続して防災士の養成研修を実施するともに、市町村やＮＰＯ法人宮崎県防災士ネットワークと連携して、防災士のスキルアップ講座等の実施により、防災士の能力向上を図る。
消防力の充実･強化【再掲】	○消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を進めているが、引き続き消防本部等の施設整備、消防職員等の教育・訓練、消防団員の確保等の取組を進める必要がある。	○消防本部がない町村の消防常備化及び消防本部の統合等による消防の広域化により、消防体制の整備・拡充を図るほか、消防本部等の施設・設備等の整備、消防団員の確保など市町村の取組を支援するとともに、消防職員・消防団員等の教育･訓練を実施するなど消防力の充実･強化に努める。
警察施設の耐震化【再掲】	○警察署の耐震化は、平成３０年１月にえびの警察署の新庁舎が完成することで全て完了するが、今後は、地域の交番、駐在所等の耐震化を推進する必要がある。	○警察署の耐震化は、平成３０年１月にえびの警察署の新庁舎が完成することで全て完了するが、今後は、地域の交番、駐在所等の耐震化を推進する。
警察通信機能の強化　【再掲】	○通信指令課機械室内にＣＶＣＦ（無停電源装置）を設置したことにより、本部庁舎への電力供給が遮断したとしても、通信指令システムの運用を可能とした。また、１１０番通報用電話回線に障害が発生した場合には、通信事業者において、１１０番通報を発生地を管轄する警察署に迂回着信させるとともに、警察署に多数の１１０番通報が入電した場合には、１１０番通報に係る情報の収集集約を可能とするシステムを平成 28 年 3 月に構築した。 ○警察施設の非常用電源対策は進んでいるが、津波による浸水を想定し、警察施設の発動発電機の上層階移設を完了させる必要がある。	○警ら用無線自動車等に搭載されたカーロケーター車載端末の中には、取り外して署端末として 110 番通報の事案入力が可能なものがあることから、各署に対して同機能の取扱いを教養し、災害発生時の効果的活用を図る。 ○津波浸水が想定される警察署については、発電機等の嵩上げを行うとともに、地下タンクからの燃料供給ルートが浸水に無防備であることから、津波から燃料を保護する対策を平成２６年度までに行ったところであるが、今後、想定される新たな停電対策について順次整備を進める。

警察災害派遣隊の体制強化　【再掲】	○警備部機動隊、管区機動隊を除く災害先遣部隊の練度向上のため、効果的な災害警備訓練の実施、装備資機材の充実強化を図り、災害対処能力の向上を推進する必要がある。	○災害先遣部隊と消防等救出救助機関との合同訓練を計画的に推進し、部隊の救出救助技術の向上を図る。また、老朽化した装備資機材の更新やより効果的な救出救助機材の購入などによる災害装備の充実強化を図る.
応急仮設住宅供給体制の充実	○南海トラフ地震等の被害想定を踏まえ、災害時の応急仮設住宅の必要戸数を確保する必要がある。南海トラフ地震の被害想定では、大量の応急仮設住宅が必要となるため、建設仮設住宅の用地の確保及び借り上げ仮設住宅の円滑な供給体制の確立が必要である。	○南海トラフ地震において必要と想定される５万戸の仮設住宅の建設候補地を早期に確保するため、市町村で進めている候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた候補地の積み増しの強化を図る。
災害ボランティアの体制強化【再掲】	○県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。	○ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。
民生委員・児童委員の確保【再掲】	○被災者支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率100%を目指す必要がある。	○民生委員・児童委員制度の周知及び業務負担の緩和等による担い手の確保、並びに区割りの見直しによる民生委員・児童委員の適正配置を促すことにより、欠員地区の解消を着実に推進する。 平成 26 年度に「宮崎県民生委員・児童委員の定数を定める条例」及び「宮崎県民生委員の定数に関する規則」を制定し、突発的な災害で民生委員・児童委員を増やす要請があった場合でも対応可能としたところであり、市町村の理解を得ながら規則の趣旨等の定着に努める。
地域交通網の確保	○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。地域コミュニティの維持のため、路線バス等の地域交通網を確保する必要がある。	○地域コミュニティを維持する上で、地域交通は重要な要素であるため、広域的なバス路線についてはバス事業者への運行費補助等により、その維持・確保に努めるとともに、コミュニティバス等の活用など、地域ニーズにあった交通体系の整備による集落のネットワーク化を促進する。
中山間地域の振興【再掲】	○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の生活機能等が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。	○中山間地域の維持・活性化を図っていくため、住民自らの手による主体的かつ意欲的な取組に対して支援する。

＜業績評価指標＞
・自主防災組織活動カバー率　82.3%（H27）【再掲】
・防災士数　3,160 人（H28）【再掲】
・消防職員数　1,618 名（H27）【再掲】
・消防団員数　14,829 名（H27）【再掲】
・警察署の耐震化率　92.3%(H27)　【再掲】
・民生委員・児童委員充足率　97.9%（H28）
・「いきいき集落」認定数（延べ数）128（H27）【再掲】

８－４　高速道路・港湾・空港・鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進【再掲】	○大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。	○大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける。 ○緊急輸送道路の一般橋について、兵庫県南部地震と同程度の地震動に対して落橋などの甚大な被害を防ぐ対策を進めてきたが、今後は、特殊橋の耐震対策及び一般橋の耐震レベルの引上げを計画的に推進する。
東九州新幹線の整備計画路線への格上げ　【再掲】	○広域交通の代替性を確保するためにも、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取組を強化する必要がある。	○広域交通の代替性を確保するため、九州知事会や関係県等と連携を図りながら、東九州新幹線の整備計画路線への格上げを国に働きかける。
高速道路のミッシングリンクの早期解消　【再掲】	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく。(高速)

港湾の防災対策の推進　【再掲】	○耐震強化岸壁（緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁整備）及び臨港道路における緊急輸送路の確保を図る必要がある。 ○県内の重要港湾３港においては、港湾管理者行動計画（港湾ＢＣＰ）を策定済みである。今後は、計画に基づき大規模災害時の岸壁、航路、臨港道路等の港湾施設の啓開を行い、港湾における応急復旧活動の実効性を高めていく必要がある。	○細島港、宮崎港、油津港の３つの重要港湾は、地域防災計画で震災時における防災拠点（救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点）として位置づけられている。現在、県北の細島港に１箇所、県央の宮崎港に２箇所の耐震岸壁の整備を完了しているが、県南の油津港においては、未整備である。このため、油津港においては、既存岸壁の改良を図り、県南地区の防災拠点としての整備を推進する。 ○港湾ＢＣＰに基づき、港湾施設の被災調査・応急調査・応急復旧等の訓練を継続的に実施していく。
地籍調査の推進	○災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、地籍調査を推進する必要がある。 ○市町村においては、土地所有者の高齢化や地域からの人口流出、山林等の荒廃の進行などから、土地の境界の確認に必要な人証や物証が失われつつあり、できるだけ早い時期に地籍調査を進める必要がある。	○災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須であり、県や地籍調査推進協議会等においては国に対して予算確保の要望活動や、進捗率の低い市町村や休止町に対して人員や予算確保についての啓発活動を推進する。
防災対策の推進	○基幹インフラの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める必要がある。	○基幹インフラの被災を防ぐため、施設周辺及びアクセス道路等の洪水・津波・高潮対策等を着実に進める。

＜業績評価指標＞
・県内高速道路供用率　70%（H27）【再掲】
・緊急輸送道路の橋梁における落橋などの甚大な被害を防ぐ耐震対策　87.4%(H27)【再掲】
・重要港湾の耐震岸壁整備　3バース(H27)【再掲】
・重要港湾における港湾BCP策定率　100%（H25）【再掲】
・地籍調査進捗率　65.8%（H27）

８－５　広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興が大幅に遅れる事態		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
河川、海岸の耐震対策	○浸水被害軽減のために、河川・海岸堤防の地震・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。	○L1 津波（比較的発生頻度の高い津波）対策として整備する河川・海岸施設整備について、耐震対策も検討しながら、計画的に推進する。
内水浸水被害対策	○内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。	○内水浸水被害の解消及び軽減のため、ポンプ場や雨水幹線の排水施設の整備を引き続き促進する。
＜業績評価指標＞ ・下水道による都市浸水対策達成率　58.5%(H27)【再掲】		

８－６　住居や就労の確保、事業再開等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態		
施　策	脆弱性の評価	施策の推進方針
罹災証明交付体制の整備	○罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながるが、市町村において大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、各市町村での発行体制の整備に加え、他市町村、県による応援体制を構築する必要がある。	○罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつながるが、市町村における大規模災害時に備えて人材育成等は十分とは言えないことから、罹災証明発行に関する市町村独自のマニュアル作成、人材育成等や県内外からの応援受入に関する計画策定を促進する。
被災者台帳整備促進	○被災者支援の円滑な実施を行うため、市町村における被災者台帳作成の事前準備等を促進する必要がある。さらに、被災者台帳・被災者支援システムの導入についても検討を進める必要がある。	○被災者支援の円滑な実施を行うため、市町村における被災者台帳・被災者支援システムの導入を促進する。
応急仮設住宅供給体制の充実【再掲】	○南海トラフ巨大地震等の被害想定を踏まえ、災害時の応急仮設住宅の必要戸数を確保する必要がある。南海トラフ巨大地震の被害想定では、大量の応急仮設住宅が必要となるため、建設仮設住宅の用地の確保及び借り上げ仮設住宅の円滑な供給体制の確立が必要である。	○南海トラフ地震において必要と想定される５万戸の仮設住宅の建設候補地を早期に確保するため、市町村で進めている候補地台帳の整備において、国有地、県有地を含めた候補地の積み増しの強化を図る。

被災建築物応急危険度判定士等の確保【再掲】	○被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。	○大規模地震等で被災した建築物及び宅地等における二次的な被害を防ぐため、建築物及び宅地の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定・表示を行う「被災建築物応急危険度判定士」及び「被災宅地危険度判定士」の養成を継続し、登録を推進する。
災害ボランティアの体制強化【再掲】	○県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。	○ボランティア体験月間や情報発信、災害ボランティアセンター運営研修会や設置運営訓練などの事業を実施している県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制の整備を促進する。
被災者の生活再建支援	○被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）を迅速かつ円滑に実施するため、市町村と連携した実施体制を構築する必要がある。	○被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）の制度内容及び手続についての市町村の理解促進を図るとともに、市町村間の応援体制の検討等により迅速かつ円滑な実施体制の構築に努める。
企業防災の促進【再掲】	○専門家派遣やセミナー開催による企業のＢＣＰ作成支援の取組を充実させ、企業のＢＣＰ策定を促進する必要がある。 ○ＢＣＰに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。	○周知のためのＢＣＰ策定セミナーの開催及び策定支援のためのワークショップを開催し、企業のＢＣＰ策定の促進を図る。 ○県内中小企業者の防災対策を促進するため、県中小企業融資制度の活用を通じて、ＢＣＰに基づく施設整備や耐震改修を行う中小企業者に対する金融支援を行う。
中小企業への金融支援【再掲】	○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について事前にシミュレーションをしておく必要がある。	○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等、必要な対策について事前に想定しておく。
離職者の再就職支援	○地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、労働局と連携し、離職者や求人・求職動向の把握、臨時職業相談窓口の設置等の早期再就職支援について事前にシミュレーションをしておく必要がある。	○地震等により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、本庁（雇用労働政策課内）と３総務商工センターで、平日の勤務時間内に開設している労働相談窓口について、時間外や窓口の設置場所等のあり方を検討していく。また、離職者への求人情報等の提供を行う労働局と引き続き連携を図り、速やかに対応できるよう協議・検討していく。

中小企業労働者への金融支援	○地震等により離職を余儀なくされた中小企業労働者で、生活費や子息の教育費に困窮した方に対する金融支援（中小企業勤労者支援融資（ハッピーローン貸付））において、大規模災害時に速やかに対応できるよう関係機関と事前に協議・検討を行う必要がある。	○現在、県内の中小企業労働者で、生活費や子息の教育費に困窮した方に対する金融支援（中小企業勤労者支援融資（ハッピーローン貸付））は、県が15,000 千円を九州労働金庫に預託し、同金庫は当該資金を協調倍率４倍（60,000 千円）にして、中小企業の労働者の生活資金及び教育資金として基準に基づき貸し付けているが、地震等により離職を余儀なくされた中小企業労働者でも、この貸付制度の利用ができるよう九州労働金庫等と協議・検討していく。
＜業績評価指標＞ ・商工会議所・商工会ＢＣＰ策定率　4.3%（H27）【再掲】 ・被災建築物応急危険度判定士 631 名（H27）【再掲】 ・被災宅地危険度判定士 330 名（H27）【再掲】		

（別紙２）

施策分野ごとの脆弱性評価

１　個別施策分野

（１）行政機能／警察・消防等	
施　策	脆弱性の評価
県災害対策本部体制の充実・強化	○大規模災害時に、被災や交通の麻痺等により職員が登庁できず、必要な体制が構築できないことも想定し、職員の参集体制や災害対策要員の確保について検討する必要がある。 ○災害時に関係機関と連携した応急対策を迅速に行うために、情報共有、意思決定を円滑にする通信機器やシステムの整備が必要である。
支援の受入れ体制整備	○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、甚大な被害が予想されるため被害を最小限に抑えることが重要である。このため国は被害全容を把握することなく救助・救急活動、医療活動、物資供給、燃料供給等の支援活動を計画に基づき実施することとしている。県においても大量の人的・物的支援を円滑に受入れ、支援を有効に機能させるために、受援計画を策定している。今後は市町村においても国、県と連携した受援計画の策定等を進める必要がある。
県職員の災害対応能力の向上	○大規模災害時に円滑な災害対応や県民生活の安定化確保等を図るためには、防災担当職員はもとより、全ての職員の危機管理意識や災害対応能力を身につけておく必要がある。
宮崎県業務継続計画（BCP）の推進	○平成 24 年度に策定した県業務継続計画（BCP）について、見直し等を行いより充実した計画にするとともに、県庁舎の建具飛散防止をはじめ、ライフライン供給システムの多重化を図るなど、非常時の初動期における行政機能の維持を図る必要がある。また、市町村においても BCP の策定を促進する必要がある。
市町村の防災体制の充実・強化	○市町村は、基礎的な自治体として、市町村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために防災対策を実施する責務があることから、災害発生時においてもその機能を確実に維持・発揮できるよう対策を促進する必要がある。
防災拠点となる県・市町村施設の耐震化等	○大規模災害時、県本庁舎は防災拠点として、県災害対策本部が設置されるとともに、国・自衛隊・消防等の関係諸機関と連携しながら災害応急対策が実施されるため、庁舎の十分な耐震性や関係諸機関が活動できる十分なスペース等を確保する必要がある。また、防災拠点となる庁舎の耐震化、津波・洪水対策、代替拠点の確保対策を推進する必要がある。
災害緊急車両、優先供給施設への燃料供給体制の確立	○南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、緊急通行車両等や優先供給施設への燃料供給が確保できるよう国及び県において、各々広域的及び県域内での燃料供給に係る計画を策定し連携して体制の構築を図っている。今後は、緊急通行車両等や優先供給施設に燃料供給を行うための手順や関係機関との連携方法を具体的に定める必要がある。
避難情報の的確な発令	○風水害における避難勧告等の発令の遅れによる洪水や土砂災害被害を発生させないため、市町村において明確な発令判断基準を整備するとともに、住民の早期避難に関する意識を向上させる必要がある。
防災情報（水位・雨量・カメラ画像）の提供	○避難行動の判断に必要となる河川や土砂災害などの情報を、迅速かつ的確に市町村や県民へ提供するため、宮崎県総合河川砂防情報システムを活用した情報提供を引き続き推進する必要がある。
被災者台帳の整備促進	○被災者支援の円滑な実施を行うため、市町村における被災者台帳作成の事前準備等を促進する必要がある。さらに、被災者台帳・被災者支援システムの導入についても検討を進める必要がある。
避難所における生活環境の改善	○被災者の避難所における生活環境整備と円滑な避難所運営のためには、市町村における避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、避難者となる地域住民が主体的に避難所運営に関わるための取組を行う必要がある。

避難所の耐震化・機能強化	○大規模地震における避難所の確保及び余震による二次被害から県民の命を守るため、避難所施設の耐震化（吊り天井等の非構造部材対策を含む）、老朽化対策及び機能強化を進める必要がある。
避難所外避難者対策	○大規模地震等において大量に発生することが想定される、自宅避難者、車中泊等避難所外の被災者に対する支援対策についても検討する必要がある。
県有施設利用者等の安全対策	○県管理施設においては、市町村の避難所に指定されている施設はもとより、それ以外の施設においても、災害時には施設利用者に加え緊急避難してくる周辺住民等の安全な誘導及び避難を確保するため、誘導及び避難の受入対策について検討しておく必要がある。また指定管理者制度導入施設においても、職員以外の多数の利用者や周辺住民の避難が想定されることから、県と指定管理者間において災害時の避難所等としての対応方針、官民の役割、責任の所在、運営方法等を定めておく必要がある。
広域避難対策	○南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、被災規模によっては避難所も被害を受けるため避難所収容数を避難者総数が上回り収容出来ない自治体が発生する。全ての避難者を円滑に避難所に収容するには、県市町村相互応援協定等に基づき県内市町村間において広域的な避難に関する連携の取組を促進していく必要がある。また、自治体の地理的状況では、隣県への避難者受入を要請することを想定し、「九州山口 9 県災害時応援協定」に基づき平時から隣県との連携の取組を行っておく必要がある。
災害時の活動拠点等の整備	○大規模災害において自衛隊、警察、消防等の活動拠点や、支援物資の受入拠点を確保するとともに、拠点機能を発揮するための必要な資機材を整備しておく必要がある。 ○道路利用者の休息施設や地域の拠点として利用されている「道の駅」は、その立地や設備等により、被災地支援の拠点としての活用が期待できることから、国や市町村等と連携し必要な整備を進める必要がある。
自治体間の応援体制の構築	○南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、県内において多数の死傷者や避難者が発生するとともに、物資等の不足が想定され、県や市町村では通常業務を停止し、応急対策業務等を優先することとなるが、処理量が膨大になるため、庁内の人員体制だけでは対応出来なくなる可能性がある。このため、国からの支援に加え、九州各県においては、九州・山口9県災害時応援協定等を、市町村間では相互応援協定を締結し他の自治体から支援を受けることとしているが、支援を円滑に進めるためには、支援側である国や他県の自治体及び県内の自治体間の応援・受援体制の整備充実が必要である。
広域火葬体制の構築	○大規模災害により、被災市町村が平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になるおそれがあるため近隣県の火葬場を活用した広域火葬を実施する体制を構築する必要がある。
罹災証明交付体制の整備	○罹災証明発行の遅れは被災者の生活再建の遅れにつがなるが、市町村において大規模災害時に備えた人材育成等は十分とは言えないことから、各市町村での発行体制の整備に加え、他市町村、県による応援体制を構築する必要がある。
防災関係機関の連携強化	○大規模災害時に迅速な救助・救急活動、早期の道路啓開や迅速な物資供給等が行えるよう、日頃から関係機関相互の連携を強化するとともに、総合防災訓練等により実践的な災害対応能力を高めておく必要がある。
総合防災情報ネットワークの整備	○民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネットワークを設備しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。
道路交通情報の把握	○発災後の的確な道路交通情報の把握のため、警察・自衛隊・道路管理者等が収集する交通情報に加え民間プローブ情報（車の位置・時間情報等を集積したデータ）の活用についても検討を進める必要がある。

ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）の推進	○情報システムの大規模自然災害対策を促進するとともに、被災時の復旧に係る訓練等を実施することにより、ICT-BCP の有効性と職員の対応能力の向上に継続的に取り組む必要がある。
県・市町村における備蓄推進	○生活必需品の備蓄は県民が自ら行うことを基本とするが、避難時に物資の持出等が十分行われない可能性があること、また、大規模災害時には県外からの支援到達まで3日以上かかることが予想されことから、県、市町村において計画的な備蓄を進める必要がある。
県民の防災意識の啓発	○大規模災害においては、県民一人ひとりの平時から災害に備えるとともに、災害時に適切な行動を取ることが大切であるが、県民の備えや防災意識はまだ低い状況にあるため、更なる啓発が必要である。
自主防災組織等の活性化推進	○大規模災害においては、行政の災害対応能力にも限界があるため、地域の防災力を高めることが大切であることから、市町村における自主防災組織の充実強化を促進するとともに、地域や企業における防災活動のリーダーとなる防災士の育成を推進する必要がある。
学校における津波避難対策	○県内小中学校及び県立学校での防災教育、特に津波による被害が想定される学校での教職員の災害対応能力を向上させるとともに、小中学校及び県立学校の発達の段階や各地域の実情に応じた計画的・系統的な防災教育を推進する必要がある。 ○県立学校における、津波を想定した避難訓練に継続的に取り組み、教職員及び生徒の災害対応能力を向上させる必要がある。特に、津波浸水予想地域内にある学校については実践的な取組を継続する必要がある。 ○防災リーダー養成研修を受講した高校生を中心に、学校やその周辺地域住民と連携した防災への取組を推進していく必要がある。
津波情報の迅速・的確な伝達手段の確保	○全国瞬時警報システム（J アラート）等、各種手段を活用した情報伝達訓練の実施により、住民への確実な情報伝達を図る必要がある。 ○今後増加が予想される訪日外国人旅行者や国内旅行者に対する津波避難情報の提供や避難誘導等の対策を推進する必要がある。
災害情報伝達手段の多様化	○停電や停波によりテレビ・ラジオからの情報が得られないといった事態に備えて、SNS などを活用して速やかに災害情報を発信できる体制を整える必要がある。 ○市町村における防災行政無線等の整備、災害情報共有システム（L アラート）を活用した災害情報の提供により、住民等への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を確実に推進する必要がある。 ○県民への災害情報提供のために整備している「防災・防犯メールサービス」の登録者数の増加を図る必要がある。
県民への広報、広聴機能の整備	○災害時は様々な情報が発信され混乱を生じることから、SNS の活用等、災害時の情報発信、収集手段を検討しておく必要がある。
災害発生時の情報発信	○災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。
霧島山の火山対策の推進	○霧島山周辺の本県及び鹿児島県の市町が活動火山対策特別措置法に基づく警戒地域に指定されたことから、関係自治体及び国等関係機関と連携し火山防災協議会を設置するとともに、住民や観光客の安全を確保するための避難計画の策定等、警戒避難体制の整備を推進する必要がある。
警察災害派遣隊の体制強化	○警備部機動隊、管区機動隊を除く災害先遣部隊の練度向上のため、効果的な災害警備訓練の実施、装備資機材の充実強化を図り、災害対処能力の向上を推進する必要がある。
警察施設の耐震化	○警察署の耐震化は、平成30年1月にえびの警察署の新庁舎が完成することで全て完了するが、今後は、地域の交番、駐在所等の耐震化を推進する必要がある。

警察通信機能の強化	○通信指令課機械室内にCVCF（無停電源装置）を設置したことにより、本部庁舎への電力供給が遮断したとしても、通信指令システムの運用を可能とした。また、110番通報用電話回線に障害が発生した場合には、通信事業者において、110番通報を発生地を管轄する警察署に迂回着信させるとともに、警察署に多数の110番通報が入電した場合には、110番通報に係る情報の収集集約を可能とするシステムを平成 28 年 3 月に構築した。警察施設の非常用電源対策は進んでいるが、津波による浸水を想定し、警察施設の発動発電機の上層階移設を完了させる必要がある。
県警通信指令システムの強化	○多数の救助要請等に対応するため、県警の通信指令システムに、要救助者情報を管理する機能を追加するなど新たにシステム整備を行ったことから、当該システムを災害発生時の的確な運用を図る必要がある。
災害時の交通規制対策	○災害対策基本法に基づく緊急交通路指定として 25 路線を指定するとともに、交通規制要点流入抑制地点、必要人員について交通規制計画を策定しているが、平成27年に警察庁から示された南海トラフ地震発生時の交通規制計画や九州道路啓開協議会の検討内容に合わせた見直しが必要である。 ○災害対策基本法に基づく緊急通行車両について、災害発生後には確認事務処理ができないことから事前届出制度の周知を図る必要がある。
信号機の停電対策	○停電時に自動的に信号機に電気を供給する信号機電源付加装置の整備を更に推進する必要がある。
信号停止時の交通対策強化	○可搬式発動発電機による信号機復旧訓練や手信号による交通整理訓練を随時実施しているが、大規模災害を見据えて発電機を増やす必要がある。 ○災害時に効率的な部隊運用をするために必要な無線機が不足していることから今後も整備していく必要がある。
被収容者の逃亡等を想定した訓練の実施	○被留置者を留置する警察署では、大規模災害を想定した被収容者の一時避難場所への避難訓練や被収容者の逃亡を想定した訓練を実施しているが、今後も継続して実施する必要がある。 ○宮崎刑務所、少年鑑別所については、管轄警察署と連携し被収容者逃走時の対応訓練を実施しているが、被収容者単独の逃走事案を想定した訓練であるので、災害による多数の被収容者の逃走を想定した訓練等を検討する必要がある。
消防力の充実・強化	○消防の広域応援体制の強化、消防施設の整備については一定の成果が上がっている。しかしながら、消防団員数は減少傾向にあり、地域防災力向上のために更なる加入促進の取組が必要である。
消防施設における非常用電源設備等の整備	大規模災害時に住民からの通報を受信する電話回線や業務の遂行に必要な消防無線を使用するために、庁舎や中継局の非常用電源設備等について整備が必要である。
消防広域応援体制の強化	○緊急消防援助隊の本県隊について、装備の充実を図るとともに、県内外における訓練を実施するなど、広域応援体制の強化を図る必要がある。
ヘリ関係機関の連携強化	○ヘリコプターによる被災者の迅速な救助のためには、各防災関係機関のヘリコプターの安全確保と効率的な運用が重要であり、運用に係るソフト・ハード両面の整備が必要である。
ヘリコプターによる孤立集落支援体制整備	○孤立集落に対する救急救助活動、救援物資搬送等を行うためにはヘリコプターの活用が不可欠であるため、効率的な活動のための体制を整備する必要がある。また、自衛隊ヘリコプターや他の都道府県防災ヘリコプターの協力が必要な場合を想定し関係機関のヘリの運用方法等について事前に検討が必要である。

（2）住宅・都市	
施　策	脆弱性の評価
建築物の耐震化	○特定建築物等の耐震化率は年々向上しているものの公共建築物に比べ民間建築物の耐震化率は低い状況にあることから、更なる耐震化を進める必要がある。 ○耐震診断が義務づけされた民間の大規模建築物については、早期に安全性を確認する必要があるため、建築物耐震化促進事業の推進により、特に耐震化を促進する必要がある。 ○耐震診断の義務化対象外の市町村庁舎・病院等の防災拠点建築物、その他不特定多数が利用する施設についても耐震化を促進する必要がある。
住宅の耐震化	○住宅の耐震化率は年々向上しているものの全国平均値約 82%には届いていない状況にある。耐震化の必要性について、引き続き啓発活動を行うとともに. 木造住宅耐震化リフォーム推進事業の周知に努め、さらに制度拡充を図ることで活用を促していく必要がある。
沿道建築物の耐震化	○沿道建築物の倒壊による通行障害を回避するため、耐震改修促進法に基づき、市町村と連携して耐震診断の実施を義務付ける緊急輸送道路等の指定について検討する必要がある。
学校施設の耐震化	○県立学校の耐震化率は 100％であるが、災害時には避難所等にも利用されることから、吊り天井など非構造部材の耐震化や施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。また、市町村立学校、私立学校についても耐震化率が 100％に至っていないことから、引き続き耐震化を促進する必要がある。
大規模盛土造成地マップの作成・公表	○大規模盛土造成地の崩壊による災害を防止し、宅地造成が行われた土地の安全性を確保するため、市町村による位置図の作成・公表を促進する必要がある。
上水道施設等の耐震化推進	○上水道施設の耐震化が進められているが、事業費用が多額であることなどから、現状でその耐震適合率は3割程度(H26)にとどまっている。
下水道施設の災害対策	○下水道施設(処理場、主要な管渠等)の耐震、耐津波対策を促進し、被災時の公衆衛生を確保する必要がある。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道 BCP に基づく防災訓練を実施する必要がある。
下水道による浸水対策	○下水道による浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。
埋設ガス管の耐震化	○耐震性の低いガス管が埋設されている施設においては、地震等による破損により、火災や爆発が発生することが想定される。そのため、県有施設の敷地内の埋設がガス管の耐震化を進める必要がある。
被災建物応急危険度判定士等の確保	○被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や被災建築物応急危険度判定士の育成を推進する必要がある。
不特定の者が利用する建築物の防火対策	○建築基準法に基づく特殊建築物について、防火施設、避難施設の整備等、建築物の維持保全が適正に実施される必要がある。
住宅の火災予防対策	○住宅用火災警報器設置の設置はある程度進んでいるが、法律による義務化以前に建築された住宅への設置が課題であり、設置を促進する必要がある。また、通電後の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置についても促進する必要がある。
街路事業の推進	○市街地等において、避難路となる街路の整備を計画的に進めていく必要がある。
防災空間の確保	○土地区画整理事業等により、大規模地震等において延焼を防いだり、一時避難場所等の防災空間となる道路・公園等の整備を進めていく必要がある。
市街地等の幹線道路の無電柱化	○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。
避難施設の整備、津波避難場所の確保	○津波から住民の生命を守るためには、安全な場所への避難が基本である。このため県及び沿岸市町では住民の避難を確保するため、民間ビルの津波避難ビル指定や公共施設、高台などの活用促進を進めるとともに、津波の到達までに住民が安全な場所へ避難できる津波避難場所の整備や避難経路の確保を図っているところであるが、今後とも迅速に取組を推進していく必要がある。

避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修の促進	○避難場所に指定された都市公園の計画的な更新・補修を促進し、安心な都市空間の形成を図る必要がある。
県立都市公園施設等の耐震化	○県立都市公園施設等については、公園利用者の安全対策はもとより、災害時の一時避難施設や救援物資の集積等の防災拠点として、各施設の耐震化等の推進が必要である。
応急仮設住宅供給体制の充実	○南海トラフ地震等の被害想定を踏まえ、災害時の応急仮設住宅の必要戸数を確保する必要がある。南海トラフ地震の被害想定では、大量の応急仮設住宅が必要となるため、建設仮設住宅の用地の確保及び借り上げ仮設住宅の円滑な供給体制の確立が必要である。
事業者等と連携した帰宅困難者支援	○コンビニエンスストア等と帰宅困難者支援のための水・食料・トイレ使用等の協定を締結しているが、今後も協定拡大を検討する必要がある。
一時避難所としての都市公園の整備	○帰宅困難者や負傷者の安全確保を目的に、一時避難施設としての都市公園の整備を促進する必要がある。
中山間地域の振興	○農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため多面的かつ公益的な機能を有する中山間地域の維持・活性化を図る必要がある。
地域コミュニティの活性化	○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、地域防災力の低下に繋がることから、特に中山間地域を中心とした地域の維持・活性化を図る必要がある。

（3）保健医療・福祉

施　策	脆弱性の評価
福祉施設BCPの促進	○高齢者、障がい者等の要配慮者が利用する福祉施設の被災及び機能停止は、そのまま利用者の生命に関わることから、災害時にも利用者や職員のいのち、生活を守りながら施設の機能が維持され業務が継続される必要がある。
医療BCPの策定促進	○災害により病院機能が麻痺することは、入院患者はもとより医療措置の必要な被災者の生命　に関わることから、災害時においても病院機能を維持した上での被災患者を含めた患者すべての診療が、発災直後からの初動期、急性期、その後の亜急性期、慢性期へと変化する災害のフェーズに対して継ぎ目無く可及的円滑に行われる必要がある。
医療施設、社会福祉施設の耐震化促進	○医療施設、社会福祉施設等については、入院・入居者の安全を確保するとともに、避難所等にも利用されることもあることから、さらなる耐震化を促進する必要がある。
医療・福祉施設における非常用電源、受水槽の整備	○医療・福祉施設における自立・分散型エネルギー整備の導入を進める必要がある。 ○医療・福祉施設における非常用電源・自家発電装置、受水槽の設置等及び物資の備蓄を促進する必要がある。 ○県立病院は基幹・地域災害拠点病院として電気・水道・ガスなどライフライン確保、医薬品、食料等の備蓄など、機能強化を図る必要がある。
医療機関の浸水対策	○浸水による災害拠点病院の機能が麻痺することを防ぐため、施設の浸水対策を徹底する必要がある。
災害時の医療体制整備	○災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害医療従事者の確保・技能維持を図る必要がある。 ○DMAT　活動終了以降に、各医療圏の医療救護活動全般の調整を行う災害医療コーディネーターの知識・技能を向上させる必要がある。 ○主に災害急性期以降における医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援を行う日本医師会災害医療チーム(JMAT)等の医療救護班との連携体制を構築する必要がある。 ○災害発生時には、広域災害救急医療情報システム(EMIS)での入力・情報共有を図るよう、医療施設等の関係機関を対象にした研修会等を実施する必要がある。

	○災害時に専門的なこころのケアが円滑に行われるように災害派遣精神医療チーム（DPAT）の整備及び DPAT 構成員の研修を実施し、体制整備を推進していく必要がある。 ○災害時医療の中核となる災害拠点病院の機能強化を図る必要がある。特に基幹・地域災害拠点病院となる県立病院については、ハード・ソフトの更なる整備を進める必要がある。
ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営	○ドクターヘリの運用、航空搬送拠点臨時医療施設の運営等、大規模災害における広域医療搬送等を想定した体制の整備を図る必要がある。
孤立集落における医療確保	○孤立集落においても医療措置が必要な患者が発生した場合に医療活動が実施できる体制を整備する必要がある。
医薬品等の確保対策	○災害時における支援活動に関する協定締結団体等と、災害時に必要とされる医薬品、医療機器等の円滑な供給体制を構築する必要がある。
被災地における感染症予防・衛生対策	○避難所における感染症予防・衛生対策のため、平時から予防接種を促進し感染症の発生を防止する必要がある。 ○消毒や害虫駆除においては、迅速適確に実施できるように市町村との連携を強化する必要がある。
避難者の健康対策	○避難所生活者等の健康悪化や災害関連死を防ぐため、市町村や関係機関と連携し、災害時における被災者の健康支援体制を整備する必要があるとともに、自宅避難者、車中泊等の避難所外の被災者の健康対策についても検討する必要がある。
要配慮者対策の推進	高齢者、障がい者や乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時に配慮が必要ないわゆる要配慮者に対しては、それぞれの特性に応じた避難対策の支援を検討する必要がある。
高齢者施設の防災対策	○高齢者施設において非常災害に関する具体的計画の作成、避難体制の整備を行うとともに、定期的な従業者への周知及び避難訓練を行う必要がある。
避難行動要支援者対策の推進	○市町村において災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難な避難のため特に避難を必要とする避難行動要支援者名簿の作成及び避難行動要支援者ひとり一人の個別支援計画の作成を促進する必要がある。 ○個別支援計画に基づく災害時の避難支援等を実行性のあるものとするため、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくこととともに、防災や福祉、保健、医療等の各分野の関係者や機関同士が連携して取り組む必要がある。 ○津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域等災害が想定される区域にある医療・福祉施設においては避難計画の策定や訓練等を実施するなど入所者等の安全な避難を図る必要がある。 ○要配慮者の避難支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区を無くし充足率 100%を目指す必要がある。
福祉避難所の整備	○一般の避難所では生活が困難な要配慮者等を受入れるため、市町村における福祉避難所の確保を促進する必要がある。
災害時の福祉体制整備	○福祉分野における、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等のための災害福祉広域支援ネットワークの構築を検討する必要がある。
災害ボランティアの体制強化	○県社会福祉協議会等と連携し、平常時から県民等に対するボランティア活動の普及・啓発に努めるとともに、災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるための体制を整備する必要がある。
民生委員・児童委員の確保【再掲】	○被災者支援を行う民生委員・児童委員の欠員地区をなくし充足率 100%を目指す必要がある。

被災者の生活再建支援	○被災者生活支援措置（被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、災害援護資金、生活福祉資金の貸付、母子父子寡婦福祉資金、災害時安心基金等）を迅速かつ円滑に実施するため、市町村と連携した実施体制を構築する必要がある。

（４）エネルギー／情報通信

施　策	脆弱性の評価
再生可能エネルギーの導入	○エネルギー供給源の多様化のため、庁舎や学校、避難誘導道路等の災害時に不可欠な機能を有する施設や防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入を促進する必要がある。
自立・分散型エネルギーの導入促進	○地域内で独自のエネルギーを確保することは、防災の面において重要な役割を担うため、太陽光、バイオマス、小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
災害協定の締結等による燃料供給	○南海トラフ地震等の大規模災害時における燃料供給等については、災害応急対策活動に支障が生じないように緊急通行車両等や優先供給施設の供給について国や県において燃料供給計画を策定、この計画に基づき、県石油商業組合や石油連盟と協定等を締結し、中核 SS 等からの燃料供給体制の構築体制図っている。
優先供給施設への燃料供給	○南海トラフ地震等の大規模災害時には、燃料供給が混乱することが予想されることから、優先供給施設の災害応急対策活動が円滑に進むように、国及び県の燃料供給計画に基づき石油連盟や県石油商業組合と協定を締結している。今後、供給手順等についてマニュアルを策定して燃料事業者や施設管理者等と情報共有を行う必要がある。
電力事業者における災害対策	○電力事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。
企業局の電気事業における各設備の地震対策	○発電設備、送配電設備、建屋については耐震化を終了している。今後は放流ゲート等のダム設備や取付道路の橋梁について耐震性を照査し、必要に応じ耐震化を進めていく必要がある。 ○災害発生時に備え、民間の電気事業者とも連携し、設備の強化を図る必要がある。
情報インフラの確保対策	○社会経済システムが機能不全に陥らないためには、情報通信業と各産業との間には複雑な相互依存関係が存在しているおり、そのような相互依存関係の見える化を図った上で脆弱性を評価する必要がある。 ○情報通信の効果的・効率的な復旧のために、電気通信事業者との連携を図る応急活動体制の整備を「通信に関する関係者連絡会」により進めているが、電気通信事業者との相互認識共有及び情報・意見交換が必要である。
宮崎情報ハイウェイ 21 の適切な運営・管理	○「宮崎情報ハイウェイ21」については、冗長性や迂回経路の確保等、一定の耐災害性が確保されているところではあるが、被災想定箇所における光ファイバー架空区間の耐災害性やアクセスポイントのあり方など、さらに検討していく必要がある。また、次期情報通信基盤のあり方に関する調査研究を進める必要がある。
放送事業者・通信事業者における災害対策	○放送事業者及び通信事業者における災害予防措置の徹底を要請するとともに、大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について日頃から連携を密にしておく必要がある。
防災拠点における無線 LAN 環境整備	○県・市町村庁舎等の防災拠点において、災害時に必要な情報を入手できるよう無線 LAN 環境の整備を検討する必要がある。
避難施設における通信整備の確保	南海トラフ地震などの大規模災害が発生した時は、電力の供給停止や通信事業者による通話統制が行われ固定電話や携帯電話などの情報通信システムの使用が制限されるため避難施設等の状況確認が困難になる。このため災害時に指定避難所や津波避難タワー等との通信手段を確保するため災害用通信設備（災害用特設公衆電話・特設公衆 WiFi）の早急な設置や非常用電源設備の確保の整備を進めて行く必要がある。

携帯電話エリア整備	○緊急時・災害時の有効な伝達手段である携帯電話の不感地域の解消を図るため、携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、その経費の一部を助成する等、不感地域の解消を図っていく必要がある。

（5）産　業

施　策	脆弱性の評価
企業防災の促進	○専門家派遣やセミナー開催による企業のBCP作成支援の取組を充実させ、企業のBCP策定を促進する必要があるとともに、BCPに基づく施設整備や、耐震改修を促進することにより企業の災害対策を促進する必要がある。 ○企業等が地域の一員として平常時から自治体や消防団、自主防災組織等と連携を深める必要がある。 ○南海トラフ地震が発生した場合、不特定多数の人が出入りする施設や危険物を取り扱う施設等については被害が拡大するのを防ぐため南海トラフ地震防災対策特別推進地域内にあるこれらの施設については地震防災対策計画の策定を促進する必要がある。
事業所等における備蓄促進	○事業者等において帰宅困難な従業員のための備蓄等を促進する必要がある。
被災中小企業等の再建支援	○被災中小企業の再建を促進するための金融支援が円滑に実施されるよう関係金融機関等と連携し、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、融資制度の弾力的運用等について事前にシミュレーションをしておく必要がある。
中小企業労働者への金融支援	○地震等により離職を余儀なくされた中小企業労働者で、生活費や子息の教育費に困窮した方に対する金融支援（中小企業勤労者支援融資（ハッピーローン貸付））において、大規模災害時に速やかに対応できるよう関係機関と事前に協議・検討を行う必要がある。
離職者の再就職支援	○地震により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、労働局と連携し、離職者や求人・求職動向の把握、臨時職業相談窓口の設置等の早期再就職支援について事前にシミュレーションをしておく必要がある。
食品事業者等との連携強化	○災害時にも食品流通に係る事業を維持もしくは早期に再開させることを目的として、県、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等における連携・協力体制について検討する必要がある。
工業用水道事業における地震対策	○主要設備については耐震化を終了している。その他については、今後耐震性を照査し、必要に応じ耐震化を進めていく必要がある。 ○大規模な災害発生時に、独力での工業用水道の復旧が出来ないような場合は、九州地域の水道事業者で締結した「九州地域災害時相互支援協定」（H27.11 月）の適切な運用により早期復旧を図る必要がある。
旅行者等への防災対策	○スポーツキャンプや国際的なゴルフ大会開催時期においては、特定の地域に多数の選手・関係者、観光客等が集まるため、大規模地震・津波等による人命の保護を最大限図るとともに、災害情報の提供、避難誘導対策等、関係機関が連携した対策を検討する必要がある。
観光客誘致対策	○災害後の安全性への不安により本県への旅行等を控える観光客対策として、ホテル・交通等の県内観光事業者と連携した情報発信や旅行会社へのプロモーション等について検討しておく必要がある。
危険物保管施設及び高圧ガス設備等の安全確保等	○地震や津波による危険物保管施設や高圧ガス設備等の被害の軽減を図るため、設備の耐震化を促進するとともに、関係従事者の安全教育を推進し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

（６）交通・物流	
施　策	脆弱性の評価
緊急輸送等のための交通インフラの確保	○地震災害時の「緊急輸送を確保するため必要な道路」であり、災害発生時の救助・救急・医療・消火活動及び緊急物資供給等に必要な人員及び物資等の輸送を担う緊急輸送道路の整備促進を図る必要がある。 ○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要があるとともに、高規格幹線道路と一体となって、地域構造を強化する役割を担う地域高規格道路の整備促進を図る必要がある。 ○広域交通ネットワークを確保するため、特に緊急輸送道路に架かる特殊橋の耐震補強を確実に推進する必要がある。 ○物資輸送ルートを確実に確保するため複数輸送ルートの確保を図る必要がある。 ○山間地等における避難路や代替輸送路を確保するため、農道・林道等は社会基盤上重要な施設であり、交通ネットワークとしての整備及び適正な保全対策が必要である。また、農道橋等の適切な管理を図るため、個別施設計画の策定を促進する必要がある。
	○緊急輸送道路に関連する橋梁設備について、耐震・津波対策を推進することにより、災害時の交通の確保に加え、橋梁に施設されている水道管、光ケーブル等の途絶を防止する必要がある。
	○耐震強化岸壁（緊急物資を海上輸送により受け入れる岸壁整備）及び臨港道路における緊急輸送路の確保を図る必要がある。 ○重要港湾で策定している港湾管理者行動計画（港湾BCP）に基づき、大規模災害時の岸壁、航路、臨港道路等の港湾施設の啓開を行い、港湾における応急復旧活動を行う必要がある。
緊急輸送道路等の早期啓開体制整備	○同時発生した多数の集落における孤立化の早期解消を図るため、大規模災害を想定した迅速な道路啓開方法等について検討する必要がある。
	○大規模災害発生時には、がれきや放置車両等の散乱により、支援物資を運搬する車両等の通行が阻害される恐れがあることから、早期に道路啓開を実施し、輸送ルートを確保する必要がある。
高速道路のミッシングリンクの早期解消	○東九州自動車道及び九州中央自動車道の事業中区間の早期完成と未事業化区間の早期事業化及び暫定二車線区間の四車線化を要望していく必要がある。
市街地等の幹線道路の無電柱化	○大規模地震時に被害を受けやすい電柱の脆弱性を解消する必要がある。
東九州新幹線の整備計画路線への格上げ	○広域交通の代替性を確保するためにも、東九州新幹線の整備計画路線への格上げに向けた取組を強化する必要がある。
災害協定の締結等による生活物資の調達	○災害時における生活必需品について、民間事業者等との物資調達・供給確保等の協力協定を締結し、流通備蓄の整備を進める必要がある。
主要鉄道駅、宮崎空港の耐震化の促進	○大規模地震等が発生した場合、空港、鉄道等の交通施設の倒壊により、人命はもとより、避難や応急対策に障害がおよぶおそれがあるため、施設の耐震化や防災対策の強化を国や事業者に対して働きかける必要がある。
空港、鉄道、港湾利用者の避難対策	○津波により被害を受ける恐れのある、宮崎空港や鉄道、フェリーなどの利用者の安全確保について、施設管理者・事業者等と連携した対策を進める必要がある。
地域交通網の確保	○過疎化等による地域コミュニティの衰退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。地域コミュニティの維持のため、路線バス等の地域交通網を確保する必要がある。
港湾の地震・津波対策	○港湾のL１津波（比較的発生頻度の高い津波）対策としての海岸保全施設の整備、避難施設の整備を促進するとともに、重要港湾3港で策定した港湾BCP（港湾事業継続計画）の推進を図る必要がある。

支援物資受入体制の確立	○南海トラフ地震などの大規模災害発生時において県や市町村では必要な物資を迅速に調達することは困難なため避難者への食料供給が低下する。このため国はプッシュ型により必要不可欠な物資調達を県に供給する計画となっている。 　県では県外からの多量の物的支援を円滑に受入れ、避難者へ迅速に届けるため国の計画と連動して県の物資調達に係る計画を策定しているが、今後は計画の実効性を高めるためにマニュアルの整備や市町村においても物資調達に係る計画を策定する必要がある。

（７）農林水産

施　策	脆弱性の評価
漁港の防災対策	○漁港施設の耐震化や粘り強い構造の付加により、漁港機能の復旧期間の短縮や経費の縮減を図る必要がある。
農地農業用施設の保全	○県土の全域がシラスなどの特殊土壌に覆われ、豪雨などにより浸食を受けやすいため、農地の浸食防止を目的とした排水路整備を進めるとともに、排水機場やため池の整備により、農地や農業用施設の被害防止軽減を推進する必要がある。
基幹的農業水利施設の長寿命化	○基幹的農業水利施設の長寿命化計画の策定や耐震化などハード対策を進める必要がある。
集落排水施設の機能保全	○農業集落排水施設の老朽化対策を図るため、機能診断未実施箇所については実施を促進していく必要がある。 ○漁業集落排水施設の老朽化対策の更なる拡大を図るため、機能診断の早急な実施が必要である。
農業用ため池等の防災対策	○人命・財産への影響のあるため池の耐震調査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある、また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。 ○農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を進める必要がある。
災害発生時の情報発信	○災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。
森林の整備	○人工林の生育段階に見合った適切な間伐をはじめ、再造林や鳥獣害防止施設等の整備など、計画に基づく効率的な森林施業の実行に取り組むとともに、多様な森林の造成等により樹冠や根系の発達した樹木を育て、下層や林床の植生が豊かな森林づくりを進め、表層崩壊や風害の防止機能を向上させる必要がある。

（８）国土保全

施　策	脆弱性の評価
河川堤防、海岸保全施設等の高潮、地震・津波対策	○河川堤防の耐震対策や水門等の地震・津波対策、海岸堤防の耐震対策、既存の河川・海岸管理施設の老朽化対策等を推進する必要がある。しかしながら、施設整備だけでは自然災害に対応するには限界があることから、関係機関が連携してハード対策の着実な推進を図るとともに、警戒・避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた防災・減災対策が必要である。 ○海岸保全施設の整備については、海岸の侵食対策や高潮対策、L1 津波（比較的発生頻度の高い津波）対策を推進していく必要がある。
河川、海岸の耐震対策	○浸水被害軽減のために、河川・海岸堤防等の地震・津波・高潮対策を着実に推進する必要がある。

河川改修等による水害対策	○水害を未然に防止し、被害を最小化するため、河川整備と既存の河川、ダム管理施設を適切に維持管理するとともに老朽化対策を進める必要がある。 ○施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所から重点的・集中的に行う必要がある。 ○ダムの洪水調節操作ルールの見直しによる治水機能の向上を図る必要がある。
防災対策の推進	○防災拠点、ライフライン施設、重要産業施設、輸送基盤施設等の被災を防ぐとともに、救助・物資等の輸送ルートを確実に確保するため、施設周辺や道路等の防災、震災対策及び地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。
土砂災害危険箇所の周知	○危険箇所の基礎調査の実施及び結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。 ○住民の円滑な避難のため、市町村における土砂災害ハザードマップの整備を促進するとともに、ハザードマップを活用した住民の避難訓練の実施により早期避難を促進する必要がある。
山地災害の復旧や土砂流出の防止	○山地に起因する自然災害から人命・財産の保護を図るため、山地災害危険地区の整備を進めてきた。山地災害危険地区の整備率は平成26年度末で52.2%となっており、引き続き、治山施設の整備等の防災減災対策をハード対策・ソフト対策を合わせて推進する必要がある。 ○国土保全機能の保全を図るため、保安林の適切な管理・保全や改良、保安林の整備を進める必要がある。
木材利用を促進する技術開発	○森林の荒廃を防止し、土砂崩壊等の国土保全機能を十分発揮する上では、植えて、育てて、伐って利用し、また植えるという森林の循環が極めて重要であることから、木材の利用を促進するため、新たな利用先として期待されるCLT等をはじめ、木材の多様な利用技術開発に引き続き取り組むことが必要である。
ダム施設の長寿命化	○ダム機能が保持されるよう長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
砂防関係施設の長寿命化	○損傷時の社会的影響が大きい砂防関係施設について長寿命化計画を策定し、適切な維持管理や長寿命化を図る必要がある。
農業用ため池等の防災対策【再掲】	○人命・財産への影響のあるため池の耐震性の照査及び市町村における「ため池ハザードマップ」の作成支援を行うとともに、マップの周知を図る必要がある、また豪雨・地震等による決壊の恐れのあるため池の対策を進める必要がある。 ○農業用防災ダムの耐震診断について、大規模地震発生時の機能停止を防ぐため、未診断箇所の耐震性の点検を進める必要がある。
建設業の担い手育成	○地震・津波、土砂災害等の災害時に道路警戒等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されることから、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善を図る必要がある。
水防災意識社会の再構築	○気象変動の影響により大規模な浸水被害の発生頻度が高まることが懸念されることから、氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を進めるため、国の「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき国、県、市町村が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する必要がある。
津波ハザードマップ等の作成促進	○津波が発生した時に県民が迅速に避難活動を行えることが重要である。このため沿岸市町では津波発生時の避難の目安となる津波の浸水域や避難場所をあらかじめ示しているハザードマップの作成等の取組を行っているが、今後も取組を推進し県民の防災意識の向上に努める必要がある。
洪水ハザードマップ等の作成促進	○洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成・公表を促進する必要がある。既に作成済の市町村においても、住民に分かりやすいハザードマップの検討を進める必要がある。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、市町村等と連携した啓発を推進する必要がある。

高潮ハザードマップの作成促進	○高潮時の円滑かつ迅速な避難のため、高潮ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。また、配布されたハザードマップが有効に活用されることが大切であることから、市町等と連携した啓発を推進する必要がある。
土砂災害危険箇所対策	○土砂災害発生の危険性が高い箇所において対策工事を推進しているが、その整備率は 29.2%(H27 年度末現在)と低く、ハード対策に併せソフト対策による早期避難への支援が必要である。 ○危険箇所の基礎調査の実施及び結果の公表等により危険な箇所を周知するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する必要がある。 ○火山災害への対応として、国・市町村と連携した河川・砂防・治　山等の土石流対策を推進する必要がある。 ○住民の円滑な避難のため、市町村における「土砂災害ハザードマップ」の整備を促進する必要がある。
内水浸水被害対策	○内水浸水被害の解消及び軽減のため、揚水機場や管渠等の排水施設の整備を引き続き促進する必要がある。
地籍調査の推進	○災害復旧を迅速に行うには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必須で有り、地籍調査を推進する必要がある。
健全な水循環の維持・回復	○限りある水資源を有効に活用するため、健全な水循環の保全を進める必要がある。

（9）環　境

施　策	脆弱性の評価
浄化槽の強靭化対策	○浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。また、GISを活用した浄化槽台帳システムを整備し、設置・管理状況などの把握情報の精度を高める必要がある。
災害廃棄物処理	○南海トラフ巨大地震を想定し平成 28 年 3 月に策定した「宮崎県災害廃棄物処理計画」に基づく広域処理体制を構築する必要がある。 ○市町村災害廃棄物処理計画の策定を促すとともに、その実効性を高める必要がある。また、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、市町村における災害廃棄物をを仮置きするためのストックヤードの確保等を促進する必要がある。
有害物質拡散・流出の防止対策	○有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事故発生を想定したマニュアルの見直し等を行い、国・市町村等の関係機関と連携して対応する必要がある。

２　横断的分野

（1）リスクコミュニケーション

○国土強靱化を進める上で、県民、企業、行政等の様々な主体が、自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動できるよう、国土強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会が継続的に得られる必要がある。

○南海トラフ地震等の最新の科学的知見に基づく被害想定に加え、過去に幾多の災害に見舞われてきた本県の災害事例から今後の教訓等を学び、伝承することで、県民の危機意識を正しく喚起する必要がある。

○自然災害から命を守るためには、早期避難、住宅の耐震化・家具の転倒防止、備蓄等の対策が必要であるが、県民の備えは、いまだ十分な状況にないことから、関係機関の連携により更なる啓発等に取り組む必要がある。

○将来にわたり本県の強靱化を推進するためには、未来を担う将来世代が、人の命の尊さ、災害から生き残る術、困っている人を助けることや人と人とのつながり・絆の大切さを学ぶ防災教育の一層の充実を図る必要がある。

○災害時における高齢者、障がい者、外国人等への配慮や男女共同参画の視点を踏まえた住民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる必要がある。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動を促進する必要がある。

（2）老朽化対策

○戦後の急激な人口増加や高度経済成長による社会ニーズの変化に対応するため整備してきた県立学校、県営住宅など数多くの建物系施設や道路、橋りょうなどのインフラ施設が今後急速に老朽化する一方、人口減少・少子高齢化による行政ニーズの変化や厳しい行財政運営が見込まれることから、公共施設等の保有・運営・維持の最適化を図る必要がある。

○施設の維持管理には、日常の点検・診断・修繕等において様々な専門知識・技術が求められており、マニュアルの活用や研修の実施等により関係職員の育成や資質向上等を図り、組織的に体制整備や技術力の確保に取り組む必要がある。

○国・地方公共団体とも、急速に進行する公共施設等の老朽化に対応することが求められているが、現状では、それぞれが計画し、整備を行っている。国・地方公共団体ともに財政状況が厳しい中で、今後は、相互に連携しながら、地域の特性を踏まえた上で様々な観点から検討を行い、最適な施設整備に取り組む必要がある。

（３）産学官民・広域連携

○大学等との連携により、様々な災害の被害状況等の推測や評価をはじめとした防災に関する調査・研究を行うとともに、その内容を県内での情報発信や教育・啓発等に活用する必要がある。また、大学での教育や活動によって、学生が現在から将来にわたり地域防災を担う人材となることが望まれる。

○近年多発する大規模災害や、首都直下地震、南海トラフ地震の危惧等による全国的な防災意識の高まりをとらえ、本県の農林水産資源を活用した非常食などの備蓄品や防災関連製品の開発、既存サービスの災害対策への応用等、県内諸産業による効果的な製品・サービスの提供を通じた地域防災力の向上に向けた取組を検討する必要がある。

○大規模災害においては、県内の人的・物的資源では十分な災害対応が出来ないことが想定されることから、県外からの支援について、九州知事会や南海トラフブロック協議会等の場を活用し、行政や関係団体等との連携体制を確実に構築しておくとともに、支援の円滑な受入れのための受援計画の策定や活動拠点の整備等を市町村や関係団体と連携して推進する必要がある。
　また、行政による公助には限界があることから、防災や被災者支援等における企業、NPO、ボランティア等の民間ノウハウの積極的な活用を推進するとともに、災害協定等により連携体制を整備する必要がある。

○県内市町村同士の支援体制を構築するため、「宮崎県津波対策推進協議会」や「宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会」等の市町村間の連携に係る取組を促進する必要がある。

（４）地域活性化

○地域活力の減退は、災害により加速され、災害後の復旧・復興の活力が失われるおそれがある。災害後も地域の活力が維持されるためには、平時から地域活性化の取組を進める必要がある。

○農山漁村の持つ国土保全や水源涵（かん）養等の多面的機能を維持するためには、農林水産業の振興に加え、地域の資源や特性を生かした産業の創出や企業立地の推進、地域経済循環の促進等を図ることにより、地域において雇用と所得を確保する必要がある。

○人材の流出に歯止めをかけ、住民が住み慣れた地域での暮らしを続けていけるよう、「小さな拠点」の形成をはじめとした集落のネットワーク化や広域連携を進め、買物や交通、医療、情報通信等、地域での暮らしに欠かすことのできない生活機能の維持・充実を図る必要がある。

○農林水産業をはじめとする地域産業の担い手確保とともに、移住・UIJターンを促進する必要がある。

○消防団や自主防災組織の充実強化、防災士の養成・能力向上に取り組み、住民が地域防災をはじめとした地域コミュニティ活動の担い手となる環境を整備する必要がある。